

婦人関係資料シリーズ
調査資料NO.19

下層勞働者家族の生活

実態調査結果報告書

勞働省婦人少年局

は し が き

婦人少年局では、さきに大工場と中小工場に働く労働者の家族生活の実態調査をおこない、すでにそれぞれ報告書を発表していますが、次いで第三次の試みとして、零細企業の労働者や日雇労働者等いわゆる下層労働者の家族生活実態調査を実施しました。ここにその結果報告をおくります。

この調査は、これら下層労働者の家庭生活がどのような状態にあり、どのような特質をもっているか、またその妻の生活が夫の職業や収入とどのような関連をもっているかを明らかにするとともに、これら家族の生活環境や地域的諸条件を考察して、労働者家族の生活向上に必要な対策をたてるための基礎資料をうるために行つたものです。幸いにしてこの報告書が大方のお役に立つことを願つてやみません。

この困難な調査が滞りなく実施をみ、本報告書発表の運びに至つたことは、労働科学研究所の並々ならぬ御協力に負うものです。記して厚く御礼を申し上げます。

昭和31年11月15日

労働省婦人少年局

〔附記〕 この調査は、デフレ経済下の昭和28年から29年にかけて行われているので、今日の水増しと若干のズレがある部分があることをお断りしておきます。



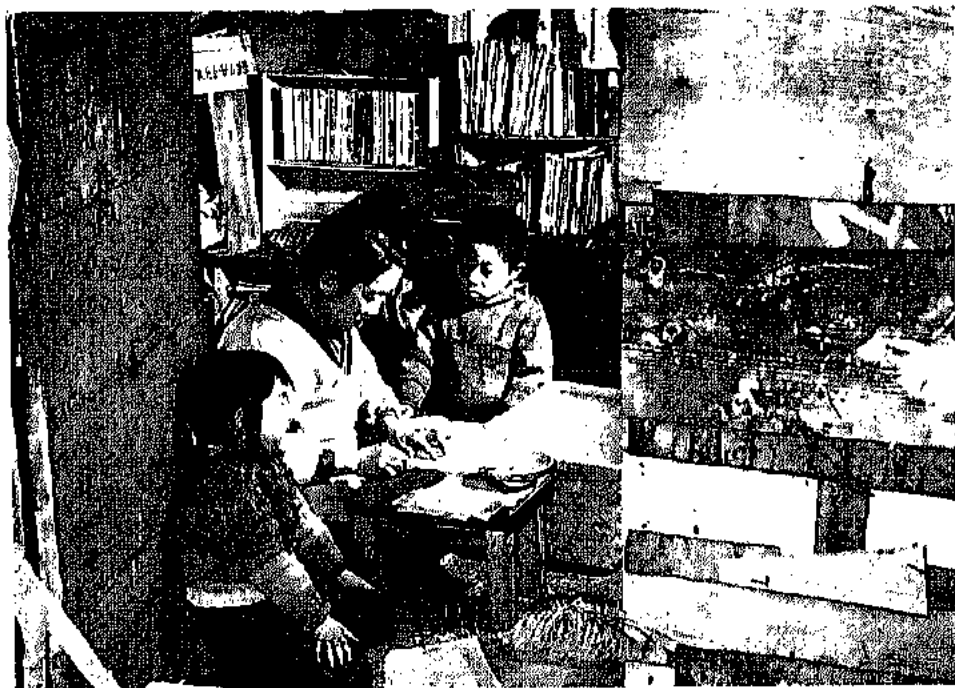
——職業安定所に集る人々——

7時の受付開始を待っている。



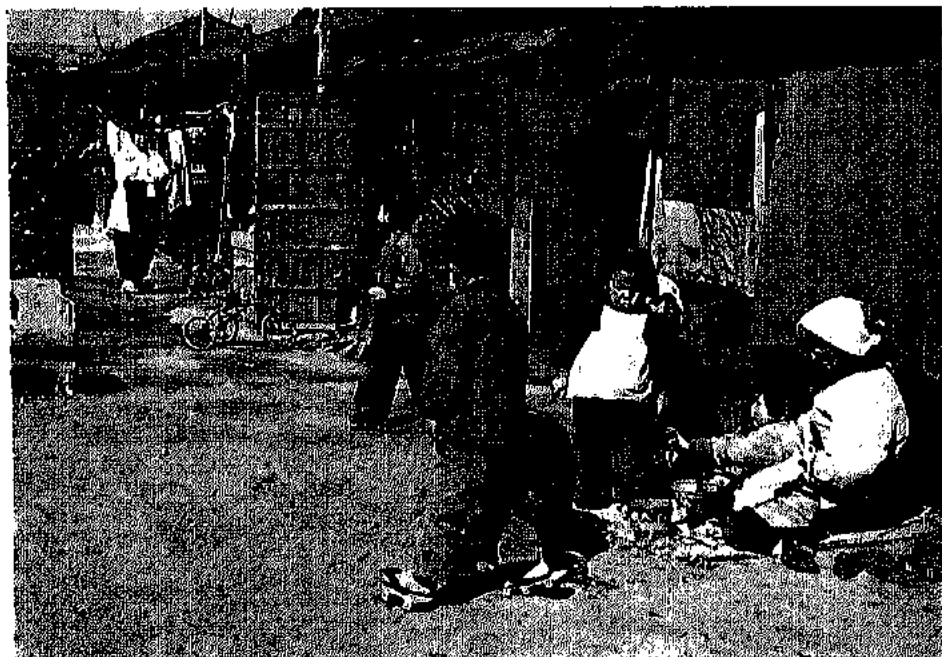
——黄金受取り——

区役所の裏庭におかれた魔品電車窓から、一日の賃金を受取る。



——内職する母親——

単純な手内職では、朝早くから夜中までこんをつめても、月3,000円のかせぎをあげることは容易でない。



——露地で遊ぶ幼児たち——

おばあさんでもない家では、守りをする人もなく、たいてい子供たちだけであそんでいる。



——炊事——

土間に七輪をおき捨てて来た板切れや石炭がらをもらして煮たきをする。



——洗濯——

赤ん坊のおむつが足りないので洗濯の回数も多くなる。



——買いもの——

日雇賃金のその日暮らしでは、小量買のむだが多い。



——夕 食——

茶碗は一つしかなく、どんぶりのふたのようなもので間に合わせている。

下層労働者家族の生活

——目 次——

序	
第1節 下層労働者について	1
第2節 調査地について	4
本 論	
調査方法について	7
(1) 調査対象の選定	7
(2) 調 査 事 項	7
第1章 下 層 勞 働 者	8
第1節 男子下層労働者	8
(1) 職 業	8
(2) 年 齢	8
(3) 学 歴	10
(4) 親 の 職 業	10
(5) 出 身 地	11
(6) 職 業 経 歴	12
第2節 女子下層労働者	14
(1) 職業と年齢	14
(2) 主人と別れた時の年齢と原因及びその後の経過年数	15
(3) 学 歴	16
第2章 世 帯 構 成	16
第1節 世 帯 人 員	16
第2節 世 帯 構 成	19
第3節 子女構成の型	20
(1) 子女構成の型について	20
(2) 男世帯における子女の型	20
(3) 女世帯における子女の型	22
第4節 世帯内における有職者状況	23
(1) 男世帯における有職者状況	23
(2) 女世帯における有職者状況	25

第3章 収入状況	26
第1節 本人の収入	26
(1) 男子下層労働者	26
(2) 女子下層労働者	29
第2節 世帯の総収入	30
(1) 男世帯の総収入	31
(2) 女世帯の総収入	32
第3節 世帯総収入の構成	33
(1) 世帯総収入と世帯主本人収入	33
(2) 世帯総収入と本人以外の収入	34
第4節 生活程度	36
(1) 男世帯について	36
(2) 女世帯について	38
第4章 住居状況と寝具状況	39
第1節 住宅の所有関係、家賃、地代	39
(1) 住宅の所有関係	39
(2) 家賃、地代など	40
第2節 台所、飲料水、燃料、便所	41
(1) 台所	41
(2) 飲料水	42
(3) 燃料	43
(4) 便所	44
第3節 過密住	45
(1) 室数と室の組合せ	45
(2) 住宅の広さ	47
第4節 寝具の所持状況	49
(1) 概観	49
(2) 男世帯	50
(3) 女世帯	53
(4) 若干の具体的状況	54
第5章 主婦の生活歴	55
序	55
第1節 主婦の年齢と学歴及び親の職業	55

第2節 学卒から結婚まで	57
(1) 職業について	57
(2) 結婚について	58
第3節 結婚後の職業	59
第6章 家計と家事	61
第1節 家計	61
(1) 家計管理	61
(2) 家計のやりくり	63
第2節 食料品の購入	67
(1) 主食について	67
(2) 副食、調味料について	70
第7章 その他の問題	76
第1節 主人の家事への協力	76
第2節 子女の問題	78
(1) 子女の教育	78
(2) 幼児の保育	79
第3節 健康の問題	80
第4節 新聞とラジオ	82
第8章 栄養状態に関する特殊分析	83
第1節 調査対象	83
第2節 調査方法	85
第3節 摂取栄養量	85
第4節 摂取食品量	89
第5節 飲食物費	94
第6節 家族間における食事の取り方の差異	96
第7節 食生活の実態	97
第8節 心すび	109

統計表目次

序

序—1表	産業別日雇労働者数	1
序—2表	日雇労働者職業紹介	2
序—3表	製造工業等細工場賃金状況	3
序—4表	被保護者状況	3

第1章

1—1表	男子下層労働者の年齢状況	8
1—2表	年齢階級別労働力構成比較	9
1—3表	男子下層労働者学歴状況	10
1—4表	本人学卒時の父親の職業状況	11
1—5表	出身地	12
1—6表	職業経歴	12
1—7表	女子下層労働者の就業と年齢状況	15
1—8表	主人と別れたときの本人の年齢階級	15
1—9表	死離別原因	15
1—10表	死離別後の経過年数	16
1—11表	女子下層労働者学歴状況	16

第2章

2—1表	世帯員年齢別構成	17
2—2表	世帯人員構成	17
2—3表	世帯人員構成比較	18
2—4表(A)	世帯類型(男世帯)	19
2—4表(B)	世帯類型(女世帯)	19
2—5表	子女の型	20
2—6表	1世帯当り平均有職者比較	23
2—7表	男子下層労働者世帯における本人以外の有職状況	24
2—8表	女子下層労働者世帯における本人以外の有職状況	26

第3章

3—1表	男子下層労働者の収入状況	27
3—2表	年齢階級別収入状況	28
3—3表	女子下層労働者の収入状況	29
3—4表	年齢階級別女子下層労働者収入状況(男世帯)	30
3—5表	世帯人員別世帯総収入状況(男世帯)	30
3—6表	世帯総収入比較	31
3—7表	世帯人員別女世帯総収入状況	32
3—8表	世帯総収入における本人収入の比率	34
3—9表	男世帯における本人以外の収入比較	35
3—10表	女世帯における本人以外の収入状況	36

3—11表	消費単位当り収入状況(男世帯)	37
3—12表	世帯人員別消費単位当り収入状況(男世帯)	38
3—13表	世帯人員別消費単位当り収入状況(女世帯)	39

第4章

4—1表	住居の所有関係	39
4—2表	家賃間代地代の支払状況	40
4—3表	台所の有無	42
4—4表	飲料水の状況	43
4—5表	燃料の状況	43
4—6表	便所の状況	44
4—7表	世帯人員別室数	45
4—8表	室の組合せ状況	46
4—9表	室数比較	47
4—10表	世帯人員別住居の広さ	48
4—11表	1人当り畳数別世帯数	48
4—12表	1人当り畳数状況比較	49
4—13表	ふとんの所持概況	50
4—14表	敷ふとん所持状況(男世帯)	50
4—15表	掛ふとん所持状況(男世帯)	51
4—16表	毛布所持状況(男世帯)	51
4—17表	世帯人員別寝具所持状況(男世帯)	52
4—18表	世帯人員別寝具所持状況(女世帯)	54

第5章

5—1表	主婦の年齢階級別状況	56
5—2表	主婦の父親の職業状況	56
5—3表	主婦の学歴状況	57
5—4表	主婦の職業経歴	58
5—5表	結婚の方法	59
5—6表	結婚時の主婦の職業	59
5—7表	男世帯における主婦の結婚後の職業状況	59
5—8表	女世帯における主婦の結婚後の職業状況	60

第6章

6—1表	家計の管理者	61
6—2表	収入を家計に入れる状況(その1)	62
6—3表	収入を家計に入れる状況(その2)	62
6—4表	家計のやりくり状況	63
6—5表	借金状況	64
6—6表	借金先状況	64
6—7表	借金額状況	64
6—8表	借金原因状況	65
6—9表	入質状況	65

6—10表	入賃金額状況	66
6—11表	配給米の取り方	67
6—12表	主食補充状況	67
6—13表	主食補給品組合せ状況(その1)	68
6—14表	主食補給品組合せ状況(その2)	69
6—15表(A)	肉の購入状況(その1)	71
6—15表(B)	肉の購入状況(その2)	71
6—16表(A)	魚の購入状況(その1)	71
6—16表(B)	魚の購入状況(その2)	72
6—17表	みそ1人当1カ月購入量	72
6—18表(A)	しょう油1カ月間の購入量	73
6—18表(B)	しょう油1回の購入量	73
6—19表	食用油の1カ月購入状況	74
6—20表	砂糖の1カ月購入量	75
6—21表	あげもの購入状況	75
6—22表	つくだに購入状況	76

第7章

7—1表	主人の家事への協力状況	76
7—2表	主人の家事への協力程度	76
7—3表	小学生の欠席状況	78
7—4表	中学生の欠席状況	79
7—5表	学 費 難 状 況	79
7—6表	保育所への入所状況	80
7—7表	主人の健康状況	80
7—8表	主婦の健康状況	81
7—9表	子供の健康状況	81
7—10表	その他の世帯員の健康状況	81
7—11表	治 療 方 法	82
7—12表	主婦の新聞を読む状況	82
7—13表	主人の新聞を読む状況	83
7—14表	ラジオの所有状況	83

第8章

8—1表(A)	調査世帯の構成(男世帯)	84
8—1表(B)	調査世帯の構成(女世帯)	84
8—2表(A)	消費単位当り摂取栄養量(男世帯)	86
8—2表(B)	消費単位当り摂取栄養量(女世帯)	86
8—3表	摂取栄養量の比較	87
8—4表	蛋 白 質 比	87
8—5表	助 蛋 白 比 区 分	87
8—6表	主食熱量比区分	88
8—7表(A)	摂取食品量(消費単位当り)(男世帯)	90
8—7表(B)	摂取食品量(消費単位当り)(女世帯)	90
8—8表	摂取食品量の比較(消費単位当り)	92

8—9表	物 価 調 査	94
8—10表(A)	消費単位当り飲食物費(調味料不含)(男世帯)	95
8—10表(B)	消費単位当り飲食物費(調味料不含)(女世帯)	95
8—11表	飲食物費の比較	96
8—12表	物価指数の変動状況	96
8—13表(A)	主食の摂取形態(%) (男世帯)	98
8—13表(B)	主食の摂取形態(%) (女世帯)	100
8—14表(A)	蛋白質性食品摂取回数(十日間中)(男世帯)	102
8—14表(B)	蛋白質性食品摂取回数(十日間中)(女世帯)	106
8—15表(A)	献 立 例	106
8—15表(B)	献 立 例	106
8—16表	献 立 例	107
8—17表	献 立 例	108
8—18表	献 立 例	108
8—19表(A)	献 立 例	108
8—19表(B)	献 立 例	108

図 表 目 次

序

序—1図	江戸川区の東京都における位置	4
序—2図	江戸川区内略図	5
序—3図	調 査 地 域	6
序—4図	(i) 満潮時における江戸川区地勢図	6
	(ii) 江戸川区地盤変動差測定表	6

第1章

1—1図	年齢階級別労働力構成比較	9
1—2図	父親の職業状況比較	10

第2章

2—1図	世帯人口構成比較	18
2—2図	1世帯当り平均有職者比較	24

第3章

3—1図	世帯総収入比較	31
3—2図	消費単位当り収入比較	37
3—3図	世帯人員別消費単位当り平均収入比較	38

第4章

4—1図	不衛生な炊事場所の一事例	42
4—2図	家の見取り図	47

4-3図	室数比較	47
4-4図	1人当り畳数状況比較	49
4-5図	寝方例	54

第7章

7-1図	主人の家事への協力比較	77
------	-------------	----

第8章

8-1図	収入と勤怠比	88
8-2図	収入と主食熱量比	89

附 録

調査票 A	112
調査票 B	116

序

第1節 下層労働者について

ここでとりあげようとするのは、下層労働者家族の生活であるが、下層労働者とはどのような人々を意味するかというと、常識的にはともかく学問的には色々問題があるであろう。しかしここでは一般的に下層労働者とみられている日雇労働者、零細工場労働者、家内労働者、その他その周辺にいる人々を対象として取り上げることとする。

それならばそのような日雇労働者、零細工場労働者その他の労働者はわが国でどの位存在しているかを はつきり示してくれる統計はないというのが現状であるが、一応目安となる若干の統計資料を以下あげて おきたい。

① 先ず、総理府統計局の「労働力調査」であるが、ここでいう日雇労働者とは「日々又は1カ月未満の契約で肉体労働に従事している者」であり、その他の日雇労働者は含まれていないから実数の日雇労働者よりはずつと少ない。このような統計であることに留意しながら、1954年10月分について第序-1表によつてその状況をみると、全産業で113万人、性別にすると男子日雇労働者が64万人、女子日雇労働者が49万人となっている。これを産業別にみると農林業が32万人、非農林業が81万人となっている。

今回の調査に関連の強い非農林業についてその内訳をみると、建設業が多くて31万人、次が製造業の23万人などとなっている。これを性別にすると男子日雇労働者48万人の半数24万人が建設業で働き、製造業に働らく日雇労働者は20%に満たないのであるが、女子日雇労働者33万人では製造業に属するものが最も多く40%を越え、建設業は20%強となつていて、男女日雇労働者の産業別相違がみられる。

第序-1表 産業別日雇労働者数

		総 数	内	
			男	女
全	総 数	千人 1,130	千人 640	千人 490
	農 林 業	320	180	160
内	非 農 林 業	810	480	330
	漁 業 及 び 水 産 養 殖 業	30	20	10
非	飲 食 業	20	10	10
	建 設 業	310	240	70
農	製 造 業	230	90	140
	卸売、小売業及び金融保険不動産業	100	60	40
業	運輸、通信業及びその他の公益事業	40	30	10
	サ ー ビ ス 業	70	20	50
内	公 務	10	10	-
	分 類 不 能 の 産 業	-	-	-

注 労働力調査 1954年10月分より作成

第序—2表 日雇労働者職業紹介

性及び年月	求職総延数	月有効求職者	新規求人数 (延)	紹介件数 (延)	就職件数 (延)	就職実人員	失業対策事業 就労延数
合計	7,726,555	359,452	6,432,525	6,425,182	6,214,654	337,879	4,299,932
昭和29年10月	4,364,735	236,400	4,152,605	4,144,097	4,000,054	217,143	2,543,196
男子	2,831,820	133,052	2,279,921	2,281,085	2,214,600	120,736	1,756,736
女子							

注 1. 労働省職業安定局労働市場年報より

2. 日雇とは日々改めて紹介され或いは1ヵ月未満の雇用期限を定めて紹介される仕事をいう

これら日雇労働者は個人的に或は公共職業安定所を通じて就労するのであるが、公共職業安定所の窓口
に現れる日雇労働者の状況をみると、第序—2表の如く月間求職総延数は770万人前後に達し、就職延人
員は620万人前後、そのうち政府の失業対策事業に就労する延人員は約480万人である。

この様な政府の失業対策事業に公共職業安定所を通じて就労しうるのは、失業者であつて、その当
家が家計の主たる担当者であることが必要条件となつており、この要件を充足すると判定された者に、「失
業対策事業就労適格者証」が交付される。

この失業対策事業就労適格者証を受けている日雇労働者は毎日就労しうるかという、そうではなく、
労働市場の状況によつて就労しえないことが起きるわけである。よつて、実際に就労しうる人員は民間或
いは公共事業の求人数と、失業対策事業の規模によつて左右されることになる。この1ヵ月間の全国平均
就労日数は21日位となつていますが、就労日数は各地方によつて当然まちまちで、府県別では東京都が最
も多い。

これら失対就労者の賃金は以前においてはその作業の相違によつて区分されず、一律の賃金が支払われ
ていたが、1951年より作業能率の向上を目的として「応能制賃金」制度がとられ、現在では、数段階の
賃金がきめられているが、1954年の末までは280円～370円、男子は主として330円、女子では280
円であつた。

このようにして緊急失業対策事業における日雇労働は失業救済的性格を保持しつつ、しかもその内容を
変化させてきていることを知っておかねばならない。

② 次に、零細工場の労働者数であるが、どの程度のものを零細工場とみなすかは問題である。しかし一応
30人未満程度のものを「零細」工場とすれば、事業所統計調査結果報告（昭和26年）によつてみると、製
造工業における全従業員数約550万人のうち、1～4人の規模では約12.5%（688,652人）、5～9人の規
模では約10.7%（598,456人）、10～29人の規模では約20.1%（1,108,018人）を占めている。すなわち
零細工場労働者は全工場労働者の4割を超える無視しえない重要な比重を占めていることが分る。

尚、このような零細工場労働者の賃金状況を参考までにみると、大工場労働者の半分前後という極端な
低賃金であるが、1954年の個人別賃金調査によつて10人～29人企業の賃金分布をみると第序—3表の如く、
男子労働者では4,000～8,000円の賃金のものが全体の約3分の1を占めて最も多く、8,000～12,000円が
31.4%、12,000～16,000円では17.7%と低下し、16,000～20,000円では僅かに7.6%、20,000円以上では

第序—3表 製造工業零細工場（10～29人）賃金状況（労働者）

		総 数	4,000円未満	4,000～8,000	8,000～12,000	12,000～16,000	16,000～20,000	20,000円以上
男 子	実 数	325,892	15,361	108,700	102,400	57,573	24,688	17,170
	%	100	4.7	33.3	31.4	17.7	7.6	5.3
	%累計	/	/	38.0	69.4	87.1	94.7	100
女 子	実 数	149,365	39,237	98,990	10,189	702	173	74
	%	100	26.4	66.3	6.7	0.5	0.1	0.0
	%累計	/	/	92.7	9.4	99.9	100	100

注 労働省個人別賃金調査（29年4月現在）より作成

5.3%であり、12,000円未満が約7割にも達している。また女子労働者では男子の場合よりも一層賃金状
況は悪く、4,000円未満が全体の4分の1を越え26.4%、4,000～8,000円は約3分の2、66.3%で、大部分
が8,000円未満に属し、8,000～12,000円は6.7%、それ以上は1%にも満たない。つまり、婦人労働者の
場合には日雇労働者にさえ劣る場合が多いことが分る。

③ 第3の下層労働者は、家内労働者である。労働省婦人少年局の調査によると東京で内職をする世帯は約
10万と推定され、労働基準局調査では全国で家内労働者数は40.8万（1952年6月）と概算されてい
るが、実数はもう少し多いと考えられる。ただ、これらの家内労働者の一部に他の収入の補助として家内
労働に従事する場合があるから——例えば、工場労働者や職員（官公吏を含む）の妻——家内労働者世帯
とすれば前記の数値より少くなるのであろうが、彼等の収入はおどろくほど低く、婦人少年局の調査の場
合には（1954年3月）東京において男子

第序—4表 被保護者状況

	総数	保護を受けた世帯数		保護を受け た実人員
		実数	%	
総数		644,209	100	1,833,244
世帯主が労働力を有する場合	総数	937,424	92.4	1,146,233
自営者	農林業	40,853	6.4	141,407
	非農林業	56,024	8.7	187,598
被用者	農林業	2,822	0.4	9,991
	非農林業	49,806	7.7	162,024
日雇者	農林業	28,526	4.4	108,740
	非農林業	91,467	14.2	334,599
内職者		57,734	9.0	172,672
完全失業者		10,202	1.6	29,202
有しない場合	総数	306,785	47.6	687,011
	60歳以上の老者	120,148	18.7	180,336
	傷病者	150,418	23.3	410,427
	その他	36,219	5.6	96,048

出 厚生省、社会福祉行政統計（29年10月）

で1時間当り27円、女子で16円、大体
当時の工場（30人以上）労働者の約4分の
1程度の賃金しかもらっていない。

以上のような目安を日雇労働者、零細工
場労働者・家内労働者についてうる事が
できるが、これら日雇労働者、零細工場労働
者・家内労働者の中に或はそれらの人々の
附近に存在している被救恤的窮民（→被生
活保護者）の状況を厚生省の社会福祉行政
統計によつてみると第序—4表の通りであ
る。すなわち、保護を受けた世帯数は644、
209世帯で、その中で保護を受けた人員は
1,833,244人となつている。これを性別に
みると、総世帯では男世帯数が340,467世
帯、女世帯では303,742世帯となつている。
又世帯主が労働力を有する場合と有しない

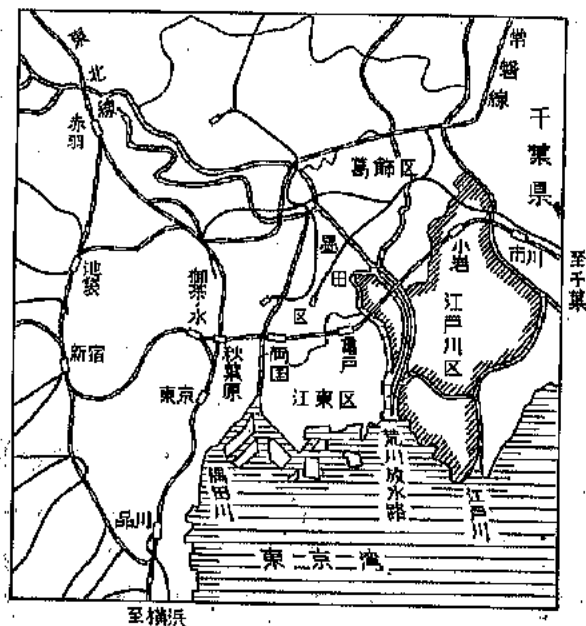
又世帯主が労働力を有する場合と有しない

場合に分けると、世帯主が労働力を有する場合が約52%であり、有しない場合が約48%となっている。すなわち、ここには世帯主が何んらかの働く能力をもつていても生活を維持できないものが存在しており、明らかに被救恤的窮民が現役下層労働者の中に相当の割合をもつて存在していることを示している。なお、本報告でとらえたのは、地区の関係上、日雇労働者、零細工場労働者が中心であった。

第2節 調査地について

調査地として選んだ東京都江戸川区東小松川3丁目は、江戸川区の中央に位しているが、江戸川区は東京都の東端にあり、東は江戸川を隔てて千葉県につながり、西は中川を境にして墨田、江東の両区に、北

第序一1図 江戸川区の東京都における位置



は葛飾区に接しており、南は東京湾にのぞんでいる。(第序一1、2、3図参照)

江戸川区は第序一4図(イ)(ロ)に見られるように一般に地盤が低く、満潮時は水面以下となるところが多く、東小松川3丁目なども低地であり、雨が降ればすぐ水がたまり、下水道が改修されているところでも土地は湿地であり、衛生的にも不良であるが、表通りは舗装されて、一見衛生上不良地域とは思えないが、日雇労働者などが多く居住している路地などになると、道路は舗装されておらず下水道も改修されていない。特に空地はゴミ捨て場となっており衛生的には最悪の状態である。

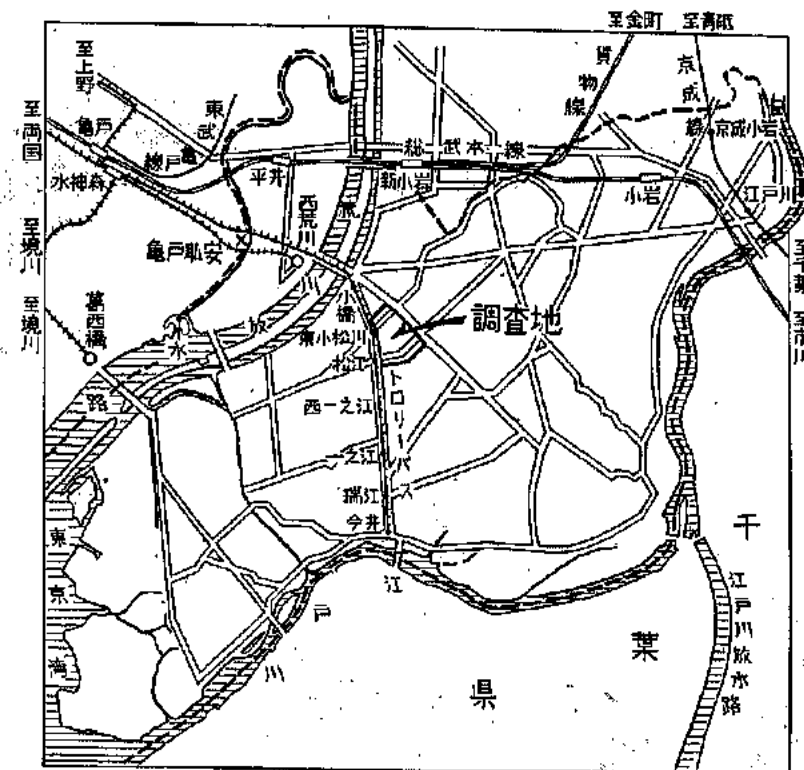
江戸川区は昭和7年に東京市の一区となつたのであるが、未だ全面積の約3分の1は農地として残されており、調査地近辺にも尚農地が散在している。しかし、金属機械器具製造業を中心とした中小工場も約1千工場から存在しており、戦災による被害も区の西部のみに止まり、戦後は急速に住宅が増加して人口も20万人を越えている。

しかし、農地が残存し、工業も中小零細工場が多く、都の中心部とは国電総武線、及びバス、トロリーバスなどで結ばれているとはいえ、低地であるなどのこともあり、住宅地としての発達は中央線沿線の如くには進んでいないところから、全体的には生活水準も相対的に低く、区役所の資料によれば人口の約2%前後の被保護者を有している。

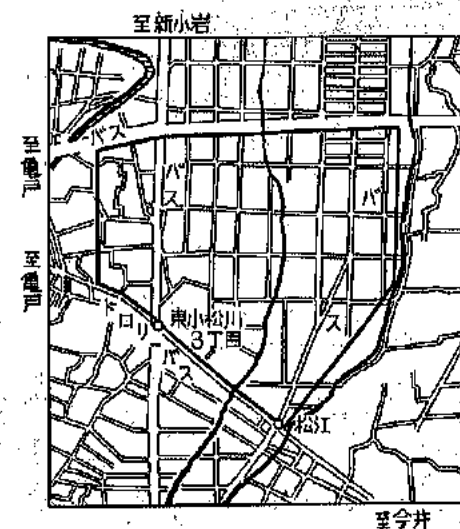
尚調査地として選定した東小松川3丁目一帯は金属機械器具製造業の中・小零細工場を中心として、区内でも工業が発達したところであり、国電には遠いが、バス、トロリーバスも多く区内の一中心をなしている。当地は江戸川区区内において日雇労働者被生活保護者が最も多く居住している地域をなしており、下層労働者の生活実態を調査する上において一つの典型的な地域であり、そのような点から当地が調査地域

として選定された。

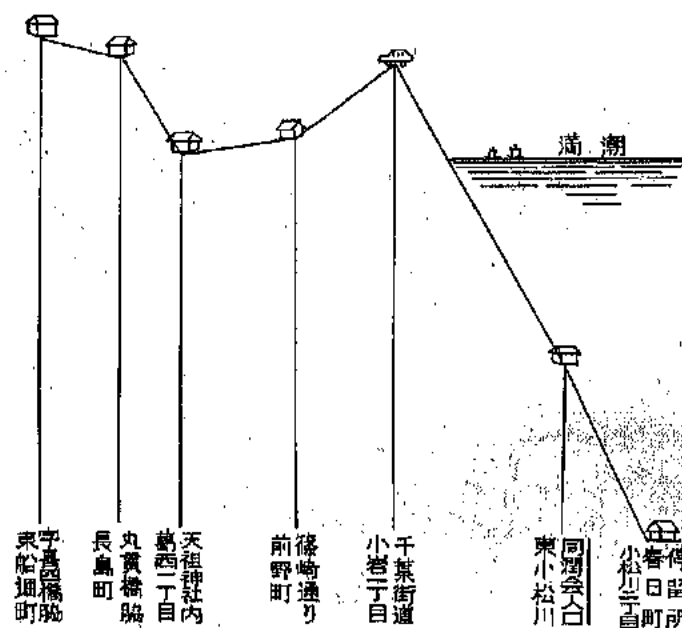
第序一2図 江戸川区内略図



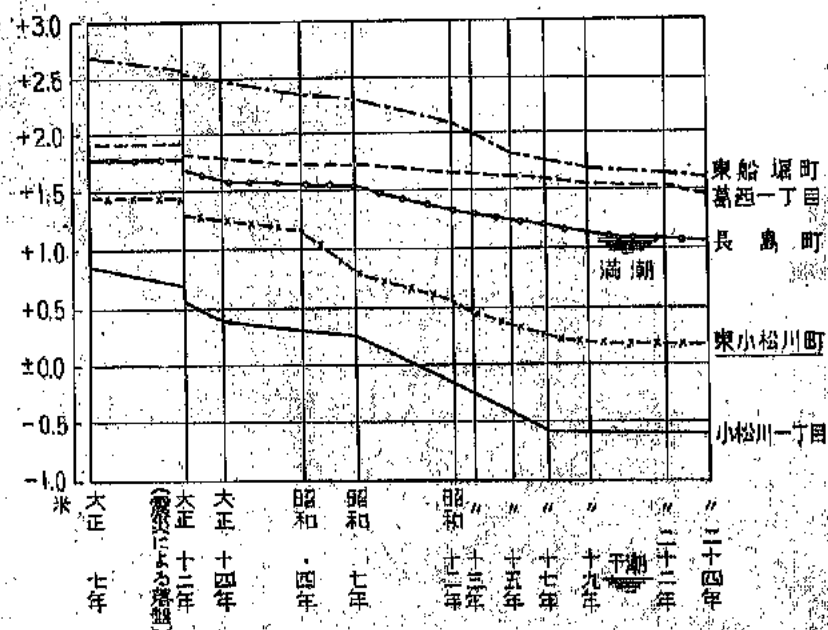
第序一3図 調査地域



第序一4図(イ) 満潮時における江戸川区地勢図



第序一4図(ロ) 江戸川区地盤変動測定表



本 論

調査方法について

(1) 調査対象の選定

序で述べたように、下層労働者とは、零細企業労働者、日雇労働者、家内労働者として一応理論的に規定することはできても、大工場労働者、中小工場労働者どちらが下層労働者を調査対象としてとらえることは非常に困難である。

そのような困難を通して下層労働者を調査対象としてとらえるために、先ず、東京都（区政施行地域）について、零細工場労働者、日雇労働者の多い地域をそれぞれの官庁資料によつて求めると同時に、下層労働者の最下層にある生活保護法による保護を受けている者の多い地域をも求めて、これら三つの資料によつて江戸川区を選び、江戸川区内の一地域として東小松川3丁目を選定したのであるが、そこに居住する人々の中から下層労働者を具体的にみつけ出すことにすると非常に困難が伴ない、関係官庁の協力をえて一応見つけたための資料は求めたものではあるが十分な資料が整わず、結局東小松川3丁目の一地区内の各種資料によつてこれと思われる世帯を訪問して調査対象に該当する世帯であるかどうかを聞いて対象を求めた。

このような調査対象選定上の困難が大きかつたために十分な調査対象を選ぶことができず、結局調査対象として調査しえた世帯は108世帯であつた。しかし、そのような困難を払つたために、日雇労働者のみとか零細工場労働者のみとかに限られず下層労働者として調査対象を選定することができた。

(2) 調査事項

調査は大きく分けて、一般生活調査と食生活調査である。生活時間調査をも用意したのであるが、時計がない世帯が可成り多かつたこと及び記入能力などの点から調査を行うことが不可能であつた。

調査事項は一般生活調査では、世帯構成、有職状況、居住状況、家事と家計、主婦の生活歴、教育及保育状況など大體生活全般にわたつて行つた。特に生活歴については予備調査票を用意して調査した。

食生活調査については第8章で詳しく述べるが、毎日の食料品の購入状況及び毎日の食事内容について各人別に7日間の記録（10日間を用意したが不可能であつた）をつけてもらうようにした。

尚、調査は全て家庭訪問による随取り調査方法によつたが、内職している世帯などでは随取りを行うための時間がなく調査員が仕事の手伝いをして調査しなければならないようなこともあつたし、又、夫婦別で働いている場合などでは夜間のみしか訪問する時間がなく可成りの制約を受けた。それと同時に調査の困難は調査員が何人らの紹介もなく家庭をたずねて行かねばならない点であつた。大工場や中小工場労働者のような場合では経営者を通じて一応調査対象に接するわけであるが、今回の場合は全く一面職もない世帯に突然に訪問し、家庭生活上の種々立入った点を聞くのであり、その困難が大きく調査に入る前に相当な時間を費して調査の意味の説明をしなければならず、本来の調査事項をきくための時間が短くなる

り、調査事項を十分きくことができなかつた場合もあつたが大體一世帯2時間位をついやして正確なききとりを行うことに努力した。

調査票を末尾に付しておいたので調査内容の詳細についてはそれを参照されたい。

なおこの調査は昭和28年12月～29年3月の期間において実施したものである。

第1章 下層労働者

第1節 男子下層労働者

(1) 職 業

調査対象中の男子世帯の世帯主の職業状況を示すと、日雇労働者49人、零細工場労働者9人、その他4人、病人12人である。

注(1) その他とは、診療所雑役、たのまれ大工、籠みがき、空ビン集めの4人であるが、いずれも前職に日雇労働者或は零細工場労働者の経験をもち、今回の調査目的に適当なものとして調査対象とした。

注(2) 下層労働者の生活不安定から常に病氣と闘合つて生活していると云ふからこのような人々を調査対象に入れた。尚、これら12人の内訳を示すと、結核4人、精神病、肝臓及びマラリア各1人、その他の病氣4人、不具1人であるが、現在家計は主婦の日雇労働、零細工場労働、内職労働などと共に多くが生活保護法による扶助によつて維持されている。

(2) 年 齢

これら労働者の年齢状況は第1-1表の如くで平均年齢は49歳という高年齢であるが、これを年齢階級別にみると、50歳代が39.1%に達し、40歳代が29.7%でこの両者で約70%を占めている。しかも60歳代が9.5%、70歳代が2.7%も存在している。

第1-1表 男子下層労働者の年齢状況

	総 数	20～29歳	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	平均年齢
実 数	74	8	11	22	29	7	2	49.0 歳
%	100	4.1	14.9	29.7	39.1	9.5	2.7	—

すなわち、下層労働者に社会的に老齡化した労働者が沈澱しており、又、老齡に対する社会保障の欠如による老齡労働者が稼働している。

注 社会的老齡化

戦後老人問題が種々論議されているが、老後の生活問題の観点から問題にされている場合が多い。しかし老人問題は国民経済的関係において先ず検討される必要があるが、ここでは単に今回の調査に關係する限りにおいて社会経済的的老齡化に関する参考資料を紹介しておく。

(その1) 労働力調査により、40～64歳の男子就業者の非農林業における産業別就業状況を昭和24年と27年と比較すると産業の中心である製造業に30.9%存在していたのが27.1%に減少し、他方、卸小売、金融保険、不動産では18.8%が24.5%に、サービス業では7.5%が14.5%に増加しており、高年齢者が中心産業から排除されている。

(その2) 個人別賃金調査(29年4月現在)によると、製造業における90歳あるいは60歳以上の男子の比率は零細企業程多い。

規 模 別	1,000 人以上	999 ～ 500	499 ～ 100	99 ～ 30	29 ～ 10
歳 数	%	%	%	%	%
50～60歳の比率	5.2	5.3	7.8	8.0	8.1
60歳以上の比率	0.2	0.8	0.2	2.7	2.9

(その3) 労働省失業対策部の資料によると、登録日雇労働者の年齢構成の推移は以下の如くである。

年 齢	19 歳 以 下	20 ～ 29	30 ～ 39	40 ～ 49	50 歳 以 上
昭和25年	3.1	19.2	21.3	27.5	28.9
26年	1.9	17.4	21.3	26.4	32.9
27年	0.7	14.1	20.1	29.3	35.8
28年	0.7	14.2	20.4	27.8	30.8
29年	0.2	10.4	20.5	29.6	39.4
30年	0.4	12.3	19.9	26.5	40.9

(大分県)

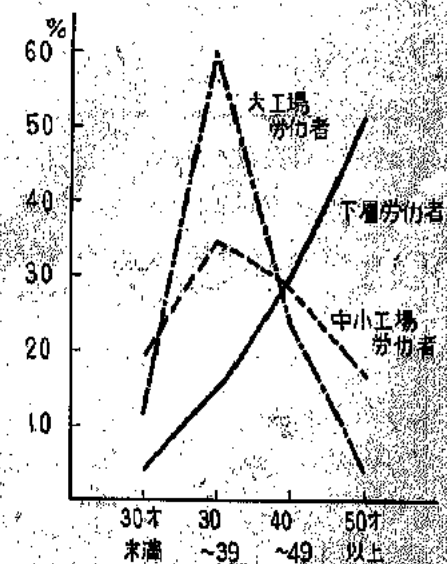
このような下層労働者の年齢状況を大及び中小工場労働者の年齢状況と比較すると全く異つた傾向が示される(第1-2表及び第1-1図参照)。すなわち、大工場労働者の場合は体力的にも技術的にも最も優

第1-2表 年齢階級別労働力構成比較

年齢階級別	数 総	30歳未満	30～39	40～49	50歳以上	不明
下層労働者	100	4.1	14.9	29.7	51.3	—
中小工場	100	15.8	35.6	27.9	19.7	1.0
中 工 場	100	23.8	33.7	28.8	12.9	—
小 工 場	100	19.4	34.7	28.8	16.6	0.5
大 工 場	100	11.6	60.2	23.8	3.9	1.0

注 下層労働者は今回の調査、但し男子のみ
中小工場労働者は前回調査
大工場労働者は前々回調査

第1-1図 年齢階級別労働力構成比較



注 資料は第1-2表による。

れた30歳代が約60%を占め、40歳代、50歳以上の比率は急速に低下し特に50歳以上の労働者比率は僅かに8.9%にすぎない。ところが中小工場労働者では30歳代が34.7%で50歳以上も16.6%であり、大工場労働者の場合よりも高い年齢階級の比率が多くなっている。どのように大から中、小工場労働者になる程年齢の高いものの比率が多くなる傾向をもつことは前回の報告「中小工場労働者家族の生活」53頁

で指摘したのであるが、今回の下層労働者の調査結果によると、大及び中小工場労働者の年齢階級別構成の傾向線とは全く異っている。すなわち、下層労働者では年齢階級の低いところから高年齢階級に向つて直線的な傾向線（20 歳代の 4.1 %から 50 歳以上の 51.3 %）を画いて上昇している。

(3) 学 歴

男子下層労働者の学歴状況は第1—3表の通りである。小学校卒業程度のものが 41.8 %で最も多く、次が高等小学校卒の 25.7 %で、以下小学校中退が 12.2 %、中学校卒の 9.5 %、未就学の 5.4 %、中学中退の 4.1 %、高専以上の 1.3 %となつてゐる。これによると男子下層労働者の約 60 %が小学校卒業以下の教育程度であり、高小卒をこれに加えると 85 %を超えるわけで下層労働者の教育程度が全体的に低いことが示されている。これにはこれら下層労働者の年齢が前述のように高いことにも原因があるが、このような教育の機会しか与えられないような状況でこれらの人々が育つたということに問題がある（義務教育未修了者が多いことに注意）。すなわち、高い教育の機会をもちえないような家庭に育つたものは下層の生活を余儀なくされるという新しい身分的なものが生まれてきていることである。しかし、この点と共に、下層労働者の中に中学校卒 9.5 %、高専以上 1.3 %の教育程度のものが存在していることは一定程度或はそれ以上の教育の機会をもつても他の原因によつて下層労働者層に転落してくるということを物語るものであろう。

第1—3表 男子下層労働者学歴状況

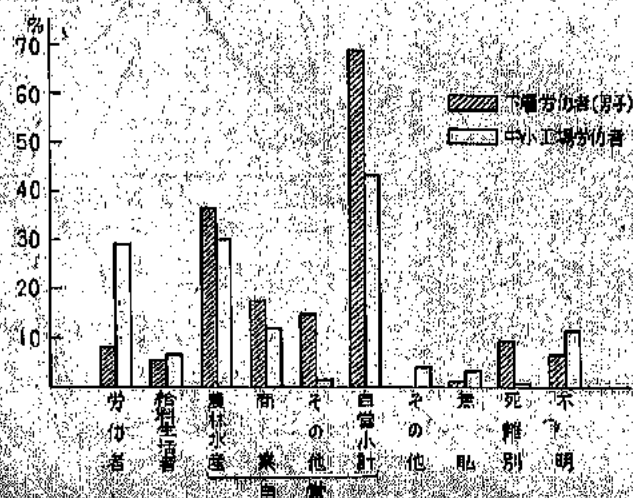
	総 数	未 就 学	小 中 退	小 卒	高 小 卒	中 中 退	中 卒	高 専 以 上
人 数	74	4	9	31	19	3	7	1
比 率	100	5.4	12.2	41.8	25.7	4.1	9.5	1.3

(4) 親 の 職 業

当人の最終学校卒業時における父親の職業状況をみると第1—4表の如くである。

第1—2図 父親の職業状況比較

——本人学卒時——



父親の職業で最も多いのは自営関係で 68.9 %に達している。自営の内訳をみると、農業が 36.4 %、商業が 17.6 %、その他の自営が 14.9 %である。これに対して、労働者は僅かに 8.1 %、給料生活者は 5.4 %である。尚、当人の学校卒業時に父親がけいなくつたもの（死別別）の比率が 9.5 %と高い比率を示していることは注目される。

このような結果を前回の中小工場労働者の場合に比較してみると、(第

1—2図参照)、父親が農業に従事しているものの比率が高いことは同じであるが、下層労働者の場合の方がより一層比率が高くなつてゐる。商業の比率も同様に高くなつてゐるが、その他の自営では中小工場労働者の場合の 1.6 %に対して下層労働者の場合は 14.9 %と非常に高くなつてゐる、このように高くなつてゐるために、自営全体では中小工場労働者の場合の 43.6 %が下層労働者では 68.9 %になつてゐる。

又、中小工場労働者では父親が労働者であつたものが 30 %弱に達していたのに下層労働者では僅かに 8.1 %でしかない。

この中小工場労働者との対比の場合注意すべきは、後者には都市労働者のなかから再生産される労働者の

多い印刷労働者が約3分の1も含まれ、それがために父親の職業中、労働者の比重を高め、農業の比率を低めている点であつて、今回の調査の場合決して農業の比率が一般水準に比べて高いわけではない。だがそれにもかかわらず、調査下層労働者の年齢の高いことが父親の職業について一定の傾向を支えているのであつて、後述する出身地が東京が多いことは自営業の比重を高めている。これらは彼等の学卒時が大正年代から昭和の初期にあり、第一次大戦による物価騰貴、その後における恐慌という大きな経済変動の影響を受けて零細農業者、弱少自営者などが生活難に陥つたために、その子供である当該労働者は十分な教育の機会もめぐまれず比較的低い職業に就業を余儀なくされ、今次大戦による矛盾の激化からこのような最下層に転落してきたのである。このような本人の転落的な職業状況については後述する。

(5) 出 身 地

当人の学校卒業時における居住地をみると第1—5表の如くで、現行東京区内の居住者が 47.3 %で最も多く、東京都以外の関東6県の居住者は 23.0 %である。次いで中部地方の 8.1 %、東北地方及び近畿以西の各 6.8 %、朝鮮及び満州の 4.0 %、北海道の 1.3 %となつてゐる。尚、原則にして比較的多いのは千葉県、埼玉、栃木及び新潟県の各 4 人などであり、新潟県が近畿と肩をならべている点が注目される。

このような状況を前回の中小工場労働者の場合の清田の機械工場の労働者の出身地と比較してみると、東京都居住者では今回の 47.3 %に対して中小機械工場労働者では 34.6 %で下層労働者の場合の方が 12.7 %も比率が高くなつてゐる点と、中小工場労働者では全くなかつた朝鮮満州出身者が 4.0 %存在することが注目される。

注 江戸川区は昭和7年に設けられ、その頃までは豊洲地区が町制が多かつた。

第1—5表 出身地 (学卒時)

	下層労働者 (男子)			中小工場労働者
	実数	比率	備考	
計	74	100		%
東京都合計	35	47.3		34.6
区内	35	47.3	江戸川区内13人	
区外	-	-		
東京都以外の関東	17	23.0	千葉6、埼玉4、栃木4、群馬2、茨城1	31.4
東北・北海道	6	8.1	秋田3、福島1、岩手1、北海道1	11.3
中部	6	8.1	新潟4、長野1、静岡1	13.3
近畿以西	5	6.8	大阪2、兵庫1、滋賀1、熊本1	5.6
朝鮮・満州	3	4.0	朝鮮2、満州1	-
不明	2	2.7		3.8

(6) 職業経歴

労働者階級中これら下層労働者の職業経歴を明確にすることは職業移動が多くて殆んど不可能に近いので比較的思い出し易く、正確性が高いと思われる結婚時の職業について調べたのであるが、結婚も初婚と

第1—6表 職業経歴 (結婚時の職業)

	実数	比率	備考
計	74	100	内1名運転手
労働者	23		
日雇、雑役、人夫	9		
小計	32	43.2	
大工	4		
料理人	2		
その他の	3		井戸敷1、あんま1、イカダ師1
小計	9	12.2	
給料生活者	2		
会社員、駅員	2		
巡査、看守	2		
軍調教師	1		
小計	5	6.8	
店員	4	5.4	
商人	7		
行商人	3		ヤミ屋1を含む
その他	8		
農林水産	2		
工場経営	1		
小計	21	28.4	
不具	1	1.3	
拒否不明	2	2.7	

再婚とがあるなどで十分な結果をうる事ができなかった。しかし、これら労働者の過去の職業状況を知らうる手掛りはえられる。

第1—6表によると、労働者が43.2%で、大工、料理人などの職人的労働者が12.2%、給料生活者が6.8%、店員5.4%、自営28.4%、不具1.3%、拒否拒否2.7%となつてゐる。これをもう少し立入つてみると、現在日雇労働者が49人であるのに、このときでは尙かに9人であり、工場では現在9人であるのに23人であり給料生活者、店員、自営者なども存在している。給料生活者にしても比較的低い給料生活者であり、自営者にしても行商人などを含んでおり、決して安定的な職業状態にあつたとはいへないが、現在の

如く、病人が12人もおり、日雇労働者が49人にも達し、しかも生活保護を受けているものがあるのと比較すれば、これら下層労働者の結婚当時は現在より相対的には可成りよい状態にあつたといえよう。そのような状態が戦争経済及び戦争後の諸条件の変化によつてこのような転落をひきおこしたわけである。

尚このような転落をより具体的に知るために若干の事例をあげておく。

A例 (自営から日雇)

父親は本所緑町で履物商をしていたので小学校を出ると昼間は家の商売の手伝いをしながら夜間商業に通学したが、1年生のときに関東大震災にあい、家がやけどしまった。

それ以後材木商にでつち奉公に出て兵隊に行くまでそこで働いた。兵隊から帰つてきて1年間米屋に勤め、昭和10年に小さな米屋を開業し、昭和15年に現在の妻と結婚して安定した生活に入つたと思つたときに、米屋が統制で営団になり配給所に勤めることになつた。戦時中も配給所に勤めていたが20年5月に戦災をうけ現住所に移つた。24年に公園廃止が問題になり勤めをやめることになつたが、そのときは一般経済情勢も企業整備で悪く、年もとつており経験もないところから結局職業安定所で登録をとり24年11月から日雇労働者になつた。

小さな子供が3人もあり、その上夫に死別された姉と姉の子をかかえているために生活はひどくなり、その重荷を最も強くしわ寄せされていた妻が26年には腎臓と心臓をやられ死ぬ程の病氣をして一層生活はひどい状態になり、24年の水害の被害すら未だそのままになつてゐる。

B例 (工員から日雇へ) 44歳

父親が栃木県足利で機屋をしていたので、高等小学校を卒業してから19歳まで家の仕事を手伝つていたが、準戦時統制経済の強化で織物業の企業整備が行われ、東京に出てきて札幌ビールの吾妻橋工場の工員に入り、昭和15年には現在の妻と結婚した。

しかし、ここでも戦争経済による人員整理にあい太平洋戦争直前に野村製鋼の工場にボイラーマンとして入り、終戦まで勤めたが終戦と同時に工場閉鎖になり失業し、一時兄の雑貨店を手伝つていたがいつでもそのままのわけに行かず、運送店に勤めたが収入が少なくて親子4人の生活がたたないで職業安定所で登録をとり日雇労働者になつた。

しかし、Bの日雇ではあふれが多く、あふれた日他所で働いても苦しいので、月島の方の倉庫業の日雇の口をみつめてそこで現在働いている。ここでは殆んど休みがなく、29日から30日位仕事があり、収入も1万2千円になり妻の内職収入とでなんとかやつてゐる。

C例 (工員—日雇—工員) 42歳

父親は江戸川区平井で農業をしていたが、零細農家であつたために小学校を卒業するとすぐに近くのセロイロ小工場に3年間の年季で勤めにだされた。年季が終つてすぐそとをやめ、小さな医療機械工場に勤めるようになった。その後2、3カ所転々として戦争直前に中島飛行機工場の部品の下請をしている江戸9丁目にある10人程の機械工場に入り仕上工になり、終戦までそこにいたが、終戦の20年8月20日に人員整理が行われて失業した。

その後、進駐軍関係その他の日雇で働いたが2人の子供は大きくなつてくるし、年をとるので、どこ

が安定したところを思つて今年3月近くの小さなガラス工場に工員として入った。しかし、経営状態が悪く賃金遅配で非常に苦しい。

⑩例(工員—日雇—事務—病気) 32歳

父親は江戸川区で自転車屋をしていた。高等小学校を卒業して暫く茨城に行っていたが昭和14年東京に帰つてきて江戸川区内の零細鋳造工場の工員として働いた。そこから兵隊に行き19年に除隊になった。戦災により山形県に疎開し、22年に再び東京に帰つてきたが職がなく日雇をしたり零細工場に勤めたりしていたが、遂に24年職業安定所で登録をとつて⑩の日雇労働者になった。

しかし、戦時中の兵隊生活から戦後の失業半失業状態の中で肝臓を悪くしていたために日雇労働も長く続けられず、26年9月から約1年間化学関係の工場に入つて主として事務的な仕事をしたが、身体がもたず27年10月から家でブラブラして療養(医療扶助)をしていた。しかし、身体が悪いといつていつまでもブラブラしているわけにも行かず、28年11月から紙芝居をはじめたがそれがたたつて入院することになつてしまった。

第2節 女子下層労働者

(1) 職業と年齢

前述したように現在の日本では女子人口の労働力化、特に年齢階級の高い女子人口の労働力化が著しく進行しており、又、死別及び生別などによる未亡人の増大な存在——殆んどが労働力化する——がみられる。加うるにこれらの婦人の多くは家庭生活によつて精神的にも、肉体的にも社会性の稀薄な低賃労働力として増大な相対的過剰人口の群に入つてくるところから、その就業条件は勢い劣悪なものとならざるをえないのであり、このような婦人層を除いては下層労働者の状態を正しく理解しえないであろう。

そのような観点に立つて女子下層労働者をとりあげるのであるが、ここにおいても零細工場労働者、日雇労働者から内職者(家内労働)病人までが存在する。

尚、ここでは主人をうしなつた婦人の職業のみを問題として取上げ、男子世帯における主婦の職業については後述し、そこで統一的に既婚婦人の労働問題を問題にする。

女世帯の女子下層労働者の職業状況は日雇労働に従事するもの15人、零細工場に働くもの11人、病気になつたりなどして外で働けず内職したり、生活保護をうけたりして生活しているもの8人、合計34人である。

これら女子下層労働者の職業について特徴的なことは、職業が安定していないこと、工場で働らいていたかと思うとやめて家で内職していたりすることである。

これらの人々の年齢をみると平均年齢は42.6歳で可成り高いが、これは一度結婚した人々が対象となつてゐるためである。これを年齢階級別にみると第1—7表の如くで、30歳代と40歳代とが各14人で50歳代が5人、60歳代が1人となつてゐるが、工場で働らくものは年齢階級が低く、30歳代が6人と40歳代の5人とでありその平均年齢も39.3歳で最も低い。日雇労働に従事するものには年齢階級の高いものもあり、平均年齢では44.6歳、年齢階級別にみると30歳代が5人、40歳代が6人で、既に過半の

女子労働年齢を過ぎたような50歳代が3人、60歳代が1人となつてゐる。

第1—7表 女子下層労働者の就業と年齢状況

	総計	30 ~ 39	40 ~ 49	50 ~ 59	60 ~ 69	平均年齢
総計	34	14	14	5	1	42.6
実数	100%	41.2	41.2	14.7	2.9	-
比率	18	5	6	6	1	44.6
日雇	11	6	5	-	-	39.3
その他	8	3	3	2	-	43.3

(2) 主人と別れた時の年齢とその原因及び経過年数

これらの女子下層労働者は主人が生きているときから、主人の収入が少なくて主人が病気するとかで工場労働に、或は日雇労働などに従事することが多く、主人と死別或は生別してはじめて社会的な経済活動に参加するわけではないし、又結婚前に職業経験をもつものが多いのであるから、——これらの点については後述する——主人と別れたことによる社会的な経済活動への参加はその面からのみすれば過去の延長ということにもなるが、主人と別れた場合においてはその社会的経済活動は世帯の責任者という要素が加わり、そこには主婦としての社会的経済活動とは自ずとちがつた性質をもつことになる。

よつて、これらの女子下層労働者が主人と死別或は生別した時の年齢を調べてみると第1—8表の如くである。

第1—8表 主人と別れたときの本人の年齢階級

年齢階級別	25 ~ 29歳	30 ~ 34	35 ~ 39	40 ~ 44	45 ~ 49	合計
実数	8	10	8	4	4	34
%	23.6	29.4	23.5	11.8	11.8	100

最も比率の高い年齢階級は30歳から34歳の年齢階級で全体の29.4%を占め、次が25~29歳と35~39歳の年齢階級で夫々23.5%、40~44歳、45~49歳の年齢階級のものの比率は夫々11.8%で、4人中3人までが40歳未満で主人と別れている。

次に主人と別れた原因をみると第1—9表の如くで主人が病気で死亡した人が半数以上の55.9%を占め、次が生別の17.6%で可成り比率が高く、

戦死及び戦災死は14.7%である。この他に事故による死亡が11.8%4人(労働災害1、交通事故2、自殺1)存在している。

病死による比率が上記のように高いのであるが、死亡病名をはつきりと述べたものは19人中13人で、それらの人々の死亡病名は結核性

第1—9表 死 離 別 原 因

	実数	%	備 考
病 死	19	55.9	
戦死戦災死	5	14.7	
事故死亡	4	11.8	労働災害1、交通事故2、自殺1
生 別	6	17.6	
合 計	34	100	

のもの5人、その他は各1人で胃カイヤウ、胃ガン、直腸ガン、胃腸病、肝臓病、心臓弁膜症、脳膜炎、脳溢血である。

主人と別れてから現在までに経過した年数をみると第I-10表の如くで5年～10年未満という人が13人で28.3%を占め、次が5年未満を経過した人で29.4%である。これらの人々は戦後に死離別した人々で、この人々で67.7%に達し、他の32.3%の人々が戦時中又は戦前に死別又は離別した人々である。

第I-10表 死離別後の経過年数

	総数	5年未満	5年～10年	10年～15年	15年～20年	20年以上
実数	34人	10	13	9	1	1
比率	100%	29.4	38.3	26.5	2.9	2.9

(3) 学 歴

これら女子下層労働者の学歴状況をみると第I-11表の如くで、中等学校卒業者が1人、高等小学校を卒業して専修の資格をもつ人が1人で他は全てそれ以下となっていて、中学中退が8.8%、高小卒が14.8%、小学校卒業が58.9%、小学校中退が8.8%、未就学が2.9%となっていて全体的に学歴程度が低く男子下層労働の場合よりも悪い。

第I-11表 女子下層労働者学歴状況

	総数	未就学	小学中退	小学卒	高小卒	中学中退	中学卒	高等以上
実数	34人	1	3	20	5	3	1	1
比率	100%	2.9	8.8	58.9	14.8	8.8	2.9	2.9

第2章 世 帯 構 成

第1節 世 帯 人 員

世帯数は108世帯でそのうち男世帯74世帯、女世帯34世帯である。男世帯74の総世帯人員は344人、女世帯34の総世帯人員は116人である。したがって1世帯当り平均人員は男世帯では4.51人、女世帯では3.41人である。

男世帯のみについて前々回の大工場労働者調査及び前回の中小工場労働者調査と比較すると、大工場労働者の4.45人よりも多く、中小工場労働者の4.69人よりも少ないが大差はない。

世帯人員を年齢別にみると第II-1表の如くである。男世帯では中学卒以上の年齢のものが57.5%を占め、中学以下が42.5%である。中学以下についてみると小学生の年齢のものが18.1%、幼児（1歳以上学齢迄）が13.1%、乳児（1歳未満）が1.7%であり、中学生の年齢のものは9.6%である。1歳未満の乳児を抱えるものは少ないが、幼児となると可成り高い比率になつており、世帯単位で考えると6割の

世帯が幼児をもっていることになる。

第II-1表 世 帯 員 年 齢 別 構 成

	世帯数	世帯人員	乳 児	幼 児	小 学	中 学	それ以上
男世帯	74	344	6	43	62	33	198
女世帯	34	116	8	37	14	87	57.5
比率	100%	100%	1.7	13.1	18.1	9.6	57.5
比率	100%	100%	6.9	31.9	12.1	49.1	50.9

乳児は1歳未満。

幼児は1歳より学齢まで。

女世帯では中学卒以上の年齢のものは49.1%、中学以下の年齢のものが50.9%である。世帯単位で考えると1世帯平均で中学生以下の年齢のものが1.7人強いることになり女世帯主の負担の大きいことがうかがえる。しかも、幼児の比率は低い小学生の年齢のものの比率が31.9%という高率で中学生が12.1%と低いことは注目される。

世帯人員の分布状況は第II-2表の通りである。男世帯についてみると1人世帯から11人世帯まで分散している。最も比率の高いのは4人世帯で21.6%で、次が3人世帯の18.9%、3番目が2人世帯と5人世帯で各々13.5%となつてゐる。4番目以下は6人世帯、7人及び8人世帯、9人及び11人世帯、1人世帯の順となつてゐる。

注 この調査では1人世帯は1世帯しか出てこないが、これは日雇労働者のみの調査でなく、一定地域を以ての下層労働者の調査であるため、日雇労働者のみを対象として調査すれば、家族を失つて1人で簡易宿泊所などに起居する日雇労働者が可成り多く存在する。したがって日雇労働者を問題にするとともに、このような1人世帯は除外できない重要性をもつてあろう。

このような下層労働者男世帯の世帯人員別世帯状況を大及び中小工場労働者の場合と比較すると（第II-8表及び第II-1図参照）、分布状況が可成り相違し、世帯人員数の多い世帯（8人及び9人以上）の比率が高いということが顕著である。これをもつて直ちに貧乏の子沢山といえるかどうかであるが、その反面7人6人及び5人世帯の比率は大及び中小工場労働者の場合よりもその比率が低い、このことは標準型が相対的に低いことを物語るものに他ならない。又、今回の調査でわが家族なのであるが子供を往來で働かしたり、又、小さな子を親や親類にあづけたりして同一世帯人員を減少させている。このことからすれば貧乏人は子

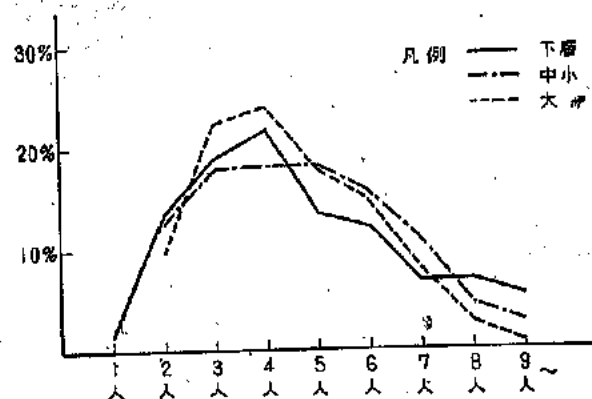
第II-2表 世帯人員構成

世帯数	男 世 帯		女 世 帯	
	実 数	%	実 数	%
総 数	74	100	34	100
1 人	1	1.3	1	2.9
2	10	13.5	6	17.6
3	14	18.9	11	32.4
4	16	21.6	10	29.5
5	10	13.5	6	17.6
6	9	12.2	-	-
7	5	6.8	-	-
8	5	6.8	-	-
9	2	2.7	-	-
10	-	-	-	-
11	2	2.7	-	-

第Ⅱ-3表 世帯人員構成比較

	下 層	中 小	大
計	100	100	100
1 人	1.3	-	-
2	13.5	12.7	9.7
3	18.9	17.9	22.3
4	21.6	18.1	24.0
5	13.5	18.1	17.8
6	12.2	15.6	14.6
7	6.8	10.6	6.1
8	6.8	4.4	2.9
8人以上	5.4	2.6	0.6

第Ⅱ-1図 世帯人員構成比較



供を沢山作るとしても、それらの子供は死亡したり、家計単位からはずされて行ったりして同一家計人員は収入に応じるように部分的に調節されているようである。このような点をはつきりさせるために、8人世帯、9人世帯について個々に検討してみると以下の如くである。

8人世帯の5世帯についてみると、夫婦と子供6人の世帯は3世帯で、1世帯は夫婦と子供2人の他に母及び妹の子供2人で8人世帯をなし、もう1世帯は夫婦と子供2人と長男夫婦及びその子供2人で8人世帯というものである。

9人世帯では夫婦と子供7人が2世帯、11人世帯では夫婦と子供5人と長男夫婦及びその子供2人とというものと夫婦と子供9人というものになっている。

このようにみると、子供が特別に多いのは夫婦と子供9人で11人世帯をなす1世帯のみで、他はそれらの親の年齢の時代ということを考えればそれ程子沢山ということにはならない。

以上のことからすれば、下層労働者の場合における世帯人員が多いのは親子の関係或は縁者の関係がより大きく問題となるように思われる。即ち、長男が家庭をもつても独立せずに親と共にいるとか、或は兄弟の世帯に事故がおきたときにその世帯をかかえるとかの問題を考えねばならないのである。これらの点については第2節世帯構成でもう一度検討する。

次に、女世帯についてみると1人世帯から5人世帯までで世帯規模は小さく、8人世帯が最も比率が高く32.4%、次は4人世帯の29.5%、3番目は2人及び5人世帯の夫々17.6%で1人世帯は2.9%である。

女世帯の世帯人員数を男世帯と比較すると、女世帯における世帯人員数はずっと少ないが、女世帯が置かれている社会的経済的な条件を考慮するならば、世帯人員を単純量的に比較することは妥当でない。家庭婦人が主人を失つて家計の責任を担当するとき、その主婦は家庭生活の中で一般的には精神的にも肉体的にも社会性を喪失乃至低下せしめられており、又、子供を扶養することによって社会的活動力が制約されている。そのようなものとして相対的過剰人口があふれている労働市場に対応しなければならないが、それらの主婦は女子労働力として最低の条件下におかれることになる。このような条件に女世帯が

かれているということを考慮するならば扶養者を1人でももつということが既に問題になるのであつて、その世帯人員数が男世帯よりも少ないということを単純に考えてはならないであろう。特に遺族年金制度、家族手当制度などの社会保障が確立されていない現状下においては被扶養者をもつということが問題とされねばならない。

第2節 世帯構成

下層労働者の世帯類型は第Ⅱ-4表(A)(B)の通りである。

先ず、男世帯についてみると、夫婦だけのものと夫婦プラス子女という世帯タイプの比率は78.4%であつて、前回の中小工場労働者の場合の比率よりも高いのであるが、これに妻がなく、夫だけの世帯及び夫プラス子女の世帯の比率を加えると89.2%という高率を示す。又、大及び中小工場労働者の場合近代型プラス親という世帯タイプが13.2%、15.5%であつたが、下層労働者の場合はこのような型の比率は僅かに5.4%(A+親=4.1%、準A+親=1.3%)という低率になっている。

第Ⅱ-4表(A) 世帯類型 (男世帯)

	実 数	%	中 小	大
夫婦のみ	8	10.8	12.2	9.2
夫婦 + 子女	50	67.6	63.4	72.3
小 計	58	78.4	75.6	81.5
A + 親	3	4.1	15.5	13.2
A + 兄弟	0	-	1.6	1.6
A + 親 + 兄弟	0	-	4.2	2.2
準A + 他人	3	4.1	3.1	1.3
夫のみ	1	1.3	-	-
A + 夫 + 子	7	9.8	-	-
夫 + 子 + 親	1	1.3	-	-
夫 + 兄弟 + 妻	1	1.3	-	-

第Ⅱ-4表(B) 世帯類型 (女世帯)

	実 数	%
妻	1	2.9
妻 + 子	27	79.5
小 計	28	82.4
妻 + 父	1	2.9
妻 + 子 + 姉 + 母	1	2.9
妻 + 弟妹 + 母	2	5.9
妻 + 他	2	5.9

以上のように、近代型の比率が高く、又親と同居する世帯の比率が低いことは下層労働者の世帯類型として特徴的なもので注目されねばならない。しかしこのように近代型の比率の高いことは単に近代型の比率が高いということだけで考えることはできない。既に前述したように、下層労働者の場合その子女が世帯にでたり或は小さな子供を親又はその他にあずけたりすることによって同一家計の単位が縮小せしめられていることがあるし、生活難の重圧を最も強くしわ寄せされる妻が死亡したり、離婚したりしている。即ち、下層労働者世帯類型における近代化には近代的家族制度の分解がその底にひそんでいることを見逃してはならないであろう。

女世帯についてみると、妻だけと妻プラス子女という世帯の比率が82.4%である。父母と共に生活しているのは11.7%であるが、これらが主人と死別或は生別したために父母のところに帰つてきたのか或は従来から父母と共に生活していたのかわからないが、いずれにせよ主人と別れて父母のもとに帰るといふのは少ないということになる。

第3節 子女構成の型

(1) 子女構成の型について

下掲労働者世帯の構成を—そう明らかにするためにここに新しい試みとして、子女の年齢別構成型を検討してみることになした。

すなわち、男世帯では子女の型を大分類にすると、乳児のある型、乳児がなく幼児以上のみの型、乳児と幼児がなく小学生以上のみの型、乳幼児と小学生がなく中学生以上のみの型、中卒以上のみの型、子女のない型の6つの型に分けられ、中分類にすると18の型になる。女世帯では大分類では乳児のある型がなく5つの型で、中分類では12の型に分けられ、女世帯の場合の方が単純化されているわけである。

第Ⅱ—5表 子 女 の 型

	男 子 世 帯			女 子 世 帯		
	中 分 類	大 分 類		中 分 類	大 分 類	
		実 数	%		実 数	%
総 数	74	74	100	34	34	100
乳児+中学生	1	6	8.1			
乳児+中卒以上	2					
乳児+幼児+小学生	2					
乳児+幼児+小学生+中卒以上	1					
幼児のみ	4	26	35.1	1	7	20.6
幼児+小学生	8			4		
幼児+中卒以上	2					
幼児+小学生+中学生	5			1		
幼児+小学生+中卒以上	3			1		
幼児+小学生+中学生+中卒以上	4					
小学生のみ	4	18	24.3	6	18	52.9
小学生+中学生	7			5		
小学生+中卒以上	2			5		
小学生+中学生+中卒以上	5			2		
中学生のみ	5	6	8.1	1	4	11.8
中学生+中卒以上	1			3		
中卒以上のみ	7	7	9.5	1	1	2.9
子女なし	11	11	14.9	4	4	11.8

(2) 男世帯における子女の型

男世帯における状況をみると前掲第Ⅱ—5表の如くである。

これによると最も母親の手のかかる乳児（満1歳未満）をかかえる世帯は6世帯で全世帯の8.1%である。乳児をかかえる世帯でもその他の子女の在り方によって負担がことなってくるのであるが、8世帯中、乳児と中学生の型のものが1世帯、乳児と中卒以上の子女のある型が2世帯であり、乳児+幼児+小学生の型が2世帯、乳児+幼児+小学生+中卒以上の型が1世帯となつている。前2者の場合は乳児があつても後の2つの型における程負担は大きくないであろう。後の2つの型の場合特に乳児+幼児+小学生の型

の場合においては母親の負担は極度に大きくなり、全く育児に1日の生活が追われることになるであろうが、このような場合においてすら母親が主人の収入を補うために内職している姿がみられる。

そのような具体例を示すと以下のものである。主人は51歳で日雇労働者（現在の妻とは再婚）、主婦は36歳で近所の家の洗濯などを内職にしている。子供は11カ月の乳児（2男）、3歳（長男）と6歳（3女）の幼児、それに小学校4年生（2女）と6年生（長女）である。

乳児をもつ世帯の子供の年齢型は以上のものであるが、乳児について手のかかる幼児以上をもつ世帯の子供の年齢型の世帯は26世帯（但し幼児と共に乳児のあるものは上記の通りなので除外した）で全世帯の35.1%に達している。このような型を細分すると、幼児のみの型が4世帯、幼児+小学生の型が6世帯で最も多く、幼児+中卒以上の型が2世帯、幼児+小学生+中学生の型が5世帯、幼児+小学生+中卒以上の型が3世帯、幼児+小学生+中学生+中卒以上の型が4世帯となつている。

幼児のみの型のものでも幼児が1人というのではなく、幼児が3人もいる世帯が存在している。具体例を示すと主人は35歳で空ビン商に勤め空ビン集めをしており、主婦は34歳で内職をしている。そして3人の幼児は6歳の長女、4歳の長男、2歳の次男となつている。

又、幼児をもつこの型のうちで最も世帯数の多い幼児+小学生の型について検討してみると次のようである。

5歳+1年

5歳+2年

6歳+6年

2歳+4歳+1年

3歳+5歳+6年

4歳+5歳+4年

2歳+4歳+6歳+4年

4歳+1年+5年

上記のように幼児+小学生の型も種々な構成を内包している。しかもこれら子供の性別が問題になるわけである。例えば、小学生でも女の子であれば幼児の子守その他で母親の手助けをするであろうし、又男の子で上級生だと新聞配達などに出て収入面で家計を助けるということもある。又、逆に、これら小学生がそのような役目を負わされて学校を欠席がちになつたり長期欠席するようなことすら出てくる。現に、主人が46歳で日雇に行つている6人家族（夫婦+13歳+12歳+8歳+6歳）の世帯では、主婦（40歳）が内職し、13歳の新制中学1年の長女が学校を休んで近くの家に子守に行つている。このような事例はこの世帯だけでなく、その他にも存在していることは注目されねばならない。

次に、小学生と小学生以上の子女のある型についてみると、この型のものは18世帯で全体の24.3%を占めている。この内訳をみると、小学生のみの型が4世帯、小学生+中学生の型が最も多くて7世帯、小学生+中卒以上の型では2世帯、小学生+中学生+中卒以上の型が5世帯となつている。これらをより細かくみて行くと色々な形のものがあるわけであるが、この型のうちで最も比率の多い小学生+中学生の

型についてより具体的にみると次の如くである。

小3+中2

小4+中2

小2+小5+中1

小2+小3+小5+中1

小3+中2+中3

小4+中1+中3

小6+中1+中3

中学生だけ、又は中学生+中卒以上の型は6世帯で全体の8.1%であり、中卒以上のみの型は7世帯で9.5%、子女なしは11世帯で14.9%となっている。

以上の如く、子女の構成型は非常に複雑になっているのであるが、このような子女の構成がこのような男子下層労働者の家庭生活にどのような影響をもたらすかは特別な調査を必要とし、そのような調査研究なしにここで何んらかの断定を下すことはできないのであるが、一応指摘しうことは一定の階級をとった場合には子女の構成型によつて、母親及び子女の在り方に可成り強い影響をもたらすということである。

(3) 女世帯における子女の型

前述したように女世帯の場合は型の量的な面では子女型が少なくなっているのであるが、女世帯においては母親は世帯の社会的経済活動の責任を負っており、子女がどのような形で存在するかは非常に大きな問題とならざるを得ないのであり、乳児のある型がないこと型の数が少ないことをもつて男世帯よりも子女の問題が簡単であるというわけではない。

さて、具体的に女世帯の子女型を大分類に従つて見ると、幼児のある型が7世帯で20.6%、小学生以上の子女で構成されている型が18世帯52.9%、中学生以上で構成されている型が4世帯11.8%、中卒以上で構成される型が1世帯2.9%、子女のないものが4世帯11.8%となっている。乳児のある型がなく、小学生以上の子女で構成される子女型が半数以上の比率を占めているのは、女世帯主の年齢が高いことと主人と別れてからの経過年数が長いことなどによるものである。経過年数が短くなれば乳児のある型も出てくるであろうし、幼児のある子女型の比率も増加することになるわけである。

幼児のある子女型7世帯を中分類すると、幼児のみの型が1世帯、幼児+小学生の型が4世帯、幼児+小学生+中学生の型と幼児+小学生+中卒以上の型とが各々1世帯である。すなわち、ここにおいては幼児のある型では幼児のみの型の1世帯以外は幼児と同時に小学生の子女を含んだ型になっているわけである。幼児+小学生の型を具体的に示すと

3歳+1年生

5歳+1年生

4歳+6歳+6年生

4歳+2年生+6年生

となり、幼児は一般的に保育所にあずけられる年齢は達している。しかし、これら4世帯で保育所に待つ

ている幼児はみられない。なぜかということについては後述する。

小学生以上の子女で構成されている型が女世帯の半数以上に達しているのも、この型は女子下層労働者世帯の子女型で特に重要な地位を占めるわけであるが、その中分類をみると、小学生のみの型が18世帯中6世帯、小学生+中学生の型が5世帯、小学生+中卒以上の型が5世帯、小学生+中学生+中卒以上の型が2世帯となっている。先ず、小学生のみの型を具体的にみると、

2年生のみ

6年生のみ

1年生+4年生

2年生+6年生

3年生+5年生

4年生+6年生

となっている。すなわち、小学生1人が2世帯で小学生2人が4世帯となっている。乳児や幼児の場合とちがつて母親の保育を直接必要とはしないが、低学年生の場合には特に指導が不可欠であり、母親が昼間中留守にしようというわけには行かないのであるが、実際には母親が子供をおいて働らきに出ている。中学生以上の子女の型4世帯では、中学生のみの型が1世帯、中学生+中卒以上の型が3世帯である。中卒以上のみの型は1世帯であり、子女なしの型が4世帯となっている。

第4節 世帯内における有職者状況

(1) 男世帯における有職者状況

男世帯74世帯における本人以外の世帯人員は総計して270人であるが、そのうち90人が何んらかの形において社会的な経済活動に従事している。すなわち人員にして3分の1、世帯当り平均では1.22人である。

これを前々回の大工場労働者の調査における309世帯で85人、1世帯当り平均0.28人、前回の中小工場労働者の調査における386世帯で207人、1世帯当り平均0.54人であったのと比較すると男子下層労働者世帯における本人以外の世帯員の有職状況は格段に高い。(第Ⅱ-6表参照)

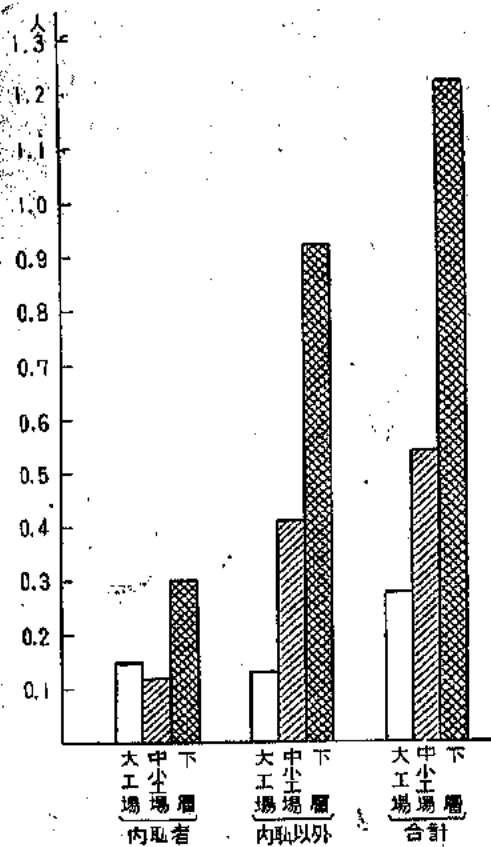
有職状況を内職者と内職以外のものとに別けると内職者が22人で、内職以外が68人となる。これを1世帯当り平均でみると内職者では0.30人、内職以外の有職者で0.92人である。このような状況を大工場及び中小工場労働者の場合と比較すると第Ⅱ

第Ⅱ-6表 1世帯当り平均有職者比較

	内 職 者	内職以外 の 有 職 者	計
男子下層労働者世帯	0.30	0.92	1.22
中小工場労働者世帯	0.12	0.41	0.54
大工場労働者世帯	0.15	0.13	0.28

2図の如くである。すなわち内職者では下層労働者の場合が0.30人で最も多く次が大工場労働者の場合で0.15人、中小工場労働者の場合が最も低くて0.12人である。内職者以外の有職者でも下層労働者の場合が0.92人で最も高く、次が中小工場労働者の場合で0.41人、大工場労働者の場合は最も低くて0.13

第Ⅰ—2図 1世帯当り平均有職者比較



人である。

このように男子下層労働者世帯における本人以外の有職者率は驚異的ともいふべき高率を示しているのであるが、このような状況を少し詳しく検討してみると第Ⅱ—7表の如くである。

世帯員中乳児及び幼児には流石に有職者はいないが、小学生になると、男子小学生 28 人中に 1 人の内職者がいるし（親の内職を手伝う程度のもは除外した）、女子小学生では 34 人中に子守に働きに出ている 1 生徒がみられる。

中学生では、男子 16 人中 2 人が働らいている。1 人は新聞配達であり、他の 1 人は内職者である。女子では 17 人中 4 人が働らいている。この 4 人は学校を長欠しており、3 人が零細工場の女工をしており、他の 1 人は子守として働らいている。

中学校卒業以上の年齢の子供についてみる

第Ⅱ—7表 男子下層労働者世帯における本人以外の有職状況

世帯員	乳児	幼児	小学生	中学生	中卒	父	母	兄	兄弟	姉	甥	祖父	祖母	計
	男	女	男	女	男	男	女	男	女	男	女	男	女	計
無職	4	2	27	18	28	34	16	17	26	25	1	3	1	64
有職	4	2	27	18	27	33	14	13	2	7	1	1	1	17
内職	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10
事務	—	—	—	—	1	1	2	4	24	14	1	3	1	37
交換	—	—	—	—	—	—	—	—	3	2	—	—	—	5
日雇	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	1
洋裁	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	2
針子	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	2
縫製	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	2
子守	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
炊事	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
内職	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
手配	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
加	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1

と、男子では 26 人中 2 人が病気のために働らいておらず、24 人全てが働らいている。24 人の職業をみると 19 人までが工員であり、事務が 3 人、日雇労働者と店員とが各 1 人となつている。女子では 25 人中 4 人が無職で 7 人が病人、他の 14 人が働らいている。この 14 人の職業をみると 9 人が女工で最も多く、次いで事務員 2 人、交換手、洋裁針子、及び内職が各 1 人である。

以上が子供たちの職業状況であるが、第 1 に注目されることは小学生や中学生の子供までが働らいていること、第 2 には比較的低い職業に従事していることである。中小工場労働者の場合における息子や娘の職業状況では息子は工員が 55 人中 36 人で今回の場合と同じく最も多いが、会社員、教員、公務員などで働くものが可成りみられた。又、娘の場合は 43 人中 21 人までが会社員であつた。このように比較してみると、男子下層労働者世帯の子供たちは中小工場労働者世帯の子供たちよりもより一層就職状況が低位にあるわけである。

尚、子供で高校在学中のものは僅かに夜間高校 2 人である。1 人は男子で工員として昼間働らいて通学しており、他の 1 人は女子で昼間家事を手伝っているものである。

以上のことから男子下層労働者の子女は義務教育すら満足に受けず——この点については後述する——多くが下層労働者に再生産されて行くのである。

次に、主婦の職業状況であるが、これは後で特別に詳しく分析するのでここではただ 64 人中 17 人が無職、10 人が病気による無職、37 人が有職であることを述べておく。子供と主婦以外の他の世帯員についてみると、全部で 9 人であるが、そのうち病気中の兄 1 人と 85 歳の祖父を除いて全て働らいている。父 1 人と兄 1 人が日雇、母 3 人は内職、甥 1 人が工員、姉 1 人が駄菓子やであり、ここでも比較的低い職業に従事している姿がみられる。

下層労働者の男世帯における本人以外の有職状況を総合的にみると以下の如くである。

有職者総計 90 人は子供が 46 人で 51.1%、主婦が 37 人で 41.1%、その他が 7 人で 7.8%であり、子供とともに主婦が社会経済活動に積極的に参加してきていることが特徴的な点として指摘される。

次に、90 人の職種をみると、工員が 38 で 42.2%で最も高く、次に内職が 22 で 24.2%、日雇が 15 で 16.7%、事務が 5 で 5.6%という風になり、低位の職種が多いことである。

第 3 には、子供たちが義務教育期間中の年齢から職業活動に参加せしめられていることである。

これらの有職者の家計上にはたす役割については第 3 章でふれる。

(2) 女世帯における有職者状況

女世帯 34 世帯における有職状況は第Ⅱ—8 表の通りである。本人以外の世帯員は 82 人であるが、そのうち 22 人が何らかの社会的な経済活動に従事している。すなわち、本人以外の世帯総員の 26.8%が働らいている。1 世帯当り平均では 0.65 人であり、これを内職者とそれ以外の職業者に分けると 1 世帯当りの平均では前者が 0.03 人で、後者が 0.62 人である。男世帯の場合よりも有職者が少ないわけであるが、これは中卒者以上の子供が少ないこと及び男世帯の場合の主婦が主人がいないためにここでは世帯主本人として算入されないためである。

先ず、22 人を子供とその他に分けると子供が 17 人でその他が 5 人である。又、職種別にみると、22 人

中 16人 72.7 %が工員であり、2人が事務で、その他は交換手、運転手、新聞配達、内職の各1人となっている。

第Ⅱ—8表 女子下層労働者世帯における本人以外の有職状況

		幼 児		小学生		中学生		中学卒		父	母	姉	弟	妹	計
		男	女	男	女	男	女	男	女						
総 数		3	5	25 (1)	11	8	6	8	7	2	2	1	2	1	82
内 職	無 職 者	3	5	25	11	7	6	-	-	2	1	-	-	-	60
	有 職 者	-	-	1	-	1	-	8	7	-	1	1	2	1	22
有 職 者 内 訳	事 務 員	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	2
	交 換 手	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
	工 員	-	-	-	-	1	-	7	6	-	-	1	1	-	16
	運 転 手	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
	新 聞 配 達	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	内 職	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1

注 小学生の欄の()内数字は不具による就学延期者

備考 1 世帯当り平均内職者数 $0.03人 = \frac{1}{34}$

2 世帯当り平均内職以外の有職者 $0.62人 = \frac{21}{34}$

3 世帯当り平均有職者 $0.65人 = \frac{22}{34}$

このような状況をもう少し詳しくみると、小学生では男子 26 人中 1 人が新聞配達をしている。女子では職についているものは見られない。

中学生では男子 8 人中に 1 人が休日に工場で労働している。女子では働いているものはいない。

中学卒者では全員が働いており、男子 8 人の職種は工員 7 人と事務員 1 人であり、女子 7 人では女子工員 6 人、事務員 1 人である。

その他では父 2 人は 78 歳と 75 歳とで共に働いておらず、母では 1 人が無職で他の 1 人は内職をしている。姉は 1 人で女工、妹 1 人は交換手、弟 2 人は 1 人がトラック運転手で 1 人は工員である。

第3章 収入状況

第1節 本人の収入

(1) 男子下層労働者

男子下層労働者の収入状況は第Ⅱ—1表の通りである。

74 人の労働者のうち 12 人が病気と傷害とで収入がない。何人かの収入のある 62 人についてみると、6,000円～8,000 円の収入階級のものが 30 人、48.4 % (収入のあるもの 62 人に対する比率) で最も多く、次に 8,000円～10,000 円の階級で 20 人、32.3 % である。これらだけで約 80 % になり、男子下層労働者の収入は大体この位の収入だといえる。10,000 円を超える収入のあるものが 14.5 % あり、その最高

は 14,000 円～16,000 円の階級に達しているところからみると、稼働に恵まれた場合には 10,000 円以上、16,000 円位になる場合がありうるわけである。又、逆に、病気その他で働けない場合には収入が全くなるとか、より一層収入が減少する危険性を常にもっていることがこれら下層労働者の収入の特徴点である。

第Ⅱ—1表 男子下層労働者の収入状況

	日 雇	零細工員	そ の 他	病 人	計	備 考
総 数	49	9	4	12	74	
収 入 な し	1 (注1)	-	-	11	12	注1 負傷者
2,000～4,000円未満	-	1 (注2)	-	1 (注3)	2	注2 傷害者 稼働10日 注3 不具者 靴加工
4,000～6,000円 "	1	-	-	-	1	
6,000～8,000円 "	26	3	1	-	30	
8,000～10,000円 "	16	3	1	-	20	
10,000～12,000円 "	4	1	1	-	6	
12,000～14,000円 "	1	1	-	-	2	
14,000～16,000円 "	-	-	1	-	1	

尚、不具者 1 名がおり、収入 2,000 円となつてはいるが、このような人は身体が完全でない意味においては特殊であるが、不具者などは満足な職を他に求めることができずこのような下層労働者の中で働くものが多いのであり、その意味においてこのような不具者の低収入を下層労働者一般の問題として考えを行かなければならないであろう。

全体的には以上のようなものであるが、日雇労働者のみにしてみると、49 人中 1 人は負傷して休んでおり、収入がない。収入のあるもの 48 人についてみると、最低は 4,000～6,000 円の階級に属し、最高は 12,000～14,000 円の階級に属しており、大幅に広散しているが、48 人中 26 人 (54.2 %) が 6,000～8,000 円の階級であり、16 人 (33.3 %) が 8,000～10,000 円の階級である。

日雇労働者の場合、一般の日雇労働者と㊸の日雇労働者とがあり、㊸の日雇労働者の場合は仕事が、A (370 円)、B (380 円)、C (310 円)、D (280 円) 何れも手取りの 4 クラスとなつており、A クラスの仕事に働らくものは少なく、多くは B 又は C クラスであり、稼働日数 23、4 日前後で、㊸の日雇労働にのみ働らく限り、その収入は多くても 9,000 円前後をこえない。これ以上の収入をえようとすれば一般の日雇の仕事で日給の高いものをみつけて、1 カ月フルに働らくことが必要になつてくる。現にこの調査対象の日雇労働者の中でもそのような日雇労働に従事しているものがある。具体的に示すと、月島の方の倉庫の運搬の日雇に出かけで行き、休みも月 1 回位しかとらないで働らくが、日給は 450 円位で交通費などを差引くと 12,600 円位になるといつた日雇労働者である。

注 A 級の賃金とつては労働者の場合でも 9,600 円がやつとである。又、A 級の仕事に 70 %、B 級の仕事に 30 % 働いている労働者で 8,700 円位である。つまり、比較的に仕事に従事していてもこの程度の収入である。

零細工場で働く人々の場合も日雇労働者の場合と同じような収入傾向をもち、6,000 円から 10,000 円の収入のものが多く、10,000 円以上の収入のものは少なくなっている。最高の 13,000 円の収入のあるものは零細ガラス工場の工員であるが、3 交替作業に従事しているものであり、又、10,000 円の収入のあるものは零細セルロイド工場の工員で毎日 9 時過ぎまでの残業が続けば、16,000 円位までになるが、全く残業がなく仕事も少ないときは 6,000 円位までさがってしまう。まあ大体 10,000 円位がふだんの収入でしょうといっているが、このように収入が非常に不安定になっている。

その他の 4 人のうち 1 人は空びん集めの問屋に働いているもので休みは月 2 回で収入は 15,000 円位になり、もう 1 人は日雇の大工でぜん息があるので働ける日が月のうち 15 日位しかなく 8~9,000 円というものである。あとの 2 人は雑役で 7,000 円程度である。

現在、主人が病氣しているものが 12 人あるが、これらの人々は病氣になるまでは全て、このような下層労働者として働いていた人々である。そして主人が病氣になって収入がなくなつたために主婦が主人にかわつて零細工場で働くなり又は日雇労働なりして働いて家計をたてているわけである。

男子下層労働者の年齢別平均収入を第 1-2 表についてみると、20 歳代では 8,200 円、30 歳代が 8,320 円、40 歳代では 8,864 円、50 歳代になると 7,645 円に低下し、60 歳以上では 7,714 円となつている。すなわち、年齢階級の低いところから 40 歳代に向つて上昇して行き、それ以上の年齢では低下するカーブを示しているわけであるが、通常の男子工場労働者の位置の場合とは大変なちがいで、高年齢層では一般水準との較差は甚しく拡大する。

第 1-2 表 年齢階級別収入状況

年齢別	収入階級	総数	収入なし	2,000~4,000円	4,000~6,000円	6,000~8,000円	8,000~10,000円	10,000~12,000円	12,000~14,000円	14,000~16,000円	平均
総数		74	12	2	1	30	20	6	2	1	
20 歳 ~ 29 歳		3	-	1	-	-	1	-	1	-	8,200
30 歳 ~ 39 歳		11	3	1	-	3	3	-	-	1	8,320
40 歳 ~ 49 歳		22	2	-	-	7	7	5	1	-	8,864
50 歳 ~ 59 歳		29	5	-	1	15	7	1	-	-	7,645
60 歳以上		9	2	-	-	5	2	-	-	-	7,714

次の年齢階級別収入分布状況をみると、各年齢階級とも 6,000 円未満は少なく大体 6,000 円以上のところからはじまっているが、年齢階級が低いところでは高い収入のところまで拡散しており、40 歳代からだんだんその拡散の度合が狭くなっているような傾向を示している。具体的に示すと、20 歳代は例数が少ないので一応別として、30 歳代では、6,000~8,000 円から 14,000~16,000 円の収入階級まで拡がっているが、40 歳代になると 1 階級さがつて 12,000~14,000 円にまで拡散し、50 歳代では 10,000~12,000 円までに、60 歳以上では 6,000~8,000 円と 8,000~10,000 円の 2 つの収入階級に拡がっている。

このような年齢階級別の傾向を示すのは恐らく、年齢階級が低い場合には収入増加をはかる余地が幾分でも残されているが、40 歳以上になるとそのような余地も年齢階級が高まるにつれて狭まくなっているのであらう。もしそうだとすれば、これら下層労働者は下層労働者である限り、年齢階級が高くなるにつれ

て 6,000 円の線に収入がいて減して行くことになるわけである。この 6,000 円から 8,000 円の収入階級は日雇労働者の一般的な月収の線であることを考えると、日雇労働者の収入=賃金というものの下層労働者の収入に及ばず影響が相当大きいことがわかる。

(2) 女子下層労働者

34 人のうち 8 人が全く収入がなく、何んらかの収入のあるものは 31 人である。この 31 人についてみると、2,000 円未満から 10,000 円未満のところまで収入が分散している。そして収入階級別にみると 2,000 円未満が 22.6%、2,000~4,000 円の収入階級のものが 9.7%、4,000~6,000 円の収入階級のものが 22.6%、6,000~8,000 円の収入階級のものが最も多く 35.4%、8,000~10,000 円の収入階級のものが 9.7%となつている。このような分布状況をみると、4,000~6,000 円と 6,000~8,000 円の収入階級のものが一応多い(合計で 58.0%)といえるが、それ以下の収入階級のものが可成り存在しており、男子下層労働者の収入の状況とは全く異なっていることがうかがえる。(第 1-3 表参照)

第 1-3 表 女子下層労働者の収入状況

	日雇	工員	その他	計	備考
総数	15	11	8	34	
収入なし	-	-	3	3	
2,000 円未満	-	3	4	7	(収入あるもの 31 人に対する比率) 22.6%
2,000~4,000 円	-	2	1	3	9.7%
4,000~6,000 円	2	5	-	7	22.6%
6,000~8,000 円	11	-	-	11	35.4%
8,000~10,000 円	2	1	-	3	9.7%

すなわち、男子下層労働者では、6,000~8,000 円と 8,000~10,000 円のもので約 80% を占め、6,000 円未満のものは僅かに 4.8% であり、6,000 円の線が一つの線として引けたのであるが、女子下層労働者の場合は男子の場合よりも 1 階級下の 4,000~6,000 円と 6,000~8,000 円とで 58% にとどまり、しかもそれ以下の比率が可成り高い、4,000 円の線が女子下層労働者の収入の一応の最低線として引かれないのである。

このような相違をもたらした原因をみるために職業別で考察してみると、日雇労働者では最低が 4,000~6,000 円で 15 人中 11 人までが 6,000~8,000 円の収入階級にあるのに、零細工場の労働者では 8,000~10,000 円は僅かに 1 人で 6,000~8,000 円がなく、4,000~6,000 円が 5 人、2,000~4,000 円が 2 人、2,000 円未満が 3 人となつており、日雇労働者よりも収入階級が一段低下している。その他の人々では 2,000~4,000 円が 1 人で 2,000 円未満が 4 人である。このようにみると、日雇労働者を上位にして、零細工場労働者が一段さがつて中位にあり、その他の人々がもう一段さがつて存在するいなづま形を示している。

ここにおいて女子下層労働者の収入について考えておかねばならないことは、男子下層労働者では日雇労働者の収入が全男子下層労働者の収入の一応の下限の線となつていたのに、何故女子下層労働者では女子日雇労働者の収入が一応の下限とならないかである。それには色々の原因があろうが、日雇労働者にな

るだけの条件すらもたない女子労働力人口が広汎に存在しているということであろう。この点については第5章の「主婦の生活歴」のところで検討することにする。

年齢階級別で収入状況をみると第Ⅲ-4表の如くであり、30歳代が最も低く平均4,082円、40歳代では平均5,461円、50歳代では5,100円、60歳以上は1人で5,540円となっている。60歳代は1人なので一応除いて考えると40歳代が最も高くなっている。このような傾向は男子下層労働者の場合と同じであるが、年齢階級別における賃収入の分散度は男子の場合とはことなつてどの年齢階級においても分散している。しかし、強いていえば、年齢階級が低い程、一様な分散を示し、年齢階級が高くなるにつれて収入階級の高い方へ分散の重心がかかっているように思われる。これは年齢階級の低いものに日雇労働者の比率が高く、年齢階級が低いところでは日雇労働者以外のものの比率が高いためである。

第Ⅲ-4表 年齢階級別女子下層労働者収入状況（男世帯）

	総数	収入なし	2,000円未満	2,000～4,000円	4,000～6,000円	6,000～8,000円	8,000～10,000円	(収入あるもののみ)平均
総数	34	3	7	3	7	11	3	5,223円
30歳～39歳	14	2	4	2	2	3	1	4,082
40～49	14	1	2	-	4	5	2	5,461
50～59	5	-	1	1	-	3	-	5,100
60以上	1	-	-	-	1	-	-	5,540

第2節 世帯の総収入

前節でみたようにこれら下層労働者の世帯主の収入状況は非常に低いのであり、世帯主の収入だけでは殆んどが肉体的な最低限度の生活すら維持しえないところから、第2章第4節の如く、本人以外の世帯員の有職率が高くならざるをえない。このような世帯員の収入がどのようにもち寄せられ、又、それでも世帯の生活を維持しえないで生活保護に生活が依存しているかを明らかにすることが必要であるが、先ず世帯の総収入が絶対額の上でどうなっているかを調べてみることにする。

第Ⅲ-5表 世帯人員別世帯総収入状況（男世帯）

	総数	5,000円未満	5,000～10,000円	10,000～15,000円	15,000～20,000円	20,000～25,000円	25,000～30,000円	30,000円以上	比率
合計	74	1	30	22	9	8	2	2	
割合	100	1.4	40.5	29.7	12.2	10.8	2.7	2.7	
1人世帯	1	-	-	1	-	-	-	-	1.3
2人世帯	10	1	7	2	-	-	-	-	13.5
3人世帯	14	-	9	3	1	1	-	-	18.9
4人世帯	16	-	8	5	3	-	-	-	21.6
5人世帯	10	-	3	3	1	3	-	-	13.5
6人世帯	9	-	2	3	2	2	-	-	12.2
7人世帯	5	-	1	3	-	1	-	-	6.8
8人世帯	5	-	-	1	2	1	1	-	6.8
9人世帯	2	-	-	1	-	-	1	-	2.7
10人世帯	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11人世帯	2	-	-	-	-	-	2	-	2.7

(1) 男世帯の総収入

先ず男世帯についてみると第Ⅲ-5表の通りである。最低の収入階級は5,000円未満の収入のものがあり、最高では42,500～45,000円の収入階級にまで拡散しており、可成り世帯の総収入ではひらきがある。これを収入階級別にみると、5,000円未満では1.4%、5,000～10,000円未満の階級が40.5%と最も多く、10,000～15,000円未満の階級では29.7%、15,000～20,000円未満の階級では12.2%、20,000～25,000円未満の階級では10.8%、25,000～30,000円未満の階級及び30,000円以上のところでは各々2.7%である。

これを前回の中小工場労働者の場合と比較してみると第Ⅲ-6表及び第Ⅲ-1図の如くで、下層労働者の男世帯のみでも世帯の収入

第Ⅲ-1図 世帯総収入比較

状況が一段と低いことがわか

る。すなわち、中小工場労働者世帯で世帯総収入が10,000円未満というのは僅か5.5%

であつたが、この場合においては41.9%と多い。又、中小

工場労働者世帯の場合では比率の多い収入階級は10,000～15,000円未満階級の34.4%と15,000～20,000円未満の階級の31.2%とであつたが、この場合では5,000～10,000円未満の階級の40.5%と10,000～15,000円未満の階級の29.7%とであり、大体5,000円以上程の幅がみられるわけである。しかし、高い収入階級の比率は低いながらも、中小工場労働者世帯の場合と同様に存在している。

第Ⅲ-6表 世帯総収入比較

	10,000円未満	10,000～15,000円	15,000～20,000円	20,000～25,000円	25,000～30,000円	30,000円以上	計
下層労働者世帯	41.9%	29.7%	12.2%	10.8%	2.7%	2.7%	100%
中小工場労働者世帯	5.5%	34.4%	31.2%	16.3%	6.3%	6.3%	100%

これを1人世帯は別として世帯人員別にみると2人世帯では、10,000円未満が80%、10,000～15,000円の収入階級が20%である。3人世帯では10,000円未満が64.3%に減じ、15,000～20,000円及び20,000～25,000円の階級の世帯もみられる。4人世帯になると10,000円未満の世帯が50%に減少し、あとは10,000～15,000円及び15,000～20,000円の収入階級の世帯となつている。5人世帯になると10,000円未満の収入階級の世帯は30%になり、10,000円以上の収入階級の比率が高くなつてくる。このように世帯人員数が増加するに従つて世帯の総収入の階級も高くなつていっているのであるが、8人世帯以上になると10,000円未満の収入階級の世帯はなくなり15,000円以上の収入階級の比率が多くなる。前11人という多人数世帯では30,000円以上の総収入であるが、そのうちの1世帯は32,500～35,000円の階級であり、他の1世帯は42,500～45,000円の収入階級となつている。

以上の如く、世帯人員数が増加するに従つて世帯の総収入も増加するという傾向を示している。このように世帯総収入の増加がその世帯の生活水準の向上になるかどうかについては第3節において検討する。

尚、高い世帯総収入のある具体例を示すと次の通りである。

〔世帯総収入 42,675 円の例〕——11人世帯

世帯主	52歳	日雇労働者	8,175円
主婦	47歳	なし	—
長男	27歳	漁協、事務	10,000
次男	25歳	石油会社、事務	10,000
三男	22歳	零細木工所工員	7,500
四男	20歳	同上	7,000
五男	16歳	製本工場見習工であつたが病氣中	
長女	16歳	家事を手伝いながら夜間高校在学中	
六男	14歳	中学生	
次女	13歳	小学生	
三女	8歳	小学生	

〔34,900 円の例〕——11人世帯

世帯主	52歳	日雇労働者	8,000円
主婦	52歳	なし	—
次男	21歳	零細鉄工所工員	8,500
三男	18歳	零細機械工場工員 (身体が弱い)	4,000
長女	15歳	中学生	
四男	12歳	小学生	
次女	10歳	〃	
長男	25歳	零細鉄工場工員	15,000
同妻	26歳	なし	
同長男	6歳	なし	
同次男	3歳	なし	

(2) 女世帯の総収入

女世帯の総収入状況を第Ⅱ—7表によつてみると、5,000 円未満の収入階級から 25,000～30,000 円未満の収入階級までであるが、男世帯の場合に 40,000 円以上の収入階級のものがあつたのと比較すると女世帯における世帯の総収入状況は可成り低くなつてゐる。

第Ⅱ—7表 世帯人員別女世帯総収入状況

	総数	5,000 円未満	5,000～10,000円	10,000～15,000円	15,000～20,000円	20,000～25,000円	25,000～30,000円
計	34	4	19	5	4	1	1
比率	100	11.8	55.9	14.7	11.8	2.9	2.9
1人世帯	1	—	1	—	—	—	—
2人〃	6	3	3	—	—	—	—
3人〃	12	1	8	2	—	—	1
4人〃	8	—	6	—	2	—	—
5人〃	7	—	1	3	2	1	—

これを収入階級別にみると、5,000 円未満が 11.8 %、5,000～10,000 円の収入階級のものの比率が最も多く 55.9 %となり、10,000～15,000 円の収入階級では 14.7 %に低下し、15,000～20,000 円の収入階級では 11.8 %、20,000～25,000 円及び 25,000～30,000 円の収入階級では夫々 2.9 %となつてゐる。男世帯の

場合は 5,000 円未満の収入階級の比率は僅かに 1.4 %であつたが女世帯では 11.8 %で高く、又、男世帯では 5,000～10,000 円 (40.5 %) 及び 10,000～15,000 円 (29.7 %) の 2 つの収入階級が比率が高かつたのであるが、女世帯では 5,000～10,000 円の収入階級が約 56 %弱を占めている。このように女世帯の収入階級別状況は男世帯の場合よりももう一段と悪化している。

以上のような状況を世帯人員別でみると、1人世帯の場合は別として、2人世帯では 5,000 円未満と 5,000～10,000 円との収入階級とが各々半々であり、3人世帯では 5,000～10,000 円の収入階級の世帯が 66.7 %になり、10,000 円以上の世帯も出てくるのであるが、3人世帯の 12 世帯のうちに 1 世帯だけ 25,000～30,000 円の収入階級のものが存在している。4人世帯以上になると、5,000 円未満の収入階級の世帯は流石になくなり、8 世帯中 6 世帯が 5,000～10,000 円の収入階級に属し、2 世帯が 15,000～20,000 円の収入階級である。5人世帯ではより収入状況が高くなり、7 世帯中 5,000～10,000 円の収入階級のものは僅かに 1 世帯で、10,000～15,000 円の収入階級のものが 3 世帯、15,000～20,000 円の収入階級が 2 世帯、20,000～25,000 円の収入階級の世帯が 1 世帯となつてゐる。しかし、男世帯の場合とはちがい女世帯では世帯主が女子労働力であり、しかも世帯人員数が少ないために、全体的に世帯総収入は低く、その上昇状況も大きくないが、世帯人員数の増加につれて世帯総収入は高くなる傾向を明かに示している。

このように女世帯主の収入が低いにもかかわらず一部には比較的高い世帯収入もみられる。その具体的事例を 2 つ程あげておく。

〔世帯収入 25,075 円の世帯〕——3人

世帯主は主人が死亡した未亡人である。主人は古物商であつたが病氣になり、26 年 1 月より本人は職業安定所に行き④の日雇労働者になり、26 年 6 月主人が死亡してから④の日雇労働者になつた。28 年 9 月から学校給食の補助員にまわされ、就労が安定し月収 7,175 円位になつてゐる。本人以外の世帯員は 26 歳の弟と 58 歳の母とであるが、弟は 7 年前から M 自動車株式会社の砂町工場に勤めており、現在は常雇の電気工で月収 15,000 円位になり、母はごく小さな駄菓子屋をしており月に 2,900 円位の利益をあげている。

〔世帯収入 20,500 円の世帯〕——5人世帯

世帯主は主人が戦死した 44 歳の未亡人で、25 年から日雇労働に従事してその月収は大体 6,500 円位である。長男は 20 歳で 900 人位の R 石鹼工場の臨時工をしており月収 7,000 円、次男は 17 歳で近くの零細機械工場の臨時工をしており、勤務時間が長いために兄と同じく 7,000 円とつてゐる。この世帯にはこれらの外に中学 3 年生の男の子と 1 年生の女の子がいる。尚、長女は女中奉公に出ているが給料が安いので仕送りはしていない。

第 3 節 世帯総収入構成

(1) 世帯総収入と世帯主本人収入

既にみた如く、世帯主本人収入が少なく、世帯の総収入も決して高くないのであるが、世帯員に有職者が多いところから、世帯総収入はそれだけ増加しているわけであるが、先ず世帯の総収入と本人の収入との関係はどのようになつてゐるかをみることにする。

男世帯では第Ⅰ—8表の通りで、世帯主だけの収入によるものは僅かに21.6%にすぎず、世帯主の収入のないものが16.2%も存在している。世帯主の収入が世帯総収入の99~80%のものが9.5%、79~60%のものが16.2%、59~40%のものの比率が最高で23.0%、39~20%が12.2%、20%未満1%以上が1.3%となっている。すなわち、男世帯においても世帯総収入における男世帯主の収入の占める比率は低く、本人以外の世帯員の収入に世帯の家計が可成り依存していることがみられる。

第Ⅰ—8表 世帯総収入における本人収入の比率

本人収入の総収入に対する比率	男 世 帯		女 世 帯	
	実 数	%	実 数	%
計	74	100%	34	100
100%	16	21.6	6	17.7
99 ~ 80%	7	9.5	-	-
79 ~ 60%	12	16.2	5	14.7
59 ~ 40%	17	23.0	8	23.5
39 ~ 20%	9	12.2	5	14.7
19 ~ 1%	1	1.3	7	20.6
0%	12	16.2	3	8.8

このように女世帯においては男世帯の場合におけるよりも本人以外の世帯員収入に依存する割合が高くなっている。前節でみたような低い世帯収入をあげる上においても女世帯主自身が大きな役割をはたさないことが明かに示されているわけである。

(2) 世帯総収入と本人以外の収入

世帯総収入中に占める本人の収入比率は前述の通りであるが、本人の収入以外の収入の占める状況はどうなっているかであるが、本人の収入以外の収入には色々のものがあるが、大きく分けてみると第1は本人以外の世帯員による収入であり、第2は同居していない他のもからの仕送り、第3は生活保護、年金などによる収入である。第1の本人以外の世帯員の収入は細分すると主婦、子供、その他の世帯員の収入に分けることができよう。

これら各収入源が世帯の総収入中に占める状況を見ることによつてこれら下層労働者の家計収入がどのような形で構成されているかをより明確にすることができるであろう。

先ず男世帯についてこの状況を見ると第Ⅰ—9表の如くである。

第1に主婦の収入の世帯総収入中に占める状況を見ると、主婦の収入のないものが74世帯中39世帯であり（但、主婦のいないもの9世帯を含む）その比率は52.7%である。何んらかの収入のあるものについてその世帯総収入中に占める比率を見ると、1~19%の比率のものは21.6%、20~39%の比率のものは12.2%、40~59%の比率を占めるものが6.8%、60~79%が1.3%、100%のものが5.4%となっている。すなわち、世帯総収入の40%以上の収入を主婦がえているものは合計して18.5%ある。

次に、子供についてみると子供の収入に全く依存していないものは68.5%であり、何んらか子供の収入に依存するものは36.5%である。子供の収入に依存している場合どの程度の依存度になっているかをみると、1~19%のものと及び20~39%のものが各々6.8%、40~59%のものが10.8%、60~79%の

第Ⅰ—9表 男世帯における本人以外の収入比較

		主婦の収入		子供の収入		その他世帯員の収入		その他収入(注1)		備 考
		実 数	%	実 数	%	実 数	%	実 数	%	
総 数		74	100	74	100	74	100	74	100	注1: 仕送り、生活保護、年金収入
世帯総収入中に占める比率	0%	39	52.7	47	63.5	69	93.3	64	86.5	
	1~19	16	21.6	5	6.8	1	1.3	-	-	
	20~39	9	12.2	8	10.8	3	4.1	3	4.1	注2: 戦死した息子の遺族年金30%の1名及び息子仕送り38%1名を含む。
	40~59	5	6.8	8	10.8	1	1.3	1	1.3	
	60~79	1	1.3	7	9.5	-	-	2	2.7	
	80~99	-	-	1	1.3	-	-	3	4.1	
	100%	4	5.4	1	1.3	-	-	1	1.3	

ものが9.5%、80~99%及び100%のものが各々1.3%になっている。すなわち、40%以上の依存度のものが合計で22.9%にも達している。このような子供への依存状況を主婦の場合と比較すると、何んらか収入に子供が関係しない比率は主婦の場合よりも高いのであるが、主婦の場合より子供が世帯総収入に大きな役割をはたさせられているものが多いという結果になっている。（既に、子供の有職状況については第2章第4節でふれ、そのときに子供の家計収入への関係について一部述べた。）

本人、主婦及び子供以外の世帯員（例えば父母、兄弟姉妹など）の収入の世帯総収入に占める状況を見ると、それら世帯員が少ないうえに93.3%が何んらか関係ない。それらの世帯員の収入があるものは僅かに6.7%で、世帯総収入に占める比率が1~19%のものが1.3%、20~39%のものが4.1%、40~59%のものが1.3%である。

以上は同居世帯員の収入についてみたのであるが、仕送り、生活保護、年金などの世帯総収入に占める状況についてみると、何んらか関係のないものが86.5%で、何んらかの関係のある世帯が全世帯の13.5%である。その程度をみると、20~39%のものが4.1%、40~59%が1.3%、60~79%が2.7%、80~99%のものが4.1%で、このような収入のみによるものが1.3%である。

女世帯における本人以外の世帯員収入及びその他の収入が世帯総収入に対してどのような地位を占めているかであるが第Ⅰ—10表によると先ず子供についてみると子供の収入に依存していない世帯は64.8%であり、何んらか子供の収入がある世帯は35.2%である。子供の収入が世帯総収入に占める程度をみると1~19%のものが2.9%、20~39%のものが8.8%、40~59%のものが14.7%、60~79%のものが2.9%、80~99%のものが5.9%になっている。子供の収入の占める比率は男世帯の子供の場合と大体同じになっているのであるが、女世帯の場合の方が子供数が少なく且つ年齢も小さいことを考えると女世帯における子供の世帯収入上における負担は大きいわけである。

子供以外の世帯員の収入のある世帯は僅かに8.8%の世帯でしかなく、世帯総収入に占める比率が20~39%のものが2.9%、60~79%のものが5.9%となっている。

第Ⅰ—10表 女世帯における本人以外の収入状況

	子供の収入		その他の世帯員の収入		その他(注1)		備 考
	実 数	%	実 数	%	実 数	%	
総 数	34	100	34	100	34	100	注1. 生活保護、年金
世帯総収入中に占める比率							
0%	22	64.8	31	91.2	19	55.9	注2. 息子の遺族年金収入1を含む
1~19	1	2.9	-	-	-	-	
20~39	3	8.8	1	2.9	3	8.8	
40~59	5	14.7	-	-	2	5.9	
60~79	1	2.9	2	5.9	2	5.9	
80~99	2	5.9	-	-	5	14.7	
100%	-	-	-	-	3	8.8	

生活保護及び遺族年金などのその他の収入に依存する世帯は 44.1 %でその比率が可成り高い。その依存程度をみると 20~39 %のものが 8.8 %、40~59 %のものが及び 60~79 %のものが各々 5.9 %、80~99 %のものが 14.7 %、このような収入に全く依存しているものが 8.8 %となつている。すなわち、女世帯では可成りのものが生活保護などに依存するものが多いばかりでなくその依存の程度も高くなつている。

第4節 生活程度

下層労働者世帯における収入状況は以上のようなものであるが、そのような収入でどのような生活程度の生活をしているかが問題にされねばならない。その目安をうるために消費単位当り収入状況を見ることにする。

(注) 収入だけで生活水準を規定することはできない。同じ収入があつても世帯員の数、性、年齢その他によつて生活水準はことなってくる。性、年齢の相異による生活費の違いを考慮して生活水準の比較をするために消費単位(ケット)が考案されている。ここでは内閣統計局の消費単位を使用した。尚、このことについて大工場及び中小工場労働者家族の生活実態調査報告の中でも述べてあるので詳しくは参照されたい。

内閣統計局消費単位(消費)

	男	女		男	女
0—1歳	0.3	0.3	11—14歳	0.8	0.8
2—4歳	0.4	0.4	15—21歳	0.9	0.9
5—7歳	0.5	0.5	20歳以上	1.0	0.9
8—10歳	0.7	0.7			

(1) 男世帯について

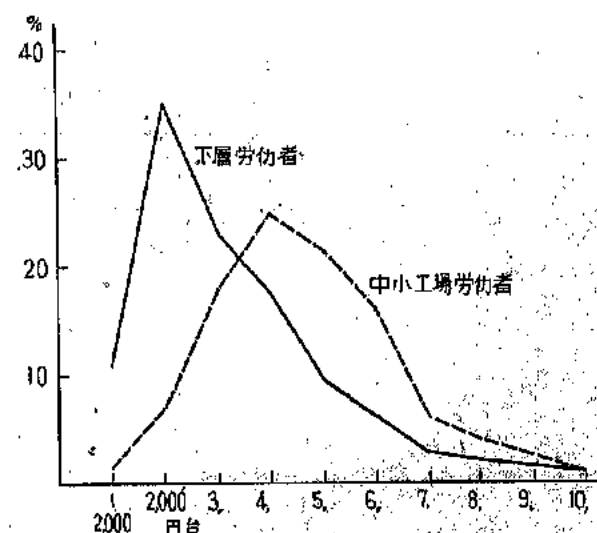
先ず、男世帯についてみると第Ⅰ—11表の如くである。それによると、消費単位当り収入が2,000円未満という世帯が 10.8 %に達し、2,000円代の世帯が最も多く 35.1 %、3,000円代になると低下して 23.0 %、4,000円代では 17.6 %、5,000円代になると 10%以下になり 9.5 %にすぎない。6,000円以上の世帯はほんの僅かで 7,000円代が 2.7 %と 10,000円代が 1.3 %となつている。すなわち、消費単位当り収入が 2,000円代と 3,000円代の世帯で全世帯の約 58 %で半数以上を占め、最低は生活保護水準以下の

2,000円未満から 5,000円代にまで及び、それ以上の水準のものも特殊なものとして存在している。

第Ⅰ—11表 消費単位当り収入状況(男世帯)

		2,000円未満	2,000円代	3,000円代	4,000円代	5,000円代	6,000円代	7,000円代	8,000円代	9,000円代	10,000円代	計
下層労働者(男子世帯)	百分比	10.8	35.1	23.0	17.6	9.5	-	2.7	-	-	1.3	100
	累 計	-	45.9	68.9	86.5	96.0	-	98.7	-	-	100	
中小工場労働者	百分比	1.3	6.9	18.1	24.8	21.3	16.2	6.1	4.0	-	1.3	100
	累 計	-	8.2	26.3	51.1	72.4	88.6	94.7	98.7	-	100	

第Ⅰ—2図 消費単位当り収入比較



これを前回の中小工場労働者世帯の場合と比較してみると前表及び第Ⅰ—2図の如くで非常に相違がある。両労働者世帯の場合とも 2,000円未満から 10,000円代にまで及んでいるが、下層労働者世帯の場合は 2,000円代が最も比率が高く、中小工場労働者世帯では 4,000円代が比率が高い。又、累計をみると、下層労働者世帯では 2,000円代までで 45.9 %に達するが中小工場労働者世帯の場合は僅かに 8.2 %であり、4,000円代までの累計では下層労働者世帯では 86.5 %にもなるが、中小工場労働者世帯では 51.1 %である。このように下層労働者の生活程度は中小工場労働者よりも一段と低下している。

男子下層労働者世帯の平均消費単位当り収入を世帯人員別にみると第Ⅰ—12表の如くである。1人世帯では 10,000円代となつているがこれは1人世帯しかないで1人世帯のときにはこのようになるかは何んともいえない。さて2人世帯以上についてみると、2人世帯では 4,074円であり、3人世帯以上になるとかんまんに低下して行き6人世帯までは 3,000円代を示す。しかし7人世帯になると 2,386円と 2,000円代になり、8人世帯になると回復して 3,073円に高まり、9人世帯では再び低下して、2,888円、11人世帯では 4,075円となつている。

中小工場労働者世帯の場合では同居人員が2人から5人のところまでは可成り急速に低下し5人以上になると緩慢に低下するという傾向を示したのと比較すると男子下層労働者世帯における世帯人員別平均消費単位当り収入状況のカーブは相違している。(第Ⅰ—3図参照) このような相違が生じた原因は、下層労働者世帯の場合、中小工場労働者の場合よりも前述したように全体的にずっと水準が低く、生活保護の支えがあるためであろう。又、7人を最低にして、8人以上で上昇傾向を示すのも、7人の水準が非常に低くなつているところから8人以上で有職者が多くなるためであり、世帯人員の多い世帯では本人以外の世

世帯員が収入をえるようになるかどうか大きく作用しているわけである。

第Ⅱ-12表 世帯人員別消費単位当り収入状況（男世帯）

	2,000円未満	2,000円代	3,000円代	4,000円代	5,000円代	6,000円代	7,000円代	8,000円代	9,000円代	10,000円代	計	世帯人員別消費単位当り平均収入
総数	8	26	17	13	7	-	2	-	-	1	74	
割合	10.8	35.1	23.0	17.6	9.5	-	2.7	-	-	1.3	100%	
1人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	(10,540)
2人	1	1	2	4	1	-	1	-	-	-	10	4,074
3人	-	8	2	1	2	-	1	-	-	-	14	3,630
4人	1	6	4	3	2	-	-	-	-	-	16	3,403
5人	1	4	2	2	1	-	-	-	-	-	10	3,406
6人	2	2	3	1	1	-	-	-	-	-	9	3,104
7人	2	2	1	-	-	-	-	-	-	-	8	2,386
8人	-	3	1	1	-	-	-	-	-	-	5	3,073
9人	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	2	2,888
10人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11人	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	2	4,075

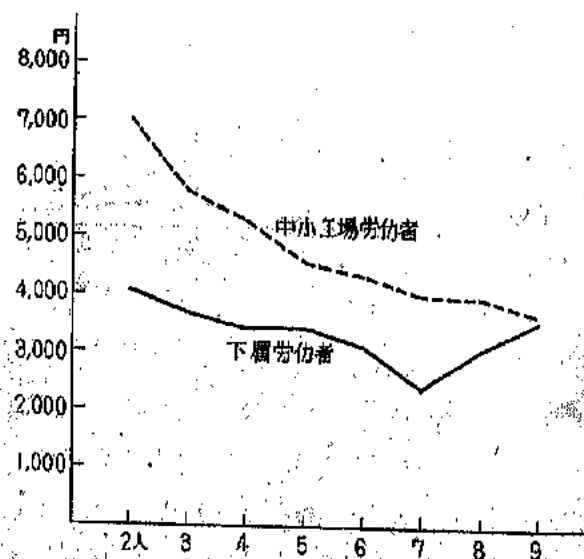
世帯人員数別消費単位当り平均収入は以上の如くであるが、世帯人員数別消費単位当り収入状況を一見して気付くことは、世帯人員数が少ない程消費単位当り収入にひらきがあり、世帯人員数が多くなるに従ってその分散が低い方に向つて狭くなる傾向を示していること及び世帯人員数が少なくても消費単位当り収入の低いものが存在していることである。

(2) 女世帯について

女世帯における消費単位当り収入状況をみると第Ⅱ-13表の如くで2,000円代から8,000円代までになっているが、2,000円代が34世帯中の50.0%を占め、3,000円代と4,000円代とが各々20.6%であり、5,000円代は僅かに1世帯(2.9%)、6,000円代と7,000円代とはなく、8,000円代が5.9%(2世帯)となっている。

男世帯と比較すると、男世帯では2,000円未満の階級のものが10.8%存在していたが女世帯では2,000円未満が全くない。男世帯では最高が10,000円代であったが、女世帯では最高は8,000円代に、男世帯では5,000円代以上の階級が13.5%あったが女世帯では8.8%に止まっている。このようにみると、女世帯では2,000円未満のような生活保護水準以下の階級はないが、生活保護水準か或は保護水準に近いあたりに殆んど存在し、特別に有利な条件をもつものが消費単位当り8,000円以上の収入水準をもちうると

第Ⅱ-13表 世帯人員別消費単位当り平均収入比較



いった状況になっている。

第Ⅱ-13表 世帯人員別消費単位当り収入状況（女世帯）

	2,000円代	3,000円代	4,000円代	5,000円代	6,000円代	7,000円代	8,000円代	計	
総数	17	7	7	1	-	-	2	34	
割合	50.0	20.6	20.6	2.9	-	-	5.9	100	
1人	-	-	-	-	-	-	1	1	(8,075)
2人	3	2	1	-	-	-	-	6	3,230
3人	6	2	1	1	-	-	1	11	(3,277)
4人	5	2	3	-	-	-	-	10	3,812
5人	3	1	2	-	-	-	-	6	3,228

注 3人世帯欄の()内数字は8,000円代世帯を除いたときの平均。

世帯人員別消費単位当り平均収入はいずれの場合も3,000円代で収入階級の相違がなく、3,000円代の範囲内での違いの程度でしかない。又、世帯人員数別に分散状況をみても3人世帯の場合を除き、2,000円代、3,000円、5,000円代の3収入階級に分布しており、しかも、どの世帯人員の場合もそれぞれの約半数の世帯が2,000円代の収入階級となっている。

第4章 住居状況と寝具状況

第1節 住宅の所有関係と家賃、地代

(1) 住宅の所有関係

序章で述べたように江戸川区東小松川3丁目地は低地であり湿地が多く、しかも零細工場があり、又田圃が残存しているなどから地獄的状况は悪い。その上水害をうけたので一層住宅状況を悪化させているが、未だに水害で落ちた壁がそのままになっている家も多いという有様で古い本建築の家もバラックの家も共に住宅は非常にいたんでいる。

住宅の所有状況は第Ⅳ-1表の如くで、借家が最も多く全体の46.3%を占め、次が持家で19.4%であ

Ⅳ-1表 住居の所有関係

	男世帯		女世帯		計	
	実数	%	実数	%	実数	%
計	74	100.0	34	100.0	108	100.0
持家	16	21.6	5	14.7	21	19.4
借家	38	51.4	12	35.3	50	46.3
間借	9	12.2	7	20.6	16	14.8
アパート	10	13.5	4	11.8	14	13.0
寮	1	1.3	1	2.9	2	1.9
母子寮	-	-	5	14.7	5	4.6

る。間借が 14.8 %、アパート住いが 13.0 %、寮が 1.9 %、母子寮が 4.6 %となっている。

持家は戦前からの持家であるか、又は借家であつたが古くなつたので安く買ひとられた家、或はバラックを建てたというようなもので、持家らしい持家はなかつた。借家の場合に同居世帯がみられたし、間借の場合ですら 1 室に 2 世帯がいるところもあつた。アパートも非常にいたんでおり、アパートらしいアパートは殆んどなかつた。これらの住居のうちで最もよいのは都営の母子寮で、これは新築で設備もよく住居らしい住居として唯一のものであつた。

このような状況を男女別にすると、男世帯では持家が 21.6 %、借家が 51.4 %、間借が 12.2 %、アパートが 13.5 %、寮 1.3 %であるが、女世帯では持家が 14.7 %、借家が 35.3 %と男世帯の場合よりも比率が低く、間借とアパートとが夫々 20.6 %、11.8 %で男世帯の場合よりも比率が高い。尚、前述した新築の母子寮に在るものは僅かに 14.7 %であるが、たまたまこの地域に存在していたのであり、一般的にそのような良い母子寮に住みうる母子世帯は極めて少いわけである。

(2) 家賃、地代など

家賃、地代などの状況は第Ⅳ—2 表の如くであるが、住宅状況が前述したように非常に悪いこと及び土

第Ⅳ—2 表 家賃、間代、地代の支払状況

			総 計	無 料	250円未満	250~500円	500~750円	750~1,000円	1,000~1,250円	未 定	他
総 計	男 世 帯	計	74	10	8	18	21	8	5	4	
	女 世 帯	計	34	12	6	4	7	1	3	1	
	小 計	計	108	22	14	22	28	9	8	5	
	比 率		100%	20.4	13.0	20.4	25.9	8.3	7.4	4.6	
持 家	男 世 帯	計	16	6	5	2	1	-	-	2	
	女 世 帯	計	5	1	1	1	-	-	(月賦支払)	1	
	小 計	計	21	7	6	3	1	-	1	3	
	比 率		100%	33.3	28.5	14.3	4.8	-	4.8	14.3	
借 家	男 世 帯	計	38	2	1	13	12	4	5	1	
	女 世 帯	計	12	4	2	1	3	1	1	7	
	小 計	計	50	6	3	14	15	5	6	8	
	比 率		100%	12.0	6.0	28.0	30.0	10.0	12.0	20.0	
間 借	男 世 帯	計	9	2	1	3	1	1	-	(労働提供)	
	女 世 帯	計	7	2	2	1	2	-	-	1	
	小 計	計	16	4	3	4	3	1	-	2	
	比 率		100%	25.0	18.7	25.0	18.7	6.3	-	6.3	
ア パ ー ト	男 世 帯	計	10	-	-	-	7	3	-	-	
	女 世 帯	計	4	-	-	1	2	-	1	-	
	小 計	計	14	-	-	1	9	3	1	-	
	比 率		100%	-	-	7.1	64.4	21.4	7.1	-	
寮	男 世 帯	計	1	-	1	-	-	-	-	-	
	女 世 帯	計	1	-	1	-	-	-	-	-	
	小 計	計	2	-	2	-	-	-	-	-	
	比 率		100%	-	100%	-	-	-	-	-	
母 子 寮			5	5	-	-	-	-	-	-	
			100%	100	-	-	-	-	-	-	

地又は家の所有者との関係が親類関係などのところから可成りまちまちの形がみられる。

先ず、総計では無料というのが 108 世帯中 22 世帯 20.4 %存在している。この中には母子寮の 5 世帯が含まれているが、それをぬきにしても 17 世帯が土地又は住宅の使用料なしでいるわけである。これらは一つは親類とか知合いの土地をほんの少し借りて掘立小屋に近いバラックをたてたとか、物置小屋に少し手を加えて借りているとかというのがあるためである。そして無料で土地を借りるとか、無料で家や室をかりているとかいうことが住居の劣悪さと結びついてこれら下層労働者の住居の一つの特質をなしているといえよう。有料では 250 円未満のものが 13.0 %、250~500 円未満が 20.4 %であり、500~750 円が最も多く 25.9 %となっている。750 円以上になると比率が低下し、750~1,000 円未満が 8.3 %、1,000~1,250 円未満が 7.4 %となっている。尚、未定その他が 5 世帯 4.6 %あるが、このうちの 1 世帯は間借で間代を現金で支払わず、貸主の家の家事を奥さんが月 2~3 回手伝うことで室代にかえるという前近代的な形が存在している。そのような慈恵的な関係は風呂の提供、衣類の提供といった形においても存在しており、これら下層労働者の生活状態を理解する上で注目されねばならない点であろう。

このような全体的な状況を男世帯と女世帯についてみると、女世帯の方が無料が多く、又安い地代や家賃間代のところに住んでいる。

このような全体的な状態を所有関係別にみると、持家では、地代の無料が最も多く 33.3 %を占め、次に地代が 250 円未満で 28.5 %、250~500 円未満では 14.3 %になり、500~750 円未満では僅かに 1 世帯である。尚、1,000 円が 1 世帯あるがこれは地代ではなく家を買われ、その代金を月賦で 1,000 円支払っているものである。又、未定というのが 3 世帯あるがこれは地代がきまつておらず現在は無料で土地をかりているものである。

借家についてみると、最も多いのは家賃が 500~750 円未満のもので 30.0 %、次が 250~500 円未満で 28.0 %である。高い方では 750~1,000 円未満が 10.0 %、1,000~1,250 円未満が 12.0 %となっているが、1,000 円以上を払っている借家でも家はいたみ、雨もりがするような家であり、又、決して家も大きくなく、6 畳、4 畳半、3 畳の 3 室以下のものである。尚、250 円未満は僅かに 3 世帯 6 %であり、家賃なしというのが 12 %となっている。

間借では、無料と 250~500 円未満というのが夫々 25 %、250 円未満と 500~750 円未満とが夫々 18.7 %であり、750~1,000 円が 1 世帯 6.3 %、その他に先きに述べた労働提供が 1 世帯となっている。

アパートは前述したようにアパートらしいアパートでなく全てが古くひどくいたんだ代物であるが、借家、間借の場合よりも室代が高く、500~750 円未満が 64.4 %、750~1,000 円未満が 21.4 %であり、250~500 円未満と 1,000~1,250 円未満とは各々 1 世帯 7.1 %である。

寮は 2 世帯で共に 250 円未満の室代であり、母子寮は無料となっている。

第 2 節 台所、飲料水、燃料と便所

(1) 台 所

近頃の家事労働に大きな比重を占めているのは炊事であり、その炊事の場所である台所は主婦の家事労働

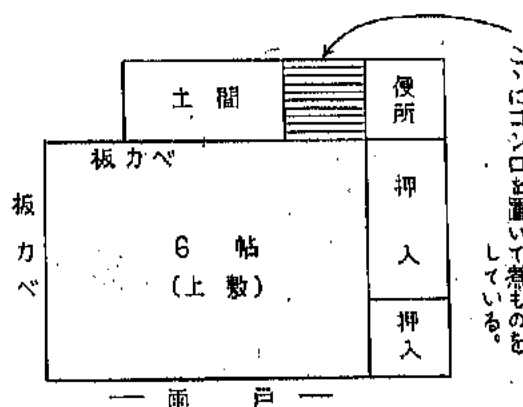
働の合理化に大きな影響をもつし、又衛生的観点からも重要であるが、その状況をみると第Ⅳ-3表の如くになっている。

全世帯では台所が全くないものが17.6%、あるものが82.4%である。台所のあるものでも自分の家の専用のものが全体の53.7%、共用が28.7%である。すなわち、望ましい形で台所があるものは僅かに半数強でしかなく、如何にこれら下層労働者の住居状況が悪いかを物語っている。

第Ⅳ-3表 台所の有無

		総 数	有			な し
			専 用	共 用	小 計	
総数	実 数	108	58	31	89	19
	%	100	53.7	28.7	82.4	17.6
内訳	男世帯	74	48	15	63	11
	%	100	64.9	20.2	85.1	14.9
	女世帯	34	10	16	26	8
	%	100	29.4	47.1	76.5	23.5

第Ⅳ-1図 不衛生な炊事場所の一事例



或る男子日雇労働者の世帯では第Ⅳ-1図のような持家で、台所がなく、共同水道のところで炊事の用意をし、煮たきを便所の前の半坪の板の間でしているというような実状がみられた。又、こんなひどいものでなくても台所がない場合室の中で炊事をしているのは可成り多くみられた。

専用の台所があつても狭いとか後述するように水道、ガスなどがない場合が多く主婦の殆んどが非常に不便な中で三度三度の炊事に従事しているわけである。

これを男世帯についてみると、男世帯の方が台所のないものの率が少なく14.9%、専用の台所のあるものが64.9%に達している。それに対して、女世帯では台所のないものが23.5%と多く、しかも専用の台所のあるものは僅かに29.4%で3分の1にみえない状況になっていた。

このような状態について女世帯の日雇に出ていた婦人は、「朝早く炊事しなければなりませんし、仕事から帰ってくれば夕食の用意ですが、台所もなく水道も共用でとつても不便です。雨の日などは家の中で薪をもやしますのですつかりくすぶつてしまい煙といらいらす気持ちで涙がでできますよ。」といつて笑つて話していたが、働らきに出なければならない主婦にとって台所が不便なのは金くつらい様子であつた。

(2) 飲料水

主婦の水を使う生活時間(炊事、洗濯など)は家事作業時間の約45%位を占め、1日のうちの16%位になり、水の設備の如何は主婦の生活に大きな関係をもつのであるが、その状況は第Ⅳ-4表の如くである。

注 労働省婦人少年局「中小工場労働者家族の生活」151頁参照。

これによると井戸を使う世帯は僅かに1世帯であつて全で水道を使用している。この点では前回の中小工場労働者の場合(印刷工場労働者では井戸84%、機械工場労働者では11%)よりもよいわけである。

が、専用に水道を使用しているものは3分の1に達せず、62%が共同水道を利用しており、7.4%は他家の水道を利用してもらつている“もらい”である。

これを男女別にみると、男世帯よりも女世帯の方がより一層劣悪な状況にあることがわかる。すなわち、

水道を専用に使用しているものは男世帯では35.1%であるが女世帯では僅かに17.6%であり、共用が前者で58.1%、後者で70.6%、もらいでは前者で6.8%、後者で8.8%になっている。

水道の使用は炊事と洗濯が大部分であるが、それら、特に炊事の時刻は大体どここの家庭でも同じで、一つの共同水道を10世帯以上で使用している場合などは汲みおきをしていてもとても仕事にさしつかえる。

或る主婦は「沢山の家庭で水道を使うのでどうしても水を十分に使えず野菜や茶碗類を洗うのも難になりますし、何人も一緒に洗濯するようになるので井戸端会議もできます。」と語っていたが、共同水道が色々な形で主婦の生活に影響しているわけである。

(3) 燃料

この近辺はガスの配管が行われており、各家庭にも設備があるにもかかわらず、燃料使用の実状をみると第Ⅳ-5表の如くである。これによるとガスを使用しているのは僅かに3世帯2.8%しかなく、殆んどがガスを使っていない。それならかわりにどのような燃料を使用しているかということ、最も多いのが薪と木炭を使用するもので全体の36.1%を占めており、次が薪のみの29.6%で、これらで全体の65.7%に達している。これらに次ぐものは木炭のみの13.0%でこれら以外は使用率が夫々5%未満で少ない。

第Ⅳ-5表 燃料の状況

	総数	内訳	
		男世帯	女世帯
総数	108	74	34
ガス	3	2	1
石油	2	2	-
木炭	14	5	9
豆炭	1	1	-
糠炭	2	2	-
薪	32	23	9
石油、木炭	2	2	-
石油、木炭、薪	2	2	-
木炭、薪	39	26	13
木炭、薪、糠炭	1	1	-
木炭、薪、豆炭	1	-	1
木炭、薪、糠炭、豆炭	1	1	-
糠炭、薪	5	4	1
豆炭、薪	1	1	-
糠炭、豆炭	2	2	-

炭を使用するもので全体の36.1%を占めており、次が薪のみの29.6%で、これらで全体の65.7%に達している。これらに次ぐものは木炭のみの13.0%でこれら以外は使用率が夫々5%未満で少ない。

燃料使用の組合せをみると1種のみがちょうど半数で、2種類が45.4%、3種類が3.7%、4種類が0.9%である。

大体の燃料使用状況は以上のようなものであるが、注目されることは薪を何んらかの形で使用している世帯が圧倒的に多いことである。

これによると薪使用は82世帯で全体の75.9%の世帯となっている。このように薪の使用率が高いのであるが、これは動機先から木をもつ

て掃つたり、或は拾つてきたりして使用しているためである。

拾ってくる燃料は薪が多いのであるが、近くの工場の石炭のがら捨て場から燃え残りを拾ってくる人々もあり、燃料代の節約には可成りの努力が払われている。

尚、石油を使用している世帯が6世帯みられるがその世帯の状況を調べてみると、不具者のある1世帯を除いて他の世帯は平常収入で消費単位当り収入が5,000円を超えるものである。この5世帯のうち2世帯は主婦が死亡している。又2世帯では主婦が専ら日雇労働者として働いている世帯である。ガスの使用世帯をみても生活程度が相対的によく、又、主婦が働いているケースが多いところからみれば、文化的なものが入るのは矢張り収入が一定程度にあることが必要であり、主婦が働らくために生活を合理化しようとするといったことが要因として作用するように思われる。

燃料の使用状況を男世帯と女世帯とに分けてみると、男世帯では全体に示された傾向に似たものがあるが、女世帯では燃料使用の種類が簡単になっている。男世帯では組合せが14種類になっていたが女世帯では僅かに組合せが6つになっている。尚、女世帯の燃料使用で注目されるもう一つの点は木炭の使用率が男世帯よりも可成り高いことである。男世帯では石油の使用がみられたが石油を使用するところまでは行かないが、働らくに出るために使用の便利な木炭を利用する率が高くなっているように思われる。

(4) 便 所

便所は台所とは逆の形で生活に不可欠な住居の一部をなすのであるが、その状況も第Ⅳ-6表の如く悪い。

第Ⅳ-6表 便 所 の 状 況

	総 数	専 用				共 用			
		大	小	大	小	大	小	大	小
総数	108	2	55	57	19	32	51		
%	100	1.9	50.9	52.8	17.6	29.6	47.2		
男世帯	74	1	45	46	11	17	26		
%	100	1.4	60.8	62.2	14.9	22.9	37.8		
女世帯	34	1	10	11	8	15	23		
%	100	2.9	29.5	32.4	23.5	44.1	67.6		

まず、全世帯についてみると、自分の家だけで使用しているものは52.8%、他家と共用になっているものが47.2%で大体半々程度になっている。専用の便所がある住居で大便と小便の両者をもつものは僅かに2世帯で全世帯の1.9%でしかなく、大便所だけが全体の50.9%である。共用の場合でも大小便所の設備のあるものは全体の17.6%、大便所だけのものが29.6%である。すなわち、専用が少ないばかりか、設備も悪いわけである。

アパートなどですら、大便所だけしか設備がないところがみられたし、バラック組の持家などでは便所がなく、隣りの家のをかりているというもあり、台所の項で図示したように設備場所が不適当なものもある。

これを男世帯と女世帯とに分けてみると、矢張り男世帯の方がよく、男世帯では専用の便所のある世帯

が62.2%で共用は37.8%となつている。専用では1世帯に大小便の設備があり、他は全て大便所のみである。共用では大小便の設備のあるものが、全体の14.9%、大便所のみが22.9%である。

女世帯についてみると専用は約3分の1弱で32.4%、共用が67.6%となつている。専用のうち大小便の設備のあるものは男世帯と同じく1世帯である。共用では大小便の設備のあるものが全体の23.5%、大便のみが44.1%であり、共用で大小便所のあるものが男子世帯にくらべて比較的多いのは母子寮の設備がよいためである。

第3節 過 密 住

(1) 室数と室の組合せ

家の所有関係、台所、便所などについてみてきたのであるが、これらの労働者が居住する室の状況を見ると第Ⅳ-7表の如くである。

第Ⅳ-7表 世 帯 人 員 別 室 数

	総 計				男 世 帯				女 世 帯			
	計	一室	二室	三室	計	一室	二室	三室	計	一室	二室	三室
1人世帯	2	1	1	-	1	1	-	-	1	-	1	-
2人 "	16	9	5	2	10	4	4	2	6	5	1	-
3人 "	25	16	9	-	14	10	4	-	11	6	5	-
4人 "	26	13	10	3	16	8	7	1	10	5	3	2
5人 "	16	8	6	2	10	5	4	1	6	3	2	1
6人 "	9	4	4	1	9	4	4	1	-	-	-	-
7人 "	5	2	2	1	5	2	2	1	-	-	-	-
8人 "	5	-	4	1	5	-	4	1	-	-	-	-
9人 "	2	-	2	-	2	-	2	-	-	-	-	-
10人 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11人 "	2	-	1	1	2	-	1	1	-	-	-	-
総 数	108	53	44	11	74	34	32	8	34	19	12	3
%	100	49.1	40.7	10.2	100	46.0	43.2	10.8	100	55.9	39.3	6.8

全体では、1室乃至3室で1室のものが49.1%、2室が40.7%、3室が10.2%であり、室数が非常に少ない。このように室数が少ないために食事をする室と寝室とは別々でありえないし、前述したように台所がない家があるのでこれらの室の中にコンロなどが持ち込まれて炊事をしている。又、家が小さいので物置、玄関などもなく、薪や炭が室の中にもちこまれていたりするし、押入れが少なくてふとんなどが室の隅に積み重ねられたりして益々室を小さくしていることが特徴的である。家が小さいということは単に室数、室数が少ないということではなく利用面積を小さくしているのである。

勿論一般家庭でも箆簀、机などがあつて狭くなるのであるが、コンロや炭焼などが室にもちこまれることはその意味は質的に相違する点は注意すべきことである。

このような室の状況を世帯人員別にみると、3人世帯までは1室が半数以上を占め、4人及び5人世帯では1室の比率が半数になり、6人及び7人世帯では1室の比率が半数以下になる。そして8人世帯以上

になると1室という世帯はなくなり2室が3室となつてゐる。

男世帯と女世帯とに分けてみると、1室が男世帯では46%、女世帯では55.9%であり、2室では男世帯が43.2%、女世帯が35.3%、3室では男世帯が10.8%、女世帯が8.8%となつており、全体的には女世帯の方が居室状況が悪くなつてゐるが、これは女世帯が5人未満の世帯で構成されているためでもある。

室数は以上の如くであるが、室の組合せ状況をみると第Ⅳ-8表の如くである。

先ず、3室のある11軒についてみると、8畳を含んで3室ある家は1軒しかない。他は全て6畳以下の室の組合せであり、最も大きいので6畳+4.5畳+3畳で、このような組合せの3室をもつ家は2軒である。次が6畳+4.5畳+2畳の19世帯の家でこのような組合せのものが最も多く5軒となつてゐる。他は6畳+4畳+2畳、6畳+3畳+3畳、6畳+3畳+2畳の各1軒である。

次に、2室のある家44軒についてみると、8畳とその他の室からなるものは僅かに5世帯である。6畳とその他の室の組合せのものが31世帯で約70%を占めているが、このうち、6畳+6畳のものは1世帯、6畳+4.5畳が5世帯で少なく、6畳+3畳の組合せでも8世帯で、6畳+2畳の組合せが半数以上の17世帯となつてゐる。その他は、5畳+3畳の1世帯、4.5畳+4.5畳及び4.5畳+3畳の各3世帯、3畳+3畳の1世帯となつてゐる。

第Ⅳ-8表 室の組合せ状況

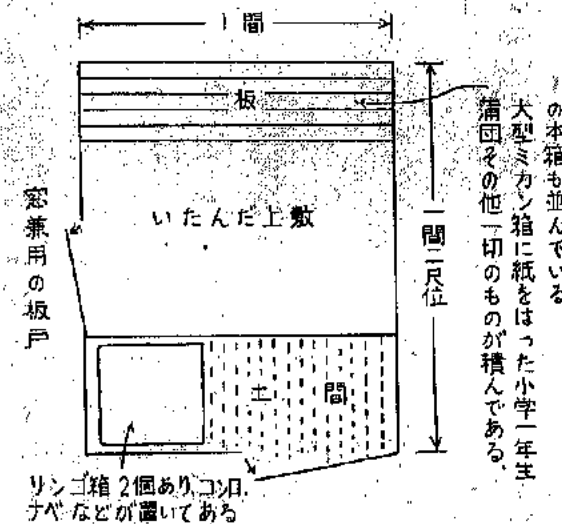
3室の場合				2室の場合				1室の場合			
室の組合せ	男	女	計	室の組合せ	男	女	計	室	男	女	計
8+4.5+3	1	-	1	8+8	1	-	1	10	1	-	1
6+4.5+3	1	1	2	8+3	3	-	3	8	2	1	3
6+4.5+2	4	1	5	8+2	1	-	1	6	12	7	19
6+4+2	1	-	1	6+6	-	1	1	4.5	11	4	15
6+3+3	1	-	1	6+4.5	3	2	5	4	1	1	2
6+3+2	-	1	1	6+3	5	3	8	3	6	5	11
				6+2	14	3	17	2.5	1	-	1
				5+3	-	1	1	1.5	-	1	1
				4.5+4.5	2	1	3				
				4.5+3	3	-	3				
				3+3	-	1	1				
計	8	3	11	計	32	12	44	計	34	19	53

1室のものは53世帯であるが、10畳から1.5畳という極端に狭いものまでであるが、最も多いのは6畳1室で19世帯、次が4.5畳1室の15世帯、3番目が3畳1室の11世帯である。

2.5畳1室という世帯が男世帯に1世帯、1.5畳1室が女世帯に1世帯あるが、前者は前の住居から立退きを要求されて24年6月からここに移つてきた世帯で4室ある家の2.5畳の1室を借りているわけであるが、ここになんと夫妻と中学3年生の女の子、中学1年生の男の子、小学4年生の女の子との5人が生活している。前、間代は350円である。後者の女世帯の1.5畳の1室のものは未亡人と小学1年生の男の子と5歳の女の子3人の世帯であるが、全くひどいバラック建の借家である。天井は勿論なく、トタン葺きの屋根であるが、雨がおり、そこにこわれた戸種があてである。又、窓があるが板戸で雨が降つたり風

がひどかつたりするとしめなければならぬときは室の中は真暗になつてしまふ。大体の家の様子を示すと第Ⅳ-2図の通りである。

第Ⅳ-2図 家の見取図



第Ⅳ-9表 室数比較

		下層労働者(男)	中小工場労働者	大工場労働者
総数		100.0%	100.0%	100.0%
1室		46.0	40.4	29.0
2室		43.2	31.1	37.2
3室		10.8	19.9	23.8
4室		-	3.6	6.5
5室		-	0.8	1.7
6室		-	0.8	1.5
7室		-	-	0.3
不明		-	3.4	-

商、中小工場労働者、大工場労働者の場合と今回の男子世帯の室数の状況を比較すると第Ⅳ-9表及び第Ⅳ-3図の通りである。

大工場労働者の場合は2室が37.2%で最も多く、中小工場労働者では1室が40.4%で最高率を占めており、また大工場では7室、中小工場労働者の場合では6室というような間数の多い世帯も存在していたが今回の場合は4室以上は全く存在せず、3室ですら約1割である。

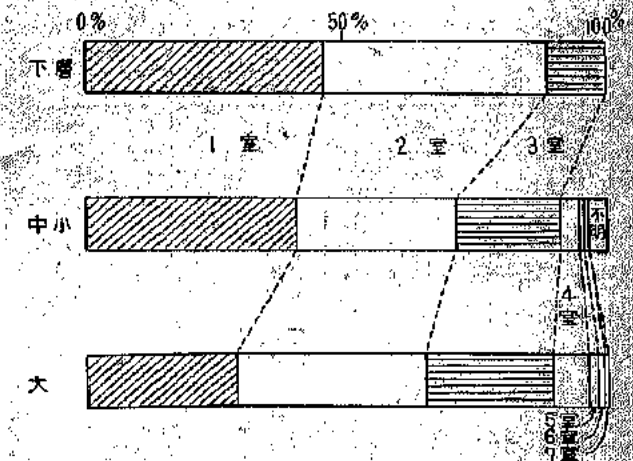
(2) 住宅の広さ

室数及び室の組合せは前述の通りであり既にそれによつてこれら労働者世帯の住居事情の悪さはわかるわけであるが、1人当

り畳数についてみると第Ⅳ-10表の通りで全世帯平均で1人当たり畳数は1.7畳、うち男世帯では1.6畳、女世帯では2.0畳となつてゐる。

前回及び前々回の調査によると、大工場労働者の場合には、職員を含めて2.9畳、工員のみでは2.4畳であり、都内平均では2.8畳、中小工場の場合には2.3畳(川口市の鋸物2.7畳、都内の機械及び印刷では夫々2.1畳、2.4畳)であつた。それらと比較すると今回の下層労働者の居住状況が一段と悪化していることがわかる。

第Ⅳ-3図 室数比較



第Ⅳ—10表 世帯人員別住居の広さ

	総 数	1人当り 平均帖数	～3帖	3.1～6帖	6.1～9帖	9.1～12帖	12.1～15帖	15.1～18帖
総 数	108	1.7	13	37	35	15	6	2
数 %	100	—	12.0	34.3	32.4	13.9	5.6	1.8
1人世帯	2	5.3	—	2	—	—	—	—
2人世帯	16	3.3	5	4	4	3	—	—
3人世帯	25	2.1	5	11	7	2	—	—
4人世帯	26	1.9	1	10	8	4	3	—
5人世帯	16	1.4	2	6	6	1	1	—
6人世帯	9	1.5	—	3	2	3	1	—
7人世帯	5	1.4	—	1	2	—	1	1
8人世帯	5	1.2	—	—	3	2	—	—
9人世帯	2	0.9	—	—	2	—	—	—
11人世帯	2	1.1	—	—	1	—	—	1

これを世帯人員別平均1人当り畳数でみると、1人世帯では5.3畳、2人世帯では3.3畳で通常最低限度の1人当り畳数といわれている3～3.5畳に平均的には達しているわけであるが、3人世帯以上になると急速に低下して3人世帯では平均1人当り畳数は2.1畳となり、4人世帯では1.9畳である。5人、6人、7人世帯では1.5畳前後であり、8人以上の世帯では1畳前後を示している。

以上のように世帯人員が増加するに従って平均1人当り畳数は低下するが、その低下は段階的で世帯人員2人までと、3人及び4人世帯、5、6、7人世帯、8人以上の4段階をもっているように思われる。

次に、広さの分布状況をみると、3畳以下が12.0%も存在し、3～6畳以下が最も多く34.3%、6～9畳以下が32.4%、9～12畳以下になると13.9%、12～15畳以下5.6%、15～18畳以下1.8%となつ

第Ⅳ—11表 1人当り畳数別世帯数

	総 計		内 訳	
	実 数	%	男 世 帯	女 世 帯
1帖未満	10	9.3%	9	1
1～1.5帖未満	28	25.9 (35.2)	19	9
1.5～2.0 "	22	20.4 (55.8)	16	6
2.0～2.5 "	19	17.6 (73.2)	13	6
2.5～3.0 "	9	8.3 (81.5)	6	3
3.0～3.5 "	9	8.3 (89.8)	4	5
3.5～4.0 "	1	0.9 (90.7)	—	1
4.0～4.5 "	2	1.9 (92.6)	1	1
4.5～5.0 "	4	3.7 (96.3)	3	1
5.0～5.5 "	1	0.9 (97.2)	1	—
5.5～6.0 "	—	—	—	—
6.0～6.5 "	3	2.8 (100.0)	2	1
合 計	108	100%	76	34

注 総計は男の()内数字は累計%

ている。これによると、これら労働者の70%に近いものが3～9畳といった広さの住居に起居しているわけである。

これを世帯人員別にみると、2人及び3人世帯では3畳以下から9～12畳以下までの広さに分布しているが、4人及び5人世帯では3畳以下から12～15畳以下までに分布が広がっている。6人及び7人世帯になると3畳以下のものはなくなり、狭いものでも3～6畳以下となつてい

る。このように世帯人員が多くなると室の広さも大きくはなつて行っているが、さきにみたように世帯人員数が多くなるにつれて1人当り畳数は低下しているの

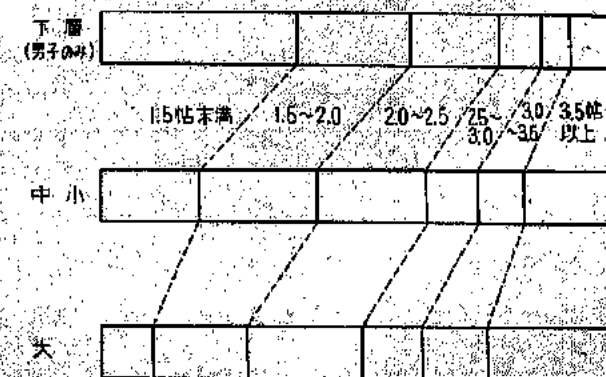
人員の増加に広さの増加が追いつかないことを示している。

最後に1人当り畳数別世帯数の状況をみると第Ⅳ—11表の如くで、1畳未満という極度に狭いところに起居している世帯が全体の9.3%(10世帯)も存在し、1～1.5畳未満が25.9%(28世帯)に達する。このような世帯の人々は身体をのばして寝ることは全く不可能とみななければならない。1人当り畳数の最低限度といわれる3～3.5畳に達しない世帯をみると81.5%に達しており、最低限度を越えるものは20%にみえず、これら労働者世帯の居住状況が如何に低いかを如実に物語っている。

第Ⅳ—12表 1人当り畳数状況比較

	下 層 (男 子)	中 小 工 場 労働者	大 工 場 労働者
総 数	100%	100%	100%
1.5帖未満	37.8	18.9	10.0
1.5～2.0帖未満	21.6	22.5	18.0
2.0～2.5 "	17.5	21.0	22.2
2.5～3.0 "	8.1	10.6	11.5
3.0～3.5 "	5.4	8.5	12.8
3.5～4.0 "	—	3.6	10.0
4.0～5.0 "	5.4	7.6	8.0
5.0～6.0 "	1.4	3.6	2.7
6.0帖以上	2.7	2.1	3.6
不 明	—	1.6	1.2

第Ⅳ—4図 1人当り畳数状況比較



は37.8%という驚くべき高率に達している。又、最低限度の3～3.5畳に達しないものの比率は大工場の場合では61.7%、中小工場の場合では73.0%であつたが今回は85%となつている。

第4節 寝具の所持状況

(1) 概 観

ふとん類は睡眠のための「道具」として不可欠のものでありそれ自体その人々がどのような生活をしているかということを知るために重要である。それと同時にふとんは特別の災害でもなければ失うことがないし、又、作るにしても簡単に作ることができないから、比較的長期にわたる生活程度を知るための資料としても重要な指標となる。

以上のような観点に立つて寝具類の所持状況を考察して行くことにする。

全世帯についてみると第Ⅳ—13表の通りで、敷ふとんが256枚、掛ふとんが305枚、毛布が156枚である。これを総人員462人で除してみると敷ふとんの1人当り平均枚数は0.55枚、掛ふとんでは0.66枚、毛布では0.34枚である。尚、1世帯当りの平均枚数は敷ふとんで2.37枚、掛ふとんで2.82枚、毛布は1.44枚であり、1世帯平均人員4.28人であるのと対比するとその不足状況は可成りひどく、前回の

このような状態を男世帯をとつて大工場及び中小工場の調査結果と比較すると、第Ⅳ—12表及び第Ⅳ—4図の如くである。それによると、大工場労働者世帯の場合でも1人当り畳数が1.5畳未満のものが10%も存在していたが、中小工場労働者世帯ではそれが18.9%に増加し、今回の下層労働者世帯(男子のみ)で

第Ⅱ—13表 ふとんの所持概況

	敷	掛	毛 布
総 数	256	305	156
1人当り平均枚数	0.85	0.86	0.34
1世帯平均枚数	2.37	2.82	1.44

中小工場労働者の場合よりも一層悪い。

注 中小工場労働者の場合の1人当り枚数は敷ふとんで0.74枚、掛ふとんで1.40枚、毛布で0.45枚であつた。相違の最も大きいのは掛ふとんであり、次が敷ふとんで、毛布は比較的相違が小さい。

尚、中小工場労働者の場合は男世帯のみである。

以上のように全体的に不足しているのであるが、不足が特にひどいのは中小工場の場合と同じく、世帯人員の多い場合である。

このような状況を男世帯と女世帯についてももう少し詳細にみると以下の如くである。

(2) 男 世 帯

(a) 敷 ふ と ん

男世帯における敷ふとんの所持状況をみると第Ⅱ—14表の通りであり、敷ふとん総数は194枚で、1人当り枚数は0.56枚、1世帯当り平均で2.62枚である。世帯人員数と同じだけ敷ふとんをもたぬ世帯—組幼児は親と寝る習慣があることは一応抜きにしておく—をみると60世帯で全世帯の約8割が敷ふとんに不足している。

第Ⅱ—14表 男世帯に於ける敷ふとん所持状況

世帯人員 枚数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	11人	計
0枚	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1
1	1	4	3	2	-	-	-	-	-	-	10
2	-	4	5	7	6	3	2	-	-	-	27
3	-	1	5	8	3	4	-	1	-	-	19
4	-	1	1	1	1	1	3	3	2	-	13
5	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	3
6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
世 帯 数	1	10	14	16	10	9	5	5	2	2	74
不足世帯数	-	4	8	15	10	9	5	5	2	2	60

備考 1人当り平均枚数 0.56枚

1世帯当り平均枚数 2.62枚

これを世帯人員別にみると、2人世帯では10世帯中不足世帯は40%で不足する世帯は少ないのであるが、3人世帯になると不足する世帯が14世帯中8世帯で半数以上になり、4人世帯になると不足していない世帯が16世帯中1世帯にすぎない。加うるにこの4人世帯では敷ふとんを1枚も持たない世帯があり、1枚が2世帯、2枚が7世帯というように不足状況が著しい。5人世帯以上になると世帯人員数だけの敷ふとんをもつ世帯は全くなると、その不足状況は大抵1枚の敷ふとんに2人乃至3人が寝るといふ形になつており、4人世帯のところで見られたような敷ふとんがないとか1枚に4人とかというようないびつな形にはなっていない。

(b) 掛 ふ と ん

掛ふとんは全部で218枚あり、1人当り0.63枚、1世帯平均2.94枚であり、敷ふとんと同じく決定的に不足している。というのは掛ふとん1人当り1枚以上という世帯は34%で一見多いようであるが、

最低基準とすれば2枚とみられる故、この水準を確保する世帯は全くみられないからである。

いま1人当り1枚未満の世帯を世帯人員別にみると、2人世帯では10世帯中1枚未満世帯は2世帯であるが3人世帯になると14世帯中6世帯となり、4人世帯以上になると半数以上の世帯がこれにみえず、7人世帯以上になると世帯人員数だけの掛ふとんがある世帯は1世帯もみられない。

第Ⅱ—15表 男世帯に於ける掛ふとん所持状況

世帯人員 枚数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	11人	計
0枚	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1
1	-	2	2	1	-	-	-	-	-	-	5
2	1	6	4	8	4	2	2	-	-	-	27
3	-	2	5	4	3	2	-	1	-	-	17
4	-	-	3	2	2	2	2	3	2	1	17
5	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	2
6	-	-	-	-	1	3	1	-	-	-	5
7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
世 帯 数	1	10	14	16	10	9	5	5	2	2	74
不足世帯数	-	2	6	14	9	6	5	5	2	2	61

備考 1人当り平均枚数 0.63枚

1世帯当り平均枚数 2.94枚

敷ふとんの場合でも世帯人員数以上の敷ふとんを所持しているものがあつたが、掛ふとんの場合においても、世帯人員数以上の掛ふとんをもつ世帯が2人世帯で2世帯、3人世帯で3世帯、5人世帯で1世帯みられる。それとは逆に、4人世帯では1枚もないもの、4人で1枚しかないものが各1世帯みられるし、又7人で2枚とか、8人で3枚といった極端に不足した世帯が存在している。

(c) 毛 布

毛布は敷ふとんや掛ふとんと比べればそれらを補足するものであり、それらとの関係で考察する必要があるが、一応その所持状況をみると、第Ⅱ—16表の通りで毛布の所持数は103枚で1人当り0.35枚、1世帯平均1.39枚であり、又、毛布を所持する世帯は74世帯中50世帯で約65%である。

第Ⅱ—16表 男世帯における毛布所持状況

世帯人員 毛布枚数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	11	計
0枚	-	4	7	6	2	2	2	1	-	-	24
1	1	3	3	2	5	1	-	-	-	1	16
2	-	3	2	5	-	5	2	2	-	-	19
3	-	-	2	3	3	1	1	1	2	-	13
4	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
6	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
世 帯 数	1	10	14	16	10	9	5	5	2	2	74
不足世帯数	-	7	12	16	10	9	5	5	2	2	68

備考 1人当り平均枚数 0.35枚

1世帯当り平均枚数 1.39枚

それを世帯人員別にみると、2人世帯では10世帯中4世帯(40%)が所持しておらず、3人世帯で14世帯中7世帯(50%)が、4人世帯では16世帯中6世帯(37%)、5人世帯では10世帯中2世帯(20%)、6人世帯では9世帯中2世帯(22%)、7人世帯では5世帯中2世帯(40%)、8人世帯では5世帯中1世帯(20%)が所持していない。9人及び11人世帯では全世帯が所持している。

このように世帯人員が多くなるに従って毛布を所持する世帯が多くなるのは、世帯人員が多くなるに従って敷ふとんや掛ふとんが不足している世帯が多くなるのと関係をもっているのであろう。すなわち、敷ふとんや掛ふとんの不足を毛布で補っているように思われるのであるが、後述するように敷ふとんや掛ふとんが足りないから足りないに応じて毛布で補うというのではなく、或る程度敷ふとんや掛ふとんをもつ場合に毛布で補う形になっている。

(d) 総合的にみた寝具状況

寝具の所持状況を寝具の種類別にみてきたのであるが、その組合せでみると第IV-17表の通りである。既に種類の状況についてはみてきたのでここでは組合せで足りているかいないかをみることにする。

1人世帯では敷ふとん1枚と掛ふとん2枚、毛布1枚でほぼみたされているといえるが、2人世帯以上

第IV-17表 世帯人員別寝具所持状況(男世帯)

1人世帯			2人世帯			3人世帯			4人世帯			5人世帯		
敷	掛	毛	敷	掛	毛	敷	掛	毛	敷	掛	毛	敷	掛	毛
1	2	1	1	1	1	1	2	0	0	0	3	2	2	0
-	-	-	1	1	2	1	2	0	1	1	1	2	2	1
-	-	-	1	2	0	1	2	1	1	2	1	2	2	1
-	-	-	1	2	0	2	1	0	2	2	0	2	2	1
-	-	-	2	2	0	2	1	1	2	2	0	2	3	3
-	-	-	2	2	0	2	2	0	2	2	0	2	4	0
-	-	-	2	2	2	2	3	1	2	2	2	3	3	1
-	-	-	2	3	2	2	3	2	2	2	2	3	3	1
-	-	-	3	3	1	3	3	0	2	2	2	3	6	3
-	-	-	4	2	1	3	3	2	2	2	2	4	4	3
-	-	-	-	-	-	3	3	3	3	3	0	-	-	-
-	-	-	-	-	-	3	4	0	3	3	0	-	-	-
-	-	-	-	-	-	3	4	0	3	3	0	-	-	-
-	-	-	-	-	-	4	4	3	3	3	2	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	4	3	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	4	3	-	-	-
6人世帯			7人世帯			8人世帯			9人世帯			11人世帯		
敷	掛	毛	敷	掛	毛	敷	掛	毛	敷	掛	毛	敷	掛	毛
2	2	1	2	2	0	3	3	2	4	4	3	5	4	1
2	2	2	2	2	0	4	4	0	4	4	3	6	5	6
2	3	0	4	4	2	4	4	3	-	-	-	-	-	-
3	3	2	4	4	3	4	5	4	-	-	-	-	-	-
3	4	2	4	6	2	5	4	2	-	-	-	-	-	-
3	4	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	6	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	6	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	6	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

になると足りない世帯が出てきている。

2人世帯で敷及び掛ふとんを2枚以上もつ世帯は10世帯中6世帯である。これらの中には敷ふとんを4枚所持する世帯、掛ふとんを3枚所持する世帯などもみられる。又、不足する世帯でも最も悪い世帯で敷ふとん、掛ふとん、毛布が各1枚あり、以下にみられるようなひどい不足世帯は存在しておらず、このような下層労働者の場合においても2人世帯までの場合は寝具は一応何んとかみたされているわけである。

3人世帯で敷及び掛ふとんが世帯人員数以上ある世帯は14世帯中6世帯で最もよい世帯では敷及び掛ふとんが各4枚と毛布3枚という世帯がみられる。不足する方では、敷ふとん1枚に掛ふとん2枚という世帯が3世帯、敷ふとんが2枚で掛ふとんが1枚というのが2世帯で、あとは敷ふとん2枚に掛ふとんが2枚或は3枚という世帯である。毛布は敷ふとんや掛ふとんが足りている世帯に比較的所持数が多くなっている。

4人世帯になると足りている世帯は16世帯中僅かに1世帯ある。足りない世帯についてみると、最も悪いのは敷ふとんも掛ふとんも1枚もなく毛布が3枚だけという世帯が1世帯あり、又、敷及び掛ふとんと毛布が各1枚、或は敷ふとん1枚、掛ふとん2枚、毛布1枚というの各1世帯ある。なぜこのような極端な悲惨な事情に陥るのかについては後に具体的にみることにする。この他は敷掛各2枚の3世帯、敷掛、毛布各2枚の4世帯、あとの5世帯は敷ふとん3枚と掛ふとん3枚或は4枚に毛布といった世帯で何んとか間に合う世帯となつている。

5人世帯以上になると足りている世帯はなく、最もよいものでも、敷掛各4枚と毛布3枚の1世帯と敷ふとん3枚と掛ふとん6枚に毛布3枚の1世帯であり、他は敷ふとん2枚と掛ふとんが2枚乃至4枚に毛布の世帯と敷掛各3枚に毛布1枚の世帯である。

6人及び7人世帯になると、敷掛2枚ずつというのは少なくなり、敷掛各3枚以上の世帯が多くなる。8人世帯以上になると敷掛各2枚というのは全くなくなり、敷掛各3枚というのでも僅かに1世帯で、敷掛各4枚以上の組合せとなつている。

このような世帯人員別のふとん所持状況をみてもその世帯の年齢構成によつて不足の事情は違ってくるが、いずれにしても衛生上から又、夫婦生活上或は子供の教育上からも好ましくない寝具の所持状況になつている。このような寝具の不足は収入不足による寝具購入難によるが、それと同時に住居の狭さにも原因があり、就寝状況の改善は容易でないことが分る。

(3) 女世帯

女世帯における寝具の所持状況は第IV-18表の如くであるが、所持状況を1世帯当り平均でみると敷ふとんは2.15枚、掛ふとんが2.56枚、毛布では1.56枚であり、1人当りにすると敷ふとん0.62枚、掛ふとん0.75枚、毛布0.46枚である。これを男世帯と比較すると世帯当り平均枚数では男世帯が多いが、世帯人員数が女世帯の方が少ないので1人当り枚数では女世帯の方が所持状況がよくなっている。

女世帯では世帯数が少ないので一括的にみると、第IV-18表の通りである。1人世帯では問題なく、2人世帯以上になると寝具の不足するものがみられる。しかし、女世帯で主人が居らないのであるから、男世帯の場合とは不足の及ぼす影響には相違がある。

第IV—18表 世帯人員別寝具所持状況(女世帯)

1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
敷き 掛け 毛布	敷き 掛け 毛布	敷き 掛け 毛布	敷き 掛け 毛布	敷き 掛け 毛布
1 2 1	1 1 1	1 1 0	1 2 0	2 2 0
- - -	1 1 2	1 1 1	1 2 0	2 2 2
- - -	1 2 1	1 1 2	2 2 1	3 3 2
- - -	2 1 1	1 1 3	2 2 1	3 3 3
- - -	2 2 3	1 2 0	2 2 2	4 5 0
- - -	5 5 3	2 1 0	2 3 1	4 6 3
- - -	- - -	2 2 1	2 4 0	- - -
- - -	- - -	2 2 2	2 4 3	- - -
- - -	- - -	2 4 1	4 4 2	- - -
- - -	- - -	3 3 3	4 4 7	- - -
- - -	- - -	4 4 1	- - -	- - -

備考 1人当り平均所持状況 敷ふとん 0.63枚、掛けふとん 0.75枚、毛布 0.46枚
1世帯当り平均所持状況 " 2.15 " 2.56
" 1.56

3人世帯になると、不足しない世帯が2世帯で不足するものが9世帯で不足するものがずっと多くなり、しかも不足状況が悪化している。敷掛各1枚で3人が寝ている世帯が4世帯もあり、敷掛いずれかが2枚という世帯が2世帯である。敷掛各2枚が2世帯、敷2枚に掛4枚という世帯が1世帯ある。

4人世帯 10世帯中足りている世帯は2世帯、8世帯が不足しているが、最も悪い世帯で敷1枚と掛2枚の2世帯である。その他では敷2枚に対して掛が2枚乃至4枚である。

5人世帯になると、足りている世帯はなく、最もよい世帯で敷4枚と掛6枚毛布3枚である。悪いものでは敷掛各2枚に5人が就寝している世帯である。

(4) 若干の具体的状況

以上のように寝具類には非常に不足しており、これではどうして寝るのだらうと思われるのであるが、実例を示しておこう。

〔例1〕

父親と子供3人、妻死亡の世帯で毛布9枚しかないところでは、毛布を1枚敷いてその上に寝て、掛ふとんがわりに毛布2枚をかけるが、先ず1枚をかけてその上にシャツや洋服などを置き、それらがごろげないようにその上にもう1枚の毛布をかける。それでも寒いときは蚊帳をかけている。(蚊帳を掛ふとんがわりに使っているのはこの他にもあった。)

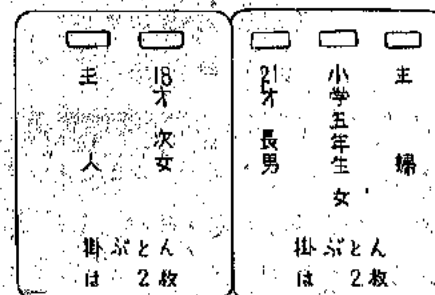
〔例2〕

夫婦と21歳の長男、18歳の次女、小学5年の3女の5人世帯で、敷ふとん2枚、掛ふとん4枚毛布な

2人世帯についてみると、

6世帯中2世帯では敷掛ふとんとも各2枚以上あり、特にそのうちの1世帯では所持枚数が多い。これは主人の生前からあつたもので現在までもその当時の良かった生活状態が残っているものである。その他の4世帯では敷掛各1枚か敷掛どちらかが1枚の世帯である。毛布は各世帯とも1枚乃至3枚あり、寝具の不足は余りひどくない。

第IV—5図 寝方例



敷ふとん 2枚
掛ふとん 4枚
毛布 なし

しのところでは第IV—5図のような寝方をしている。

ふとんが不足していると同時にいたんだものも多く、ふとんのがわなどもつぎはぎされているのが多いのであるが、それさえできずがわがなくなり綿だけのものを使っているのすら見られた。

又、綿にしても打直しがされていないのが多いが或る世帯の主婦は「打なおせば金がかかりますし、綿もへりますので仲々できません。それにこうがわがいたんでしまうと、綿を打なおしたらがわを取りかえねばなりませんので、打なおしをずっとしていないので、石の様にこちこちになつていいる」と語っていた。このように寝具を修理することも仲々できない世帯が多いのであるが、それでも世帯員が多くなつてきてどうしようもなくなると、毛布で補つたり、新しくふとんを作つたりしている。

夫婦と17歳の長女、中学2年の長男、中学1年の次女、小学4年の次男、6歳の3男の7人世帯では敷、掛4枚ずつしかなくかつたがどうしても足りないで日雇の年末手当の一部で安い毛布をこの暮に3枚買いましたと語っていた。

このようになんとか作つて行くのであるが、作るのが世帯員の増加に追いつかないでいるわけである。

第5章 主婦の生活歴

序

労働者家庭を問題にすると、主婦の地位は特別な重要性をもつのであり、種々な視点から主婦の置かれている状態を明かにする研究が従来行われてきたが、それは主として主婦の現在における家事労働或は経済活動などが中心であり、歴史的な発展のうちに主婦をとらえることは余りなされてこなかつた。前回の調査ではそれへの一つの試みとして主婦の職業経歴と結婚について幾分触れたのであるが、今回はそれをもう一步前進させるために主婦の生活経歴を検討してみることとした。しかし、主婦の生活経歴を全面的に検討することは今回の調査の中心テーマでもなかつたし、又調査対象の側においても、20年、30年の自分の生い立ちを答え得る条件に乏しかつた。

よつて、今回の調査においても、親の職業、学歴、結婚までの職業、結婚、その後の状況といったものを調べる程度に止めざるをえなかつたが、このような限られた調査結果でも下層労働者のおかみさんと呼ばれる人々の生い立ちについて知ることができ、それらの人々の現在置かれている立場を理解する上に大きく役立つものがあつた。その点について以下分析して行くことにする。

尚、主婦のうちの主人のいないものについては女子下層労働者として既にその一部は検討してきたのであるが、ここでは男子下層労働者の主婦とそれらの人々を一緒にして検討しなおすことにするので一部は重複する点もある。

第1節 主婦の年齢と学歴及び親の職業

主婦の生活歴をみるといつても現在何歳位の人々がわからないうとそれを理解しえないので、先ず、生

生活の問題にする主婦の現在の年齢をみると、第Ⅶ-1表の如くである。

30歳未満 2.0 %、30~34歳が 11.2 %、35~39歳が最も多くて 27.6 %、40~44歳が 19.4 %、45~49歳が 13.3 %、50~54歳が 14.3 %、55~59歳及び 60歳以上が各々 6.1 %となっており、ここで問題にする人々の年齢は 35~44歳を中心にした人々である。

このように年齢が比較的高くなるのは下層労働者に組入れられる労働者は労働者中でも年齢が高いものが多いので、今回の調査対象の特殊な現象ではない。それ故下層労働者の家庭の生活問題をその主婦との関係で考えるとこのような年齢の人々を対象にするということを先ず判つきりさせておかねばならないであろう。

第Ⅶ-1表 主婦の年齢階級別状況

		総数	25歳 ~29歳	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60 以上
総数	実数	98人	2	11	27	19	13	14	6	6
	%	100%	2.0	11.2	27.6	19.4	13.3	14.3	6.1	6.1
内訳	男世帯	64	2	8	15	10	9	11	4	5
	女世帯	34	-	3	12	9	4	3	2	1

このような人々の子供の時代を左右する父親の職業についてみると、第Ⅶ-2表の通りで、自営関係が多くて全体の約 70 %を占めている。その自営の中でも農業が多くて 38.8 %、商業が 20.4 %、その他の自営が 11.2 %となっている。これらの自営は満足なものは少なく、潜在的過剰人口を多分にかかえる零細なものが多く、農業でも小作、又は小作兼農業日雇のようなものが多い。又、商業自営にしても露店商、商物商などが含まれ、それ自体、都市における停滞的過剰人口の存在形態のようなものが多いのである。

自営以外では工員が 8.2 %、日雇が 4.1 %、給料生活者 4.1 %、無職が 3.1 %である。この他に父親が既に死亡していたものが 7.0 %、不明が 3.1 %である。

このような父親をもつて育つた人々ほどの程度の教育を受ける機会をもつたのかをその人々の学歴によつて調べてみると第Ⅶ-3表の如くである。

学歴程度で最も多いのは小学校卒業者で全体の半数を超える 53 %を占めている。次が高等小学校卒業者の 16.3 %である。小学校卒或は高等小学校卒と同程度と看做してよい高等小学校中途退学者と中等学校中途退学者とは各々 3.1 %であるから、全体の約 75 %が小学校又は高等小学校の学歴程度にあるわけである。中等学校卒業者（専修合格1人を含む）は 6.1 %でその比率は少ない。しかも戦前の女学校或は専科女学校などは男子中等学校の場合と比較して可成りその程度が低く教育に社会性が少なかったことを考えれば、中等学校卒業以上の学歴をもつものがあるといつてもその程度は低いとみなければならぬ。この他に未就学者が 4.1 %、小学校中途退学者が 14.3 %も存在している。

第Ⅶ-3表 主婦の学歴状況

	総数	未就学	小学中退	小学卒	高小中退	高小卒	中学中退	中学以上
実数	98人	4	14	52	3	16	3	6
%	100%	4.1	14.3	53.0	3.1	16.3	3.1	6.1

学歴程度は以上のようなものであるが、尚注意を要することは小学校その他の中途退学者約 20 %の存在である。中途退学をするということにはそこに家庭的に又は本人に何んらかの変化が起きたことを物語っているとみられるのであり、生活歴の問題にする場合見落しえない問題である。どのような変化が家庭に起きて中退し本人の生活の上にどのような影響を及ぼしたかを今回は特別に調査していないが、小学校を中途退学して子守に出たとか、家事手伝いに従事したというのがみられる。

小学校の義務教育を終了する以前に職業に従事したものがどの程度あるかをみると、98人中 18人（18.4 %）が何んらかの仕事に従事している。これら 18人の就学状況をみると未就が2人、小学中途退者が 10人、小学校卒業者が4人、高等小学中途退者及び高等小学卒業者が各1人となっていて、前述の学歴状況と対照すると、未就学者、小学校中途退者の全部が必ずしも職業に従事したわけではない。

この小学校在学中から、或は中途退学して職業に従事した人々についてみると、親の職業では農業が7人、米屋、染物屋、アンプル加工業、半労（人夫）半漁、大工、製材工、出稼き土方が各1人、死に4人となっているが、農業でも零細な小作農又は農業日雇のようなものが多く、米屋でもごく小さなものであり、経済的理由から小さな子供を働かせている人達である。

これらの人々がどんな仕事をさせられたかをみると、他家の手守りに出たのが最も多く 12人、他家の子守りとおもちや内職が1人、他家の手伝いが2人、自家の仕事の手伝いが3人となっている——女の子であるから自分の家の子守りとか家事の手伝いなどがあるわけであるが、それらは除外した。

それらについてもう少し詳しくみると、子守りでは小学2、3年生位から子守りに出ている。或る人の場合は家は小作農であつたが小作だけでは生活ができず父親は小作をしながら農業日雇に行つていた。それでも生活が苦しく本人は小学校3年の時に退学して近くの農家に行つた。又、或る人の場合は2歳のときに父親が死亡し、母親は繭から糸をとる内職をして生活をたてていたが、生活が苦しく本人は4年で小学校をやめ子守に出たとか、又 11歳のときに足袋製造業をしていた父親が死亡し、母親が内職をしていたので本人も玩具の内職をし、6年のときには子守に行きやつと小学校だけ卒業したというようなものみられる。又、父は注射のアンプル加工業をしていたが、小学生のときから夜おそくまで毎日のように手伝わされた。そうしてやつと高等小学校を卒業した。

このように子供の頃から家の家計を助けるためにこれらの人々は学校教育を犠牲にして働くことを余儀なくさせられている。しかしそれだけ体験を通じて経済社会の実際を知る機会をもっているわけである。

第2節 学卒から結婚まで

(1) 職業について

このように早くから働かされてきているのであるから、小学校なり高等小学校なりを卒業すると職業につ

くものが当然多いわけである。そこで、学校を卒業してから結婚までどんな職業につき、どんな生活をしてきたかをきいたのであるが、記憶が可成り不正確で十分な結果をえることができなかった。職業についてたことがあるかないかにしても、仕立屋にお針の見習に行つたことがあるのを職業経歴に入れるかどうか、又、地主の家に子守に行つたが給金というものは特別にもらわなかったが、食べさせてもらったというのや、小作料が滞つていたらしいとか、借金があつたらしいのでそのために子守りに行かされたというのもあり、そのような子守りをどう取り扱うかなど、色々の困難があつたが、一つ一つの具体的な話の中で判別して適当に区別した。又、職業移動にしても可成り不正確であり、経験年数などになると一層不正確であつたので学卒から結婚までの間にどんな仕事に従事したことがあるかに重点をおいて成る可く正確性を強めるようにして調べた結婚までの職業状況が第Ⅶ-4表である。

表Ⅶ-4表 主婦の職業経歴

職業	数	98	交換手	1
職業なし	あり	86	職業なし	1
女中	32	職業なし	職業なし	1
女中+女工	9	職業なし	職業なし	1
女中+女工+事務+店員	1	職業なし	職業なし	1
女中+店員	1	職業なし	職業なし	1
女中+日雇	1	職業なし	職業なし	1
女中+農	2	職業なし	職業なし	1
女工	17	職業なし	職業なし	1
女工+店員	3	職業なし	職業なし	1

職業のみの7人（組合せを入れると9人）、店員のみの4人（組合せを入れると9人）などで、他はごく少数となつてゐる。事務員の経験ある者などは2人であり、交換手などの技術的な女子労働者の経験あるものも1人である。又、専検に合格し臨時教員をし、会社の事務員（舎監）をし転落して屑やをしたという変わった経歴をもつものも1人いる。又、3カ所程の待合を転々とした人も1人いる。

いずれにしても、これらの婦人の結婚前の職業は封建的な労働関係の最も強い女中の経験者が多いことはこの年齢層の人々の結婚前の時期における労働市場として女中という職業が広汎に存在していたことを物語るものであるが、女工とか事務員、店員などよりもより多いということには色々検討を必要とし、又、女中という職業の中で形成される本人たちの意識がその後の本人たちの生活の上にどのような影響を与えているかが問題にされねばならないであろうが、そのような調査を今回行うことは困難であつた。

(2) 結婚について

これらの主婦の現在の結婚についてみると、初婚者は79.6%、再婚以上が16.3%、不明が4.1%となつてゐる。しかし、この数字は問題の性質上可成り不正確なように思われたが、一応の目安とするならば再婚以上の者が可成り多いということになる。このような再婚以上の者が前夫と死別したのか生別したのかまで調査しなかつたのであるが、死別にしろ生別にしろ一度結婚して再婚或は三度目の結婚をしているのである。

この調査を行つてゐる時に離婚も結婚もかに対してこれらの人々においては違つた考えがあるように

思われた。すなわち、一度結婚したら一生その結婚生活を守るというのではなく、もつと生活的であり、そして生活的であるということの中に違つた結婚に対するモラルがあるように思われたのであるが、これはあくまで単なる調査者の感じにしかすぎない。

現在の結婚は恋愛であるか他人の世話で結婚したものであるかについてみると第Ⅶ-5表の通りで、他人の世話によるものが75%で、恋愛による者が25%となつてゐる。これらの人々の年齢が高いことを

第Ⅶ-5表 結婚の方法

	総数	恋愛	知人の世話	親類の世話	親兄弟の世話
実数	100人	25	50	20	5
%	100	25.0	50.0	20.0	5.0

備考 回答を拒否した者8人を除く

考えると恋愛の比率が可成り高いように思われる。他人の世話の内訳をみると、知人の世話によるものが50%、親類の世話が20%、親兄弟などの世話が5%となつており、知り合いの人々の世話で結婚するものが多いわけである。

結婚当時の職業は第Ⅶ-6表の通りであり、約6

割近い58.2%が職業がなく、41.8%が結婚まで職業に従事している。前述したように学卒から結婚までの職業経歴をみると職業のない者は12.2%であるから結婚するために職業をやめて家庭に一人入つて結婚しているわけである。このように一度家庭に入つてから結婚しているのもこれらの人々の年齢が高く結婚が殆んど戦前である故であり、戦後の結婚であればこのようなことは違つてくるであろうと思われる。

第Ⅶ-6表 結婚時の主婦の職業

	総数	職業なし	女中及び家政婦	女工	農業者	店員	内職	日雇	もみ稼	自営手長(建具師)	待合
実数	98	57	11	9	6	6	3	2	2	1	1
%	100	58.2	41.8								

第3節 結婚後の職業

主婦の結婚前において働いていなかった者は12.2%であり、結婚時において働らかなかつたものは58.2%であつたが、その後の主婦の職業状況はどうなつてゐるであろうか。

結婚後から現在の状態に至る間における男世帯の主婦の職業状況をみると第Ⅶ-7表の通りである。

第Ⅶ-7表 男世帯における主婦の結婚後の職業状況

	総数	職業なし	職業あり	職業ありの内訳		
				勤務	自営	内職のみ
実数	64	17	47	20	1	26(35)
%	100	26.6	73.4	31.2	1.6	40.6

備考 (1) 内職の()内数は(勤務+内職)者数

(2) 勤務の内訳。女工のみ6人、女工+店員2人、女工+日雇2人、女工+農業者日雇1人、日雇のみ4人、

店員のみ2人、女中(通い)及家政婦2人、事務1人

注 結婚後とは現在を合算す

それによると男世帯の主婦 64 人中結婚後から現在の状態になるまでに職業経験のないものは 26.6% で何んらかの経済活動に従事したことがあるものが 73.4% となっている。

その経済活動の内容をみると、47 人中 20 人が勤務経験を持ち、自営(くずや及び農業)が 2 人、内職が 35 人となっている。尚、そのうち 2 つ以上の経験のあるものは勤務と内職の 9 人、勤務と自営(農業)の 1 人である。

尚勤務内容についてみると、女工のみの 6 人、女工+店員の 2 人、女工+日雇の 2 人、女工+農業日雇の 1 人、日雇のみの 4 人、店員のみの 2 人、女中及び家政婦各 1 人、事務員 1 人であり、女工の経験者が 11 人で最も多く、次が日雇の 6 人、店員の 4 人などの順となっている。

このような経歴を通つて、現在はどうなっているかという点に第 2 章第 4 節(1)で見たように女工 6 人、日雇 12 人、炊事婦、店手伝及び靴加工各 1 人、内職 16 人で合計 37 人(53.1%)が何んらかの経済活動に従事しており、小さな子供があるとか、身体が病弱であるとかその他の理由で働いていないものは 46.9% である。

女世帯の主婦の結婚後から現在に至るまでの間における職業状況についてみると、第Ⅶ-8 表の通りで、結婚後に職業経験のないものは 23.5% で、何んらかの職業経験をもつ者が 76.5% であり、男世帯の主婦の場合と余り変らない。

その職業内容についてみると、26 人中、勤務経験者は 17 人、自営(農業 1 駄菓子や 1) 2 人、内職 18 人(そのうち 11 人は勤務+内職)である。

勤務内容についてみると、女工のみの 11 人、女工+日雇が 2 人、日雇のみ 2 人、雑役及び炊事婦が各

第Ⅶ-8 表 女世帯における主婦の結婚後の職業状況

	総 数	職業なし	職業あり	職 業 あ り の 内 訳		
				勤 務	自 営	内職のみ
人 数	34	8	26	17	2	7(11)
%	100	23.5	76.5	50	5.9	20.6

備考 (1) 内職の()内数字は(勤務+内職)者

(2) 勤務の内容、女工のみ 11 人、女工+日雇 2 人、日雇のみ 2 人、雑役 1 人、炊事婦 1 人

注 結婚後は現在も含む

1 人で、女工の経験者が最も多く、次いで日雇などとなっている。

そのような経歴を通つて、現在はどうなっているかという点に、第 1 章第 2 節で述べたように、何んらかの職業活動にも従事しない者は 34 人中 2 人(5.9%)で、働らく者が 32 人(94.1%)である。32 人の内容をみると日雇が 15 人で最も多く、次が女工の 11 人そのうち 2 人は内職を兼業している。内職のみが 6 人である。

要約

以上を要約的にみると、それら下層労働者の主婦は既に子供の頃から生活にあぐまらず、未就学、小学校中退者が多く、18.4% に達し、小学校卒が 53.0% であり、義務教育すら受けられなかった者或はやつ

と義務教育を終了した者が多い。

そして、小学校を卒業する年齢までに何んらかの職業に従事した者が 18.4%(この比率は未就学+小学校中退の比率と同じであるが同一人というわけではない)に及んでいる。

学卒時以降結婚までの間に職業についたことがあるものは 87.8% で非常に多くの者が何んらかの社会的職業に従事し、結婚に当つて一時職業活動から離れた者が多いが、結婚前から引続き、或は結婚後再び何んらかの職業活動に復帰している。すなわち、結婚当時の有職業者は 41.8% に低下するが、結婚後の職業経験は 74.5% に増加している。そして現在においては何んらかの社会的経済活動に従事している者は 70.4% である。

以上のように下層労働者は子供の頃から一貫して社会的経済活動に従事し、親の生活を、或は自己の世帯の家計を助け、又、自から生計中心者として働き続ける者が多い。このような長い職業経験がこれら主婦の人生観あるいは意識を形成するに大きな役割をはたしているとみななければならない。

第 6 章 家 計 と 家 事

第 1 節 家 計

(1) 家計管理

主婦がいる男世帯 64 世帯について家計を誰が管理しているかをみると、第Ⅶ-1 表の通りで、主婦が家計の管理者である場合が 90% を占めている。主婦以外の者が家計をあずかっている 6 世帯についてみると、主人が管理しているのが 3 世帯、主人と主婦とが一緒に家計をあずかっているというのが 1 世帯、主婦が病弱なため姉に家計をしてもらっているというのが 1 世帯、あとの 1 世帯は長男の嫁にまかせている世帯である。

以上のように、主婦が管理を担当する場合が大部分であるが、問題は主人が担当する 8 世帯である。なぜ主人が担当するかについては十分な回答をえられなかったが、そのうちの 1 世帯では内縁関係にあるために主人が家計の管理をしているように思われた。

第Ⅶ-1 表 家 計 の 管 理 者

	総 計	主 婦	主婦と主人 と一緒に	姉	嫁	主 人
人 数	64	58	1	1	1	3
%	100	90.8		4.8		4.8

次に、収入ある世帯がどのようにその収入を家計に入れているかをみると、第Ⅶ-2 表の通りで収入の一部を控除して家計の管理者に渡すものは男子世帯のうちの 20.3% である。これを世帯総収入階級別にみると、10,000 円未満では 32.2%、10,000~15,000 円未満では 45.5%、15,000~20,000 円未満で 55.6%、

第Ⅶ-2表 収入を家計に入れる状況(その1)

世帯総収入	総数	10,000円未満	10,000~15,000円	15,000~20,000円	20,000~25,000円	25,000~30,000円	30,000円以上
総数	74	31	22	9	8	2	2
収入の1部を本人が控除して渡す世帯	15	1	1	5	6	1	1
その比率 %	20.3	3.2	4.5	55.6	75.0	50.0	50.0

第Ⅶ-3表 収入を家計に入れる状況(その2)

収入状況			収入の一部を本人が使用する状況				
総収入	収入人員	備考	主人	子	その他	計	家計に入れる状況
42,675	6	主人、子5	1	5		6	主人 8,175円(1位) 27歳男 10,000円(5,000円) 25歳男 10,000円(7,000円) 22歳男 7,555円(6,000円) 20歳男 7,000円(5,000円) 16歳男 7,000円(6,000円) 主人 7,421円(3,000円) 男 7,500円(3,000円) 2,700円(2,000円)
28,121	4	主人、子3	1	2		3	18歳男 10,000円(6,000円)
23,000	3	主人、主婦、子	1	1		2	25歳男 12,000円(8,000円) 20歳女 6,000円(3,000円)
23,000	3	主婦、子2	2	2		2	28歳男 8,000円(2,000円) 22歳男 7,000円(2,500円)
22,675	3	主人、子2	2	2		2	父 6,600円(少し入れる)
22,600	3	主人、主婦、父		1	1	1	18歳女 7,000円(3,000円)
22,508	3	主人、子2	1	1		2	21歳男 8,000円(6,000円) 18歳女 3,700円(2,000円)
20,923	3	主人、子2	2	2		2	21歳男 6,500円(4,000円) 18歳女 5,000円(3,000円)
19,348	3	主人、子2	1	1		2	19歳男 5,600円(3,000円)
17,175	3	主人、子2	1	1		2	女 6,000円(3,000円)
16,328	2	主人、子	1	1		2	23歳女 7,000円(4,500円)
15,808	2	主人、子	1	1		2	主人 9,120円(3,000円)
15,768	2	主人、主婦	1	1		2	年男 6,000円(2,000円)
14,727	3	主人、子、母	1	1		2	主人 8,048円(1位)
8,048	1	主人	1			1	

備考()内数字は家計に入れる金額を示す

20,000~25,000円未満になると75.0%、25,000円~30,000円未満及び30,000円以上では夫々2世帯中1世帯となつている。これによると、世帯総収入が15,000円未満では殆んどの世帯員が収入を家計維持のために家計に入れ、収入あるものが独自の形で使用することはなく、15,000円以上になると収入あるものが自己の収入の一部を自己の使用分として控除して渡すようになる。

このような状況をより詳しくみると第Ⅶ-3表の通りで、主人が自己の収入の一部を自己の使用のために控除して家計に入れる者は4人で少なく、子供では12世帯21人と最も多く、その他の世帯員では父1人である。

主人4人のうち2人は家計を可成り圧迫すると思われるような形で自己の収入の一部を自己で使用している。他の2人の場合は前者と異なり、その中の1人は世帯総収入が本人と子供5人の収入で42,675円になり、子供達もそれぞれ自己の収入の一部を自己で使用している。主人本人が自分で使う分は本人の収入の約1/3程度2,500円程度である。しかし、当世帯の家計状況からすれば主人の使う分は相対的には可成り大きい。あと1世帯の場合は主人と子供3人が働いて総収入28,121円で、既に長男が結婚して子供もあり、家計の管理も親の手にある場合で、本人の収入7,421円のうち3,000円を家計に入れ、あとを

主人夫婦のこづかいその他として使用している。

子供の場合は12世帯21人が自分の収入の一部を自分で使っているわけであるが、こづかい程度を引いて家計に入れる場合と食事代程度を家計に入れる場合、もう一つはその中間程度の場合と3種類ある。第一の場合は家計に収入を一度入れてこづかい銭をもらうのと金額的には余り相異がないが子供の心理の上からは可成り相異があるようである。例えば8人世帯では主人(8,175円)と20歳の男の子(5,600円)と17歳の女の子(3,400円)の3人が働いて17,175円の総収入があるが世帯人員が多いために家計は苦しく、男の子の場合だけ5,000円を家計に入れ、下の女の子の場合は全部家計に入れさせているが、兄さんのようにしてほしいといつて泣かれると母親は語っていた。

第2の食事代程度を家計に入れ、こづかい銭ばかりでなく衣服代なども控除した金で賄っているような場合はその子たちは経済的に独立した関係にあるが、世帯の収入状況が一般的に悪いためにこのような形は成立しがたく僅か5人である。

第3の場合が15人で最も多い。家計の中心者である主人の収入が世帯の生活を賄うには余りにも少ないこのような家庭においては、家計を維持するために子供の収入の一部を家計に入れさすようになるわけである。

このように子供の収入が子供の収入として独自性をもつものが少なく家計の不足を補充する役割をもたされてはいるが、このような生活水準の低い世帯においても働く子供の収入が本人の収入として認められてきているということは注目してよいであろう。

(2) 家計のやりくり

絶対的水準の低い収入の中で毎世家計は賄われて行かねばならない。そのような家計は主として主婦が管理の責任を負われ、それらの主婦のうち或る者は自らも働きに出、或は内職をしているが、彼女らは最低の教育を受ける機会すら十分にもちえなかつたものが多い。そのような条件下においてどのようにして家計を賄っているであろうか。

先ず、日雇労働者であつた場合、或は零細工場労働者で給料日の前に金がなくなつてきた場合などにどうしているかをみると第Ⅶ-4表の通りで、金を借りてくるというのが38.0%何も買わないでいるというのが9.3%、貯えてあるのを使うというのが8.3%、あとはまあ何とかするという非常に漠然たる回答でそれが44.4%である。

金をかりた場合に日雇労働者などは翌日の収入で返すようにしているものが多く、100円以上も借りると300円前後の収入では返せないのだからそれがだまつて長期の借金というようなものになってしまう。又、何か少し余計な支出が必要な場合には民間の日雇の住居(⑧の目録よりも幾分高い)で働いてそれで補いをつけるようにしているものもある。

第Ⅶ-4表 家計のやりくり状況

	総 数	借りる	何も買わ ないでいる	貯 え	なんとか する
総数 { 実数 2	108	41	10	9	48
	100	38.0	9.3	8.3	44.4
男世帯	74	26	10	7	31
女世帯	34	15	0	2	17

何も買わないでいるというのは、大部分がその日の食事の副食を買わないで塩とみそですますというもので、一般世帯でいう何もしませんという程度ではない。

貯えで何とかするという世帯がみられるのは、水道料とか電気代の支払にとつてある金、或は、退職金などと全く縁のないこのような人々であるから万一の場合を考えて僅かながらためている金などがある。そのような貯えを使うというものである。

なんとかするというには色々であり、前述した借金するとか、食事を節約する、貯えを使うなどというものも実際には含まれているのであろうが、収入が絶対的不足状態にあるこのような世帯では借金したから仲々返せないでたまって行くので金がなければならぬに何とか生活して行くというものである。

次に、借金があるかどうかを調べてみたわけであるが、この借金の中には質やからの借金、商店での掛け買いなどは除き、ただ、医師への借金のみはここに入れたものである。その状況は第Ⅶ-5表の通りで、借金のあるものが47.2%、ないものが52.8%である。この比率は日々のやりくりでの借りるというものの比率38%よりも高くなっているが、これは常日頃はなるべく借りないようにしているが、病人がでたり、たまに借りたものが借金としてたまってしまっていることを物語っているものであろう。尚、男女世帯別にみると、男世帯よりも、女世帯の方が借金を背負っている世帯が多

第Ⅶ-5表 借 金 状 況

	総 数	な し	あ り
総 数	108	57	51
実 数	100	52.8	47.2
男 世 帯	74	43	31
女 世 帯	34	14	20

〔備考〕 質金、商店の掛け買いは除く。

第Ⅶ-6表 借 金 先 状 況

	借りている世帯数	親せき	知 人	近 所 の 人	勤 め 先	都 生 業 資 金	医 師	不 明
総 数	51	21	23	7	3	1	2	2
実 数	—	41.1	45.1	13.7	5.9	2.0	3.9	3.9
男 世 帯	31	17	11	5	1	1	2	2
女 世 帯	20	4	12	2	2	—	—	—

〔備考〕 借り先の合計と借りている世帯数と一致しないのは、2種類以上から借りているものがあるため。

第Ⅶ-7表 借 金 額 状 況

	総 数	5000円未満	10,000～	15,000～	20,000～	25,000～	30,000～	30,000円以上	不 明
総 数	51	13	17	7	1	3	—	7	3
実 数	100	25.3	33.3	13.7	2.0	5.9	—	13.7	5.9
男 世 帯	31	6	8	4	1	3	—	6	3
女 世 帯	20	7	9	3	—	—	—	1	—

〔備考〕 30,000円以上は、男世帯では30,000円、40,000円、44,000円、50,000円、160,000円、女世帯では30,000円。

くなっているが、これは女世帯の方が生活が苦しいためである。借金をしているもの51世帯について、誰から借金をしているかに

り、借金先は世帯数よりも多くなる。又、例えば知人2人以上から借りているような場合は1種類として取扱った。借金先で最も多いのは、知人で45.1%、次が親せきで41.1%、ずつと少なくなつて近所の人というのが13.7%である。その他に勤め先、医師、都生業資金、不明などが僅かにみられる。都の生業資金というのは4年程前、煮豆やをしたときに借りたもので未だにその返済ができずにいるものである。

借金の金額についてみると第Ⅶ-7表の通りで、5,000円未満が25.3%、5,000～10,000円未満が最も多くて33.3%であり、これらで約60%弱を占めているが、10,000円～15,000円以上と30,000円以上というものが夫々13.7%もあり、15,000円～20,000円未満が2.0%、20,000円～25,000円が5.9%みられる。その他に不明が5.9%ある。尚、30,000円以上では、30,000円が2世帯、38,000円、40,000円、44,000円、50,000円、160,000円という状況になっている。

このように、高額の借金を背負っているものの比率が可成り多く、到底返済見込がないような借金がな

第Ⅶ-8表 借 金 原 因 状 況

	借りている世帯数	家計不足	病 気	出 産	その他	不 明
総 数	51	23	21	3	2	5
実 数	—	45.1	41.2	5.9	3.9	9.8
男 世 帯	31	11	14	3	2	4
女 世 帯	20	12	7	—	—	1

〔備考〕

1) 2種類以上の理由で借りているものがある。

2) その他は、以前の商売失敗のときのもの1、と保釈金のためのもの1。

と、第Ⅶ-8表の通りである(2つ以上の原因によるものがあり、世帯数よりも原因数が多い。又同じ原因で2口以上の借金がある場合1つの原因として取扱った)。原因のうち多いのは家計不足と病気とで前者が45.1%、後者が41.2%である。この他に、出産のときに借金した世帯が5.9%、3世帯、商売失敗、保釈金納入のための各1世帯みられる。尚、不明は9.8%である。

家計不足と病気によるものが多いのは当然であるが、病気の場合家計難はつきものであるから家計難と敗害には分けられないが、一応病気のときに借金したというものをわけたわけである。病気による借金がこのように高いことは病人が多いこのような世帯にとっては大きな問題である。尚、出産のときに借金したものが3世帯あり、そのうちの1世帯は出産のための費用の他に生れた子供が医者にかかり、人工栄養を必要としたために借金となつたためである。

第Ⅶ-9表 入 質 状 況

	総 数	な し	あ り
総 数	108	20	88
実 数	100	18.5	81.5
男 世 帯	74	14	60
女 世 帯	34	6	28

〔注〕 () 内数字は、入質なしのうち質なしと答えたもの。

借金の多い者について少し詳しくみると、借金が最も多いのは160,000円である。これは太平洋戦争中学徒動員に行つた現在26歳の1人子が終戦後ずつと肺結核で療養しておりそのために積り積つた借金である。30,000円以上の借金をもつ世帯の借金をした原因は5世帯までが病気であり、1世帯は主人が病死し、そのときの費用とそれ以降の生活費不足であり、他の1世帯は商売失敗によるものである。このようにみると、その世帯の能力以上の借金は、主として病気に原因があるように思われる。

質屋以外の借金は以上の如くであるが、質屋についてみると、第Ⅶ—9表のように、質屋に入れているものが35.2%、質屋を現在利用していないものが64.8%であり、借金の場合よりも質屋を利用していないものの比率が高い。質屋を利用していないものでも、必要がなくて入っていないものと入れたいが質草がなくて入っていないものとがあるので、利用していない世帯について質草がなくて入っていないかどうか回答を求めたところ、70世帯のうちの約半数の34世帯が質草がなくて入っていないと答えている。そうすると結局、現在質屋に入れようと思っていない世帯は36世帯で全体の33.8%ということになる。つまり質屋を当面必要としないものが3分の1、利用するものが3分の1、利用したくても利用できないものが3分の1ということになるわけである。

質屋から借りている金額についてみると第Ⅶ—10表の通りで、2,000円未満が44.8%で最も多く、次が2,000~4,000円未満で18.4%、4,000~6,000円未満が15.8%で、これらで80%と大部分を占め、これ以上では6,000~8,000円未満の7.9%が高く、他は1或は2世帯となつてゐる。

このような金をかりるためにどのようなものを入質しているかという、衣服が大部分で、入れられるものは何でも入れているというものもあるし、蚊帳を入れている世帯が2世帯、又赤ん坊の出産でもらった品物を入れてしまったなどというものもみられた。そのような品物の所有主については、主人と主婦のものが多く、子供のものは比較的少ない。

尚、どのよ

第Ⅶ—10表 入 質 金 額 状 況

		総 計	2,000円 未 満	2,000 ~4,000	4,000 ~6,000	6,000 ~8,000	8,000 ~10,000	10,000円 以 上	沢 山	不 明
うなものをど の位で入質し ているかを参 考までにわか げると、次の 如くである。	総 数	38	17	7	6	3	1	2	1	1
	数 %	100	44.8	18.4	15.8	7.9	2.6	5.3	2.6	2.6
	男 世 帯	25	9	6	4	2	1	1	1	1
	女 世 帯	13	8	1	2	1	-	1	-	-

(これは当人の持つ質札によつたものであるが、多くの場合質札に入質物の明細が記入してなかつた。)

第 1 例 (男世帯)

主婦単衣	500円	28年11月9日公益質や前かも 入質してあつたもののかきかえ
主婦 袴	500	
主婦袴、主婦帯	800	
主人洋服生地	500	28年12月3日 } 私立、年末生活費 12月20日 }
主婦夏ワンピース	180	
主婦セーター	150	
子供ジャケットなど	300	29年3月8日 公益 } 3月24日 私立 } 子供のため 3月30日 私立 }
子供ジャケット、カメラ、主婦スカート	400	
主人冬外套、主婦反物	250	

第 2 例 (女世帯)

主婦単衣、スカート	200	公益
「袴、半オーバ	800	
「セーターなど	450	
「着物その他	1,000	

主人(死亡)ワイシャツなど	600円
「シャツなど	300
長女、次女オーバーなど	1,000

質屋利用で問題なのは利子である。公益質屋では月3分であるが、一般質屋では月1割の利子であり、この利子が支払えず流してしまう場合が可成りみられた。

第2節 食料品の購入

生活状態を知るためには食生活の状態を知ることは非常に重要であるので、今回は食生活そのものについては栄養学上から特別の調査を行い、その結果を第8章において取扱つてゐる。したがつてここでは食料品の購入状況についてのみふれることにする。

第8章で報告されているものと、ここで以下に示すものとに幾分のずれがみられるが、これは、食生活調査をぜひ依頼したいと思つた世帯が色々な条件から記入を依頼しえなかつたために、全体の調査世帯と食生活調査世帯との間にゆがみが生じたこと、又、食生活調査は毎日の食生活を記録してもらつたのに対して、ここでは単に主婦からききとつたものに過ぎないために不正確であるためである。こういうわけで食生活調査世帯は、この全体の調査とゆがみはあるが、食生活の詳細については第8章の結果をみられたい。

(1) 主食について

配給米のうち、内地米や準内地米をとらないという世帯は1世帯もないが、外米をとらない世帯が1世帯みられる。しかし、この外米をとらない理由は外米はまずいからというのではなく、主人が胃が悪くて食べられないという理由である。内地米は全てが配給を受けているが、配給を受けた内地米の一部を外米と2対1の割合で交換することがあるという世帯が数世帯みられた。

第Ⅶ—11表 配給米の取り方

		総 数	配給日に現金 でとる	かけで とる	金の都合 のついで とる
総 数	総 数	108	27	16	65
	%	100	25.0	14.8	60.8
男 世 帯	74	16	10	46	
	女 世 帯	34	11	6	17

配給米の取り方は第Ⅶ—11表の通りで、配給日に現金で購入する世帯は僅かに25%で、金の都合がついたときに取るという世帯が60.8%、「かけ」で取る世帯が14.8%となつてゐる。配給日に現金で購入しえない世帯がこれのように多いということは、これら下層労働者世帯の家計が主食の購入にすら不自由していることを物語つてゐる。

これらの世帯では主食の配給不足をどのような食品で補つてゐるかをみると第Ⅶ—12表の如くで、108

第Ⅶ—12表 主 食 補 充 状 況

	総 数	補 充 しない 世 帯	補 充 する 世 帯 (A)	補 給 品 種 (B)									
				うどん	パ ン	粉	麦	ヤミ米	外 米	「も	雑 炊	節 食	計
実 数	108	2	106	101	76	26	70	32	16	12	19	20	672
B A %	—	—	—	95.3	71.7	24.5	66.0	30.2	15.1	11.3	17.9	18.9	—

世帯中2世帯は配給のみで106世帯が「うどん」その他で補っている。この2世帯のうち1世帯は住込みの子供の主食配給分でカバーし、他の1世帯は主人が病気で殆んど食べないという世帯である。

106世帯について補っている食品の内容をみると、95.3%がめん類を利用しており、次がパンで71.7%、3番目が麦の66.0%、あとはヤミ米の30.2%、粉の24.5%、節食の18.9%、雑炊の17.9%、外米の15.1%、いも11.3%となつている。このように、補食にめん類を利用している世帯が最も多いのであるが、これは安くて水分による満腹感を与えるためであろう。めん類のうち殆んどは家庭はゆでうどんであるが、若手の家庭ではゆでうどんは高くつくから干うどんにしているし、嗜好から中華そばを使っているところもみられる。

パン類の利用率が高くなっているが、これは主として子供達の食事として利用されることが多く、大人達がパン食することは比較的少ない。それ故、パンの利用率71.7%というのはうどんの利用率などそのまゝ比較できないわけである。パン類は殆んどコッペパンで、バターやジャムなどをつけねばならない食パンは殆んど買われていない。

めん類が主として夕食に使われ、パン類が主として子供に利用されるのに対して、麦はヤミ米や外米とともに、朝・昼食用に使われる。麦の混合率は多いところでは半々となつている場合もみられた。尚、麦や外米を混ぜて使う場合、米屋から買ってくる時に混ぜてしまい不均等にならないようにして注意している世帯もみられ、主婦は外米や麦の混合に相等の考慮をはらっているようにみられた。

ヤミ米は約3割の世帯で購入されているが、その購入量は多くなく、米の混合率を適当に保つために購入されているようである。そのような程度の購入量ではあるが、ヤミ米を購入している世帯は消費単位当り収入が3,000円以上の世帯のみであり、又、主人以外に世帯員で有職者があり、弁当のご飯に不足して購入する世帯が多かった。

外米を配給外に補給用として購入している家庭は、約6分の1以下であり、外米が主食として不適当であることを示していた。

以上のような食品は一般世帯でも配給の不足を補うためにその量は通りが利用されているがこのような下層世帯になると、以下にみるように、めん類を使うのでは高くつくから粉を買って、うどんを自製したり、すいとんにしたり、或はおやきにしている。又、一般世帯では既に代用食として使われなくなつたいも類が使用されている。粉や「いも」は代用品としては質的に劣るといっても尚、不足を補うという面をもっているが、雑炊や節食になると不足を補うのではなく、不足を不足としてすます形であり、生活状態の絶対的低下を物語るものである。そのような意味において、粉が約4分の1の世帯で使用され、雑炊や節食が18%前後も存在し、

第Ⅶ-13表 主食補給品組合せ状況(その1)

総数	世帯数	補 給 品 の 組 合 せ						
		一 種	二 種	三 種	四 種	五 種	六 種	七 種
実 数	106	4	20	38	18	22	5	2
%	100	3.8	18.9	35.8	17.1	20.8	4.7	1.9

以上は単にどのような補

給品で配給不足

を補っているかをみたに過ぎないが、より一層購入状況を明確にするにはそれらの種類のものが、どのような組合せで使用されているかが問題である。その組合せについて先ず何種類の組合せになつているかをみると第Ⅶ-14表の通り

第Ⅶ-14表 主食補給品組合せ状況(その2)

	世帯数	うどん	パン	粉	麦	ヤミ米	外米	いも	雑炊	節食
一 種 類	3 1 4 計	○				○				
二 種 類	4 8 4 1 1 1 1 計 20	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
三 種 類	15 1 4 1 1 1 1 2 6 1 2 1 1 2 計 38	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
四 種 類	3 2 3 1 1 1 1 1 1 計 15	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
五 種 類	1 2 2 1 1 1 2 1 1 4 2 1 1 1 計 22	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
六 種 類	3 1 1 計 5	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○
七 種 類	1 1 計 2	○ ○	○ ○		○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○

組合せで最も多いのは3品目の組合せで35.8%、次が5種類で20.8%、2種類は18.9%、4種類は14.1%である。その他の組合せは少なく、6種類が4.7%、1種類が3.3%、7種類が1.9%である。結局、2乃至5種類のものが多いわけであるが、その中心品目はうどんであり、次いでパン及び麦で、それらの3品目にその他の品目がつけ加えられて色々の組合せができていているわけである。そのような具体的な組合せ状況を示すと第Ⅶ-14表の通りである。

1種類で補っている世帯は全体の3.8%4世帯にすぎないが、そのうち3世帯がうどんと相い、もう1世

持はヤミ米で補っている。

2種類の組合せの世帯は20世帯あるが、そのうちうどんを使用していない世帯は2世帯で、パンと麦、パンと節食の組合せである。他の18世帯では全てうどんと他のものとの組合せであり、最も多いのがうどんとパンで8世帯、次が、うどんと麦、うどんとすいとん又は粉の組合せで各4世帯である。その他はうどんと節食、うどんと外米の組合の各1世帯である。

3種類の組合せは38世帯で、うどんを使用しない世帯が1世帯でパン、麦、ヤミ米の組合せである。他は全てうどんと他に2種類の組合せであるが、うどんと麦と他の1品目が25世帯、うどんとパンと他の1品目が10世帯で多い。3種類の組合せで最も多いのは、うどん、パン、麦の組合せで38世帯中15世帯を占め、次に多いのはうどん、パン、ヤミ米の組合せで6世帯である。尚、2種類の組合せでは節食が2世帯みられなが、ここでは節食との組合せは1世帯で、いもの組合せが2世帯、雑炊との組合せが1世帯みられる。

4種類の組合せでは、全てにうどんが利用され、うどん、パン、麦の3品物と他の1品というものが15世帯中10世帯で多い。いも、雑炊、節食などと組合せられている世帯が3分の1もみられ、組合せの質的低下がみられる。

このような組合せの質的低下は5種類の組合せでは一層強くなっている。すなわち、いも、雑炊、節食などの質的に低いものを組合せている世帯は次のようになっている。これら食品のうち、いものみを組合せに入れている世帯が22世帯中2世帯、雑炊のみが3世帯、節食のみが2世帯であり、いもと節食とが5食品の組合せの中に入っているのが2世帯、いもと雑炊が2世帯、雑炊と節食とが組合せの中にある世帯が5世帯となっていて、結局このような質的に悪い組合せをもつものが合計16世帯で約7割強に達している。又、すいとん又は粉を利用する世帯も多くなっている。

6種類の組合せは5世帯で少ないが、5世帯中4世帯は、うどん、パン、すいとん又は粉、雑炊、節食の5食品に麦か外米かを組合せている。

7種類の組合せはわずか2世帯で、うどん、パン、麦、外米、雑炊、節食の6種にヤミ米かいもを組合せるものである。

以上、組合せ状況を通観すると組合せが多くなるに従って質的低下を示していることがわかり、生活低下により、主食をどのように確保して行くかの主婦の苦労が複雑化していることがうかがわれる。

(2) 副食と調味料について

(a) 肉類と魚類の購入

肉類の購入状況であるが、先ず月々何回位購入しているかをみると、第Ⅶ-15表(A)の如くで月に平均1回も購入していないという世帯が56.5%にも達しており、月々1回位という世帯が18.5%、月に2~3回位が21.3%である。月々4~5回、月々10回位という世帯は夫々1.8%で非常に少ない。

又、1回の購入金額状況は第Ⅶ-15表(B)の如くで、月々1回未満で全く買えないとか、誕生月とか、年に2~3回位という、月にしたら殆んど購入していない家庭が56.5%、1回30円位及び40円位が夫々10.2%、50円位が14.8%、それ以上が8.3%であり、1回の購入金額も非常に少ない。

買う肉の種類も、こま切れやもつが多く、

或る家庭では、子供に牛のこま切れを30円買いにやらしたら、高い豚のこま切れを買ってきてしまったので、とりかえにやらしたとのことであるが、如何に無理した食生活をしているかを物語っている。

肉の購入状況は以上のように悪いが、魚の購入についても第Ⅶ-16表(A)の如くで決してよくない。月に1回も魚を買わない家庭が15.8%も存在しており、月に2~3回というものが11.1%、週に1回位が13.9%、週に2回位が13.9%、3日に1回位が最も多くで22.2%、1日毎々が16.7%、毎日僅かに6.5%である。

購入回数は以上の如くであるが、購入金額をみると第Ⅶ-16表(B)の如くで、1回に30円位という家庭が36.1%で最も多く、次が40円位の16.7%、50円位の12.9%、20円位の10.2%、50円以上の6.5%、10円位の1.8%の順となつてい

る。家族人員別に購入金額をみると、世帯人員の増加につれて購入金額が増加せず世帯人員が増加するに従って1人当り金額が少なくなっている傾向がみられる。例えば、2人世帯では購入しない2世帯を除いては全てが1人当り10円以上であるが、3人世帯になると、購入世帯20世帯中1人当り10円以上は16世帯(80%)であり、4人世帯となると購入世帯22世帯中15世帯(68.2%)になり、5人世帯では14.3%と、6人世帯では22.2%に低下してしまう。結局、世帯人員が多くなれば、購入金額も大きくなるが、世帯人員の増加に比例しては金額

が増加せず1人当り購入金額は減少する傾向を示し、大体30円位を中心にして、20円、40円、50円位の購入が行われているわけである。

第Ⅶ-15表(A) 肉類の購入状況 (その1)

総数	実数	%	月に1回未満	1回位	2~3回位	4~5回位	10回位
			108	61	20	23	2
			100	56.5	18.5	21.3	1.8
男世帯	74		44	10	17	2	1
女世帯	34		17	10	6	-	1

第Ⅶ-15表(B) 肉類の購入状況 (その2)

総数	実数	%	購入しない (月に1回未満)	購入するもの (1回金額)			
				30円位	40円位	50円位	それ以上
			108	61	11	11	16
			100	56.5	10.2	10.2	14.8
1人世帯	2		1	-	1	-	-
2人	16		7	1	3	4	(100円位) 1
3人	25		14	4	2	4	(80円位) 1
4人	26		15	4	3	3	(80円位) 1
5人	16		10	2	2	2	-
6人	9		6	-	-	2	(90円位) 1
7人	5		3	-	-	-	(100円位) 2
8人	5		4	-	-	1	-
9人	2		-	-	-	-	(100円位) 2
11人	2		1	-	-	-	(300円位) 1

第Ⅶ-16表(A) 魚類の購入状況 (その1)

		総 数	月 に 1 回未満	月 に 2～3回	1 週間に 1 回位	2 回位	3 日に 1 回位	1 日 毎	毎
総 数	実 数	108	17	12	15	15	24	18	
	%	100	15.8	11.1	13.9	13.9	22.2	16.7	6
男 世 帯		74	14	8	8	9	18	12	
女 世 帯		34	3	4	7	6	6	6	

第Ⅶ-16表(B) 魚類の購入状況(その2)

	総数	月に1回 未満	10円位	20円位	30円位	40円位	50円位	50円以上
総数	108	17	2	11	39	18	14	7
実数	100	15.8	1.8	10.2	36.1	16.7	12.9	6.5
1人世帯	2	1	-	1	-	-	-	-
2人	16	2	-	5	8	1	-	-
3人	25	5	-	4	13	2	1	-
4人	26	4	1	1	5	8	6	60円
5人	16	2	-	-	8	4	-	60円 70円
6人	9	-	-	-	1	2	-	60円 70円
7人	5	2	1	-	2	-	4	-
8人	5	1	-	-	2	-	2	-
9人	2	-	-	-	-	1	1	-
11人	2	-	-	-	-	-	-	70円120円

b) みそ、しょう油、食用油、砂糖の購入

肉類や魚類の購入状況が悪いということは、蛋白質の摂取状況が悪いことを意味し、この不足を我国では大豆を原料としたみそによつて補つていと古くからいわれてきた。収入階層別みそ消費量調査もなく、又、従来の大、中小工場労働者家庭生活調査においても行っていないので他と今回とを比較することができない。しかし、第Ⅶ-17表によると、肉類や魚類などの購入状況と比較して可成り多いように思える。すなわち、1人当り1ヵ月購入量が50匁未満は0.9%、50~100匁が5.6%、100~150匁が17.6%、150

第Ⅶ-17表 みそ1人当り1ヵ月購入量

	総数	50匁未満	50~100	100~150	150~200	200~250	250~300	300~350	350~400	400~450	その他
総数	108	1	6	19	16	19	16	14	4	5	8
実数	100	0.9	5.6	17.6	14.8	17.6	14.8	13.0	3.7	4.6	7.4
1人世帯	2	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
2人	16	-	-	2	4	4	-	8	2	-	1
3人	25	-	2	7	2	5	4	3	-	1	1
4人	26	-	2	3	3	5	7	1	-	1	3
5人	16	-	1	4	1	2	2	4	1	1	1
6人	9	-	1	1	3	2	1	1	-	-	1
7人	5	1	-	1	-	-	-	-	-	2	-
8人	5	-	-	-	2	-	1	1	1	-	-
9人	2	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-
11人	2	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-

第Ⅶ-18表(A) しょう油1ヵ月間の購入量

	総数	1升	1.5升	2升	2.5升	3升	3.5升	4升	4.5升	5升	その他
総数	108	32	23	26	3	13	2	4	1	1	3
実数	100	29.6	21.3	24.1	2.8	12.0	1.9	3.7	0.9	0.9	2.8
1人世帯	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2人	16	10	2	4	-	-	-	-	-	-	-
3人	25	12	8	3	1	1	-	-	-	-	-
4人	26	8	6	9	1	3	-	-	-	-	1
5人	16	1	5	4	1	3	1	1	-	-	-
6人	9	-	2	2	-	3	1	1	-	-	-
7人	5	1	-	3	-	1	-	-	-	-	-
8人	5	-	-	1	-	2	-	-	1	-	6升 1
9人	2	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-
11人	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1 1升 1	-

~200匁が14.8%、200~250匁が17.6%、250~300匁が14.8%、300~350匁が13.0%、350~400匁が3.7%、400~450匁が4.6%であり、その他(他家から適当にもらつていて数量不明のものなど)が7.4%である。これによると、100~150匁から300~350匁程度の購入をしている世帯が多いことになるが、このような傾向は世帯人員別にみても大体同じである。1人当り1ヵ月の購入量が250匁以上になる世帯は36.1%にも達しておりこのような収入階級におけるみその重要性がうかがえるわけである。

次に、しょう油についてみると、1ヵ月間のしょう油購入量は第Ⅶ-18表(A)の通りであり、1升の購入世帯が29.6%で最も多く、

第Ⅶ-18表(B) しょう油1回の購入量

	総数	2合	3合	4合	5合	1升	その他
総数	108	12	12	7	16	57	1
実数	100	11.1	11.1	6.3	17.6	52.8	0.9
1人世帯	2	-	-	-	-	2	-
2人	16	-	1	-	5	10	-
3人	25	2	5	1	3	14	-
4人	26	6	3	1	7	8	1
5人	16	1	1	1	1	12	-
6人	9	-	-	3	1	6	-
7人	5	2	1	-	-	2	-
8人	5	1	1	-	1	2	-
9人	2	-	-	1	-	1	-
11人	2	-	-	-	1	1	-

次に、しょう油についてみると、1ヵ月間のしょう油購入量は第Ⅶ-18表(A)の通りであり、1升の購入世帯が29.6%で最も多く、

世帯1升が10世帯、1.5升が2世帯、2升が4世帯というような状況になっているが、3人世帯では1升が48%に低下して、最も購入量が多い者は3升到達している。4人世帯では2升が最も多くて34.6%になり、それ以上3升までの合計が50%になるが、1升の購入世帯が約23%も存在している。又、5人世帯では1升から4升到まで拡散している。

このようなしょう油購入状況がみられるが、しょう油の購入の1回量をみると第Ⅶ-18表(B)の通りで、1升単位で購入する世帯は52.8%、5合単位が17.6%である。他の約30%の世帯は少量ずつ分割購入しており、2合及び3合の分割購入が夫々11.1%、4合が6.5%である。

しょう油の1カ月間の購入量は前記の如く可成り多めに拘らず、このように少量ずつの分割購入が行われているのは、これらの世帯が日銭かせぎであり低収入世帯であることの反映である。

食用油の1カ月の購入状況をみると、第Ⅶ-19表の通りで、購入しないという世帯が全体の約3分の1弱を占め、月に1合乃至2

第Ⅶ-19表 食用油の1カ月購入状況

	総数	購入せず	1合以下	2合位	3合位	4合位	5合位	6合位
総数	108	33	26	23	18	2	4	4
数	100	30.5	24.1	21.3	14.8	1.9	3.7	3.7
1人世帯	2	-	-	2	-	-	-	-
2人	16	7	4	3	2	-	-	-
3人	25	6	9	6	1	2	1	-
4人	26	12	5	3	4	-	2	-
5人	16	3	5	4	4	-	-	-
6人	9	3	-	3	2	-	1	-
7人	5	-	2	1	1	-	-	1
8人	5	2	1	1	1	-	-	-
9人	2	-	-	-	1	-	-	1
10人	2	-	-	-	-	-	-	2

合月に1合という世帯が24.1%、月に2合位が21.3%、月に3合位が14.8%で、これ以上を購入している世帯は非常に少ない。このように食用油の購入状況は非常に悪いのであるが、これを世帯人員別にみると、1人世帯では2世帯とも2合の購入になっているが、2人世帯になると、購入していない世帯が43.8%と多

くなるが、その他の世帯は大体、1人当たり5合以上の購入となつていて、3人世帯では購入していない世帯が24.0%と少なくなるが、4人世帯では購入していない世帯が46.2%と再び多くなり、6人世帯では3分の1が購入せず、8人以上の世帯になると益々1人当たり購入量は少なくなり、備かに9人世帯1世帯と11人世帯2世帯で月6合位というのがあるにすぎない。

結局、購入しないものが約3分の1、購入しても1合乃至3合位が多く、世帯人員が多くなるにつれて1人当たり購入量は減少する。わが国民の脂肪摂取量は低いが、このような世帯においては極端に少ないのである。

砂糖の購入量についてみると第Ⅶ-20表の通りで購入しない世帯は15.8%で、食用油の場合の購入しない世帯よりも少ない。しかし、1カ月間の購入量が100匁以下が24.1%、200匁以下が36.1%で200匁以下の購入世帯が約60%で、それ以上の購入量の世帯は24%にすぎず、砂糖の購入量は少ない。

世帯人員数の増加につれて世帯当り購入量は増加しなければならない筈であるが、1人世帯から4人世帯までは大体増加傾向を示し5人世帯以上になると購入量の多い世帯が減少して行く傾向を示している。

第Ⅶ-20表 砂糖の1カ月購入量

	総数	購入せず	100匁以下	200匁以下	300匁以下	400匁以下	500匁以下	501匁以上
総数	108	17	26	39	13	5	4	4
数	100	15.8	24.1	36.1	12.0	4.6	3.7	3.7
1人世帯	2	-	1	-	1	-	-	-
2人	16	5	5	4	-	-	2	-
3人	25	1	6	13	3	1	-	1
4人	26	4	1	12	4	2	2	1
5人	16	4	4	5	2	-	-	1
6人	9	1	3	3	-	2	-	-
7人	5	-	3	1	1	-	-	-
8人	5	1	2	1	1	-	-	-
9人	2	-	1	-	-	-	-	1
11人	2	1	-	-	1	-	-	-

すなわち、2人世帯では購入しない世帯が31.3%あるが、100匁以下が同じく31.3%、200匁以下が25.0%で、特に多い500匁以下が12.4%存在している。3人世帯になると、購入しない世帯は僅かに4%に減少し、100匁以下も24%で、200匁以下が半数以上の52%になり、それ以上の300匁以下も12%、400匁以下と501匁以上とが夫々4%になつていて、4人世帯になると、3人世帯の場合よりも購入しない世帯の比率は15.5%と高くなるが、100匁以下の比率は3.9%、200匁以下が46.2%に低くなり、201匁以上の購入量の世帯が多くなつていて、このように、4人世帯までは世帯人員数に応じて購入量が多くなる傾向を示すが、5人世帯になると、購入しない世帯及び100匁以下が夫々25%と増加し、購入量の多い世帯は減少してくる。世帯人員が増加するにつれてこのような傾向が強くなる傾向にあり、結局、5人以上の世帯においては1人当り購入量が著しく減少しているわけである。

○) 揚げ物とつくだに

揚げ物の購入状況は第Ⅶ-21表の通りで、殆んど買わない世帯は15.7%、月に1~3回が26.9%、月に4~6回が最も多くて34.3%とな

第Ⅶ-21表 あげもの購入状況

	総数	殆んど買わない	月に1~3回	4~6回	7~9回	10回位	より多い
総数	108	17	29	37	9	11	5
数	100	15.7	26.9	34.3	8.3	10.2	4.6
男世帯	74	13	17	27	5	6	4
女世帯	34	4	12	10	4	5	1

つており、月に7~9回では8.3%、月に10回位が10.2%、1日おきか毎日という購入の多い世帯が4.6%となつていて、魚類の購入状況と比較すると少ないが、肉類よりはずっと多い。

このようにあげものの購入状況が相対的に多いのは、肉類及び食用油の購入不足をあげものの購入で補っているように思われる。あげものを自分の家庭でつくれば安くつくが、あげものをつくるには、油が2

合乃至3合必要であるが、これは家計の負担となり、又、家事が多く、内職や働らきに出る主婦の多いと
のような世帯では手間がかかる

第Ⅶ-22表 つくだに購入状況

		総数	殆んど買わない	月に1~3回	月に4~6回	月に7~9回	月に10回以上	1日おきか毎日位
総数	実数	108	45	24	21	3	10	8
	%	100	41.7	22.2	19.4	2.8	9.3	4.5
男世帯	実数	74	33	18	10	3	7	3
女世帯	実数	34	12	6	11	-	3	2

が、各種の具体的条件の中では合理性をもっているのである。

出来合いの食品として、揚げ物と共に つくだに 類があるが、つくだにの購入状況は第Ⅶ-22表の通りで、殆んど買わない世帯が41.7%にも達し、月に1~3回が22.2%、月に4~6回が19.4%であり、つくだにの利用は非常に少ないといえよう。このようにつくだにの利用が少ない理由まで調査しなかったが、恐らく主食としてうどん、パンなどの利用が多くなっていること、又、つくだにでは主たる副食品にならず、従たる副食品としてならもつと安い漬物を買うためではなからうか。

第7章 その他の問題

第1節 主人の家事への協力

前述してきたように苦しい家計の中で生活が行われており、それだけ家事も非合理的なことが多く主婦の家事労働の負担は重いのであるが、このような家事に対して主人はどのように協力しているか、先ず家事に全くタッチしないもの

第Ⅶ-1表 主人の家事への協力状況

	総計	手伝う人	全く手伝わない人	手伝わない者の内訳				
	実数	%	実数	%	手伝うが嫌い	主婦が手伝わなくてもいいことなし	主人が病弱その他	その他
と、第Ⅶ-1表の通りで	64	33	31	3	3	4	11	10
48.4%が全く協力せず、	100	51.6	48.4	4.7	4.7	6.3	17.2	15.5

何らか協力するものが51.6%で

ある。

第Ⅶ-2表 主人の家事への協力程度

全く協力していないものにつ

いて協力しない理由をみると、

主人が手伝うのを嫌いで手伝わ

ないというのが全体の47%、

主婦が手伝わってもらいなく

て主人が手伝わないというのが

同じく47%、世帯人員が少ない

	炊事	食器片付け	洗濯	掃除	買物	洗濯	ふとん上げ
総数	実数	64	64	64	64	64	64
	%	100	100	100	100	100	100
よくやる	実数	9	7	9	10	9	9
	%	14.1	10.9	14.1	15.6	14.1	14.1
時々やる	実数	14	10	5	10	9	4
	%	21.9	15.6	7.8	15.6	14.1	6.3
しない	実数	41	47	54	44	46	54
	%	64.0	73.5	84.4	68.8	71.8	84.4

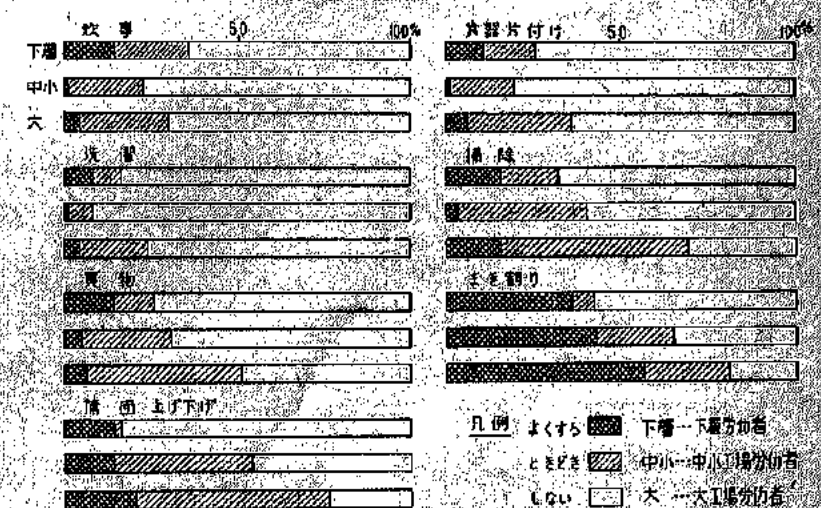
とか他の世帯員に手伝うものがあつて主人に手伝ってもらふ程のことはないというのが6.3%で、主人が病弱とか身体が弱いとかで手伝ってもらわないのが17.2%、その他が15.5%となっている。

このように全く手伝わない人々も含めて家事への協力程度をみると、第Ⅶ-2表の通りである。主人が家事に協力する程度の高い仕事は洗濯りまき割り、次いで掃除、炊事などが多く、最も低いのは洗濯であるが、少し詳しくみると、それぞれ違いがみられる。

よくする比率の最も高いまき割りについてみると、よくする者が35.9%で、ときどきが6.3%、しないが57.8%で、ときどきが少なく、する者としていない者となつていいる。ふとんの上げ下げも大体このような形で、よくする者が14.1%、ときどきする者が6.3%、しない者が79.6%である。尚、これを第Ⅶ-1図によつて中小及び大工場労働者の場合と比較すると、

第Ⅶ-1図 主人の家事への協力比較

まき割りでは、下層労働者の場合がしない程度が一番高く、ふとんの上げ下げでは、下層労働者の場合よくするでは他と余りかわらないがときどきする者の比率がひどく低率で、結局しない比率が非常に高くなつていいる。このように下層労働者にふとんの上げ下げをし



ない主人の比率の高い理由は恐らくふとんの所持状況が前述のように悪いために、主人と一緒に寝ている者が上げ下げするからではなからうか。事実、主人が日雇労働者である場合など朝早く起きるので子供達はまだ寝ているからである。

炊事と食器片付けをみると、炊事ではよくする者が14.1%、ときどきが21.9%、しないが64.0%で、食器片付けではよくする者が10.9%、ときどきが15.6%、しない者が73.5%となつていいるが、中小及び大工場労働者の場合と比較すると下層労働者の場合よくする者の比率が高くなつていいる。炊事とか食器片付けは一般に主婦の分野として考えられ勝ちの仕事であるのに、このように下層労働者でよくする者の比率が約15%近くなつていいるのは主婦に働らく者や病弱したりしていいる者が多いためであろう。

洗濯においてもよくするものは7.8%で他の労働者の場合よりも比率が高いが、これも前述と同じ理由によるものである。買物においてもよくするが14.1%で他の労働者の場合よりも比率が高いが、これは日銭がききが多いために主人が日当をもらつての帰りに夕食などの材料を買つてくるためであろう。中小及び大工場労働者の場合にとときどき主人が買物をする比率の高いのとはその意味は違つていいるとみななければならぬであろう。

掃除ではよくする者とときどきする者の比率が夫々15.6%で、大工場労働者の場合とよくする者の比率

は大体同じで高いが、ときどきする者の比率は低くなっている。

大体以上のような状況になっているが、下層労働者の家事への協力を概観して、よくする者の比率は高いが、ときどきする者の比率が低いこと、又、炊事、食器片付けのような主婦の仕事とされているような仕事に協力する者が可成り存在していることなどが注目されよう。

第2節 子女の問題

(1) 子女の教育

家計が苦しいので子女の養育困難になっていることは既に一部触れたが、統一的にここで子女の問題をとり上げることとする。

中学生以下の子供は、146人で中学生33人、小学生62人、幼児45人、1歳未満の乳児6人であるが、この他に他家に出ている中学生以下の子供が4人（4世帯）いる。これら4人が他家に出た理由は全て家計難であり、あずけ先は親類が3人（兄、弟、姉各1人）と他人が1人となっている。この他人はマシン加工をしている家で、そこで小間使いとして働いている。この世帯は女世帯で女手1人で4人も養って行けないので、このほかに16歳の男の子を細工物をしている家に住込みで働かきにだしている。

このように、子女を他に出さないまでも、或は他にだせないでいる世帯でも子女の養育には困難している。中小学生を家庭の都合で休ませる状況についてみると、小学生では第Ⅶ-3表の通りであり、12人が家庭の都合で休んでいる。これは全小学生62人のうちの19.4%に当り相当の高率を示している。12人の学年をみると7人が6年生、3人が5年生、2人が3年生となっている。休む程度はときどきが9人で、よく休むが2人、午後だけ休むが1人である。休む理由は、下の子供の子守のため、給食費、PTA会費その他の学費に乏しきとき、弁当がつかないとき、主婦の病気（後述するように病人が多い）のためなどであるが、1人は新聞配達をしていて配達員が雨などでおくれたときに休むものがみられる。

中学生についてみると第Ⅶ-4表の通りで、15人が休んでいる。これは全中学生の45.5%にも当り非常に高率となっている。学年では3年生4人、2年生7人、1年生4人である。休む程度では長期欠席

第Ⅶ-3表 小学生の欠席状況

	休む程度	休む理由
六 年 生 (7人)	よく休む	給食費、PTA会費やその他の学費が払えぬため
	午前中で帰る	主婦病気のため
	ときどき	下の子供の子守のため
	"	下の子の子守
五 年 生 (3人)	"	朝新聞配達がおくれたりしたとき
	"	主婦病気のとき
	"	下の子が病気で保育所に行けぬとき
三 年 生 (2人)	よく休む	主婦病気のとき
	ときどき	下の子が病気のとき、給食費、PTAの会費をもたしてやれぬとき
三 年 生 (2人)	"	下の子の子守のため
	ときどき	服装がととのえられぬので他の友達から七食の子といわれるため
三 年 生 (2人)	"	弁当をもたせてやれないとき
	ときどき	

が7人、よく休むが4人、ときどきが4

人となっており、小学生の場合よりも休む程度もずっとひどくなっている。休む理由は、働かに行っているものが3人、内職手伝が1人、家計難6人、家事手伝が5人となっている。

或る日雇労働者の世帯をみると、主人が日雇で、主婦は内職、18歳の長女は身体が弱くて家におり、17歳の次女、15歳の三女、13歳の四女、10歳の長男、8歳の次男である。15歳の三女は新制中学3年とはなっているが、中学に入つて2ヵ月程通学して長期欠席して近くの工場の女工に行き、1年位で工場閉鎖になり、その後パン屋と洋品店の子守に行き、現在は近くの製菓工場（20人位）に勤め日給110円をとっている。次女は新制中学卒となつてはいるが、中学2年の秋か

ら長期欠席して三女と同じ工場に入り、工場閉鎖でやめ、2ヵ月位家主の家に手伝いに行き、現在は工場の女工をしている。

この他にも、このような例がみられ、或る世帯の場合は年齢をかくしてガラス工場に入つたが労働がひどくて結核になつたという子供もある。

このように、小学生から教育の機会を奪われ、中学生になると家計を助けるために働かざるために教育を受けられずにいる。

尚、中学校や小学校に行かせるためには、給食費、PTA会費その他学用品代、通足の費用など種々の費用を必要とするが、それらの費用にこまっている世帯は第Ⅶ-5表の通りで、半数以上の52.6%を占める。給食費やPTA会費が2～3ヵ月分滞納されているのが多くひどい世帯になると半年分、1年分が滞っているような世帯もあり、教育扶助費を生活保護によつてもらっている世帯でもそれが生活費に廻されて教育費にこまっている世帯もみられる。

(2) 幼児の保育

生活水準が低く、両親の教育程度も低く、母親は家事や勤務に忙しくて子供の保育に手がまわらない。

第Ⅶ-4表 中学生の欠席状況

	休む程度	休む理由
三 年 生 (4人)	長欠	主婦が病氣したとき長く休ませたのがもとで、学業がおくれたこと、給食費、PTA会費も払えないため
	"	家計難のため
	時々	主婦病気中のため
	ときどき	家事手伝のため
二 年 生 (7人)	長欠	女工として働いているため
	"	玉員として働いているため
	"	家事手伝のため
	"	家計難のため
一 年 生 (4人)	よく休む	家事手伝のため
	"	弁当を持って行けないため
	ときどき	主婦の忙しいとき子守のため
	"	
一 年 生 (4人)	長欠	女工として働いているため
	月に7日位	家計難のため
	ときどき	学校でお金がいるとき
	"	内職の手伝のため

第Ⅶ-5表 学費難状況

	中小学生の ある 世帯数	学費などの 滞り する 世帯
総数	76	40
実数	100	52.6
内訳		
男世帯	48	27
女世帯	28	13

特に、夫婦して働かずにいる場合などはなおさらそうである。そのような意味から子供の保育を社会的に行う施設は子供の保育上不可欠といわねばならないが、実際に子供を保育所なり幼稚園なりに入れている世帯は第Ⅶ-6表の通りに少ない。

第Ⅶ-6表 保育所への入所状況

総 数	行っている		行っていない		
	人 員	世帯数	人 員	その理由	
				費用が かかる	遠い
41人	8人	6	33	31	2

3歳以上の学齢前の幼児41人中保育所に入っている幼児は僅かに8人、世帯数の上では1世帯から2人というのが2世帯あるために6世帯であるが保育料は5人が免除で3人が1ヵ月30円というもので殆んどかかっていない。保育時間についても朝7時頃につれて行ってもよく、夕方6時頃までは何んとかしてくれるので不満はみられなかった。しかし、余り汚れた服装はさせておけないということと、子供が病気のときに行けないのでとまるという話がされていた。園児の病気については保育所側でも、あずかれば他の子供との関係上とまるし、家にかえせば親がとまるし、少し位の病気では子供は寝ていないのでかえつてよくないのだが、現在の施設内容では帰す以外仕方がないといっていた。この問題はどこの保育所の場合も同じで、費用はかかるが解決される必要がある。

以上のように、不満はまずないにもかかわらず約80%の幼児は保育所に入っていないのであり、保育所に行かしていない理由は大部分が費用がかかるからであり、遠いという理由はごく少数である。費用のかかるという世帯で免除もしてもらえる方法があるということ話をしてみると免除してもらうのは仲々難しいし、服装やお弁当にとまるという世帯が多い。結局、このような世帯の子供達を保育所に入れるには、免除を大幅に行うこと、被服を毎食無料給食を行い、その中で親を啓蒙して行くことが必要である。

第3節 健康の問題

詳細工場に或は日雇労働者として働らく下層労働者世帯にとっては病気は収入、支出の面において、又その他の家庭生活にとつて大きな影響をもたらす問題である。本来なら、徹底的な検診を行うべきであるがそれができなかったため本人達の自覚症状による健康障害を参考までにきいたもので可成り不正確であることはまぬがれない。

先ず、主人の健康状態についてみると、第Ⅶ-7表の通りで病気又は不具のものは33.8%で、弱い4.1%、丈夫又は普通が62.1%となっている。前回の中小工場労働者の場合においては51.3%が健康障害を訴えていたのと比較すると可成り低率となっている。このように低率となった原因は一つには致らく健康が悪く

第Ⅶ-7表 主人の健康状況

男世帯	総数		普通		弱い		疾病	
	実数	%	74	46	3	28	28	33.8
			100	62.1	4.1	33.8		

【備考】(1) * 不具3を含む

(2) 結核	5	ぜん息	4
胃腸病	2	心臓病	1
神経痛	1	たん石	1
胃かいよう	1	心臓脚気	1
小児麻痺	1	精神病	1
記憶喪失	1	眼病	1
肝臓	1	骨折痛	1
足不具	2		

第Ⅶ-8表 主婦の健康状況

総数	普通		弱い		疾病	
	実数	%	96	65	10	23
			100	66.3	10.2	23.5
内	男世帯	64	42	8	* 14	
女世帯	34	23	2	* 8		

【備考】(1) * 不具2を含む

(2) リューマチ及び神経痛	7
結核	4
胃腸病	2
足不具	2
心臓病	1
婦人病	1
栄養失調による半失明	1

でもそれが当たり前なことになってしまっているために障害として訴えなかったためでもある。

主人たちの述べる障害についてみると、25人中5人が結核であり、4人がぜん息、胃腸病が2人で、心臓病、神経痛、たん石、胃けいれん、心臓脚気、小児麻痺、精神病、マラリヤによる記憶喪失、眼病、肝臓、骨折による痛みが各1人である。その他に足の不具者が3人である。

主婦についてみると第Ⅶ-8表の通りで、病気又は不具が23.5%、弱い10.2%、丈夫又は普通が66.3%となっており、主人の場合より病気又は不具の率が低い。弱いが増え、丈夫又は普通という者の率は余り差がない。

病気又は不具の者23人についてみると、第Ⅶ-8表備考の通りで、結核4人、リューマチ及び神経痛7人、高血圧症及び胃腸病が各2人、肝臓、心臓病、婦人病、眼病、栄養失調による半失明が各1人で、足の不具が2人となっている。

子供についてみると第Ⅶ-9表の通りで、病気又は不具が8.1%、弱い2.2%、丈夫又は普通が89.7%である。病名についてみると、結核10人、ぜん息3人、火傷による障害及び心臓病が各2人、神経痛、脳病、精神薄弱、栄養失調による失明、おしが各1人である。

その他の世帯員では第Ⅶ-10表の通りで、病気又は不具が23.5%、弱い5.9%、丈夫又は普通が70.6%となっている。病名では、ぜん息、胃腸病、心臓病、不具の各1人である。

以上の如くで、全世帯員では丈夫又は普通というものが79.6%、弱い4.3%、病気又は不具が16.1%となっており、主人、主婦、その他の世帯員、子供の順に病気又は不具が少なくなっており、家庭生活の中心にある者健康状態が悪くなっている。

第Ⅶ-9表 子供の健康状況

総数	普通		弱い		疾病	
	実数	%	271	243	6	22
			100	89.7	2.2	8.1
内	男世帯	197	177	6	* 14	
女世帯	74	66	-	8		

【備考】

(1) * 印には不具2人を含む

(2) 結核	10	ぜん息	3
火傷	2	心臓病	2
神経痛	1	脳病	1
精神薄弱	1	おし	1
栄養失調による失明	1		

第Ⅶ-10表 その他の世帯員の健康状況

総数	普通		弱い		疾病	
	実数	%	17	12	1	4
			100	70.6	5.9	23.5
内	男世帯	9	7	1		
女世帯	8	5	-	3		

【備考】(1) * 不具1を含む

(2) ぜん息	1	胃腸病	1
心臓病	1	不具	1

健康状況は以上の通りであるが、この調査結果は本人達の述べたもので医師の検診によつたものではないから不正確であるとともに結核などは言うことをひかえているであろうし、又このような生活をしている者には多い筈の肝臓障害などのような自覚がない場合の多い病気はここに現われてこないから実際よりは可成り低くなつて現われているであろう。それにしても、身体を無理して働いているために又は食事の質が悪いために起る病気がはつきり多くでてきている。

尚、これらの病気の治療をどうしているのかについてみると第Ⅶ-11表の通りで111人中91人(81.9%)が医師にかかり、

20人(18.1%)が売薬ですませている。91人の医師で治療を受けたものの内訳をみると、医療扶助によるものが全体の33.5%

で最も多く、次が自費の19.8%、日雇健康保険の17.1%、健康保険8.1%、加害者の2.7%、主婦の病院勤務による無料0.9%となつている。医療扶助でも一部負担が実際にはあり、又、健康保険、日雇健康保険の場合は扶養家族であれば半額負担があるし、本人が病気で休めば殆んどが収入がなくなるわけであるから、何れにしても生活上の負担は大きいとみなければならない。

第4節 新聞とラジオ

a) 新聞について

新聞を購読することは国民の最低生活として必要なことであるが、全体(1世帯不明を除く)の約6割しか定期購読がなされていない。前回の中小工場労働者の場合は98%が定期購読していたのと比較すると購読状況が非常に低いことがわかる。

定期購読の状況はこのように悪いが、購読紙も夕刊のみの新聞が多く、朝日とか毎日のような朝夕刊のある新聞を購読している場合でも夕刊のみを購読しているものが可成りみられた。

まず、主婦について、新聞を読む程度をみると第Ⅶ-12表の通りで、よく読む者は僅かに13.3%であり、読まないものが半数に近い47.9%という高率を示しており、大体読むという者が38.8%である。

このように、主婦の新聞を読む状況は悪いのであるが、定期購読している世帯のみについてみると、読まない主婦の比率は32.7%であるから、定期購読でき

第Ⅶ-12表 主婦の新聞を読む状況

	総数	よく読む	大体読む	読まない
総数	98	13	38	49
%	100 (100)	13.3	38.8	47.9
定期購読	58 (59.2)	11	28	19
街で買う	6 (5.1)	1	4	-
買わない	9 (9.2)	1	6	2
借読	26 (26.5)	-	-	26

れば読まない主婦の比率は3分の1近くに低下する可能性があると思われる。現に、街で買う、或は借りて読むものの中によく読む主婦が存在しているのでは

第Ⅶ-13表 主人の新聞を読む状況

	総数	よく読む	大体読む	読まない
総数	73	28	24	21
%	100	38.3	32.9	28.8
定期購読	52	26	20	6
街で買う	4	1	3	-
買わない	2	1	1	-
借読	15	-	-	15

【備考】 1名の回答拒否者を除く。

主人が新聞を読む状況を見ると第Ⅶ-13表の通りで、読まない者が、28.8%を占め、よく読む者が38.3%、大体読むという者が32.9%となつている。

よく読むという者は大部分が定期購読者であるが、街で買う者及び借りて読む者の中にもよく読む者がいる。読まない者の約7割は新聞を買わないものであるが、その世帯でとつていても本人は読まないというのが約1割強存在している。

これを主婦の場合と比較すると、新聞を読んでいる程度は主人の方が可成りよい。主婦の方が悪いのは矢張り、家庭生活をしていると社会的関心が低くなるためであらう。

b) ラジオ

ラジオの所有状況は第Ⅶ-14表の通りで、ラジオをもつものは31.8%で、約3分の2のものがもっていない。そして、男世帯の場合よりも女世帯の方が所有状況は悪く、女世帯でラジオのある世帯は僅かに2割にも満たない17.6%である。

既に、テレビジョンが問題になりだしているときに、下層労働者世帯ではラジオすらこのような所有状況にあるということは現在の社会のもつあらゆる面における敗行性を示すものである。

第Ⅶ-14表 ラジオの所有状況

	総数	あり	なし
総数	107	34	73
%	100	31.8	68.2
男世帯	73	28	45
女世帯	34	6	28

【備考】 回答拒否1名を除く。

第8章 栄養状態に関する特殊分析

第1節 調査対象

栄養調査の対象としたものは、前述した調査対象のうちの50世帯であつたが、記入不完全等のため集計できなかったものもあるので、39世帯についての結果を報告する。

世帯の分類を示せば、男子を世帯主とする世帯24世帯、うち2世帯は主婦なく(死亡)5世帯の主人は病人(結核)であつた。世帯の1カ月の収入は最低6,100円、最高28,000円であるが、消費単位当りの収入は最低1,800円、最高5,800円、その大部分は2,000円~4,000円の間にあつた。主人の職業は日雇、主婦の収入は内職が多く、子供その他の収入のある世帯もある。

第Ⅳ-1表(A) 調査世帯の構成 (男世帯)

世帯 番号	世帯 主	世帯 主業	主婦職業	家族 構 成	世帯1ヵ 月 収入	消費単位 当り収入
16	7	日 雇	内 職	主人53,主婦38,女14,女12,女8,男4,男1	8,250	1,798
34	6	"	"	主人38,主婦31,女10,女5,男4,男2	7,890	2,024
6	4	"	—	主人54,主婦49,男14,女11	7,500	2,140
12	8	"	内 職	主人38,主婦33,男13,男11,女6	10,900	2,720
45	7	"	—	主人48,主婦37,女70,男19,男12,男6,男2	14,727	2,730
29	3	"	—	主人45,主婦36,男15	7,400	2,740
32	3	"	—	主人72,主婦75,男14	7,768	2,880
46	8	工 員	内 職	主人49,主婦37,女11,男5,女3	10,580	2,930
65	4	日 雇	死 亡	主人44,男14,女12,女8	9,425	2,950
67	4	病氣入院	日 雇	主人 主婦34,女10,女69	7,188	2,050
69	5	病 人	内 職	主人40,主婦40,女9,男5,女4	8,000	2,290
70	4	病氣入院	日 雇	主人32,主婦30,女7,女1	6,140	2,550
35	3	病 人	工 員	主人54,主婦53,女13	7,400	2,741
73	3	"	日 雇	主人57,主婦52,女12	7,828	2,790
8	4	日 雇	—	主人23,主婦38,男15(不在),女5ヵ月	9,800	3,200
1	7	"	工 員	主人47,主婦45,女18,女14,男12,女9,男4	21,058	3,290
17	6	"	—	主人44,主婦38,男17,男10,女8,男2	16,328	3,550
7	2	"	—	主人59,主婦61	7,000	3,880
21	8	"	—	主人45,主婦40,女20,女19,男17,女13,女9,女5	26,140	3,840
66	4	"	死 亡	主人53,男22,女16,女11	14,500	3,920
22	4	"	内 職	主人42,主婦40,男12,女9	14,850	4,370
28	8	"	—	主人29,主婦29,男63,女62,男23,女17,女5,女2	28,121	4,390
82	5	"	日 雇	主人53,主婦46,男18,女14,男8	23,000	5,350
58	4	"	"	主人30,主婦28,男5,男9ヵ月	15,768	5,840

〔注〕・印保護世帯・印世帯員中収入あるもの。

女子を世帯主とする

第Ⅳ-1表(B) 調査世帯の構成 (女世帯)

世帯 番号	世帯 主	世帯 主業	家族 構 成	世帯1ヵ 月 収入	消費単位 当り収入
121	4	工 員	主婦35,女13,女10,女8	7,100	2,450
102	2	病 氣	主婦39,女14	4,200	2,470
120	3	工 員	主婦34,男12,男8	5,910	2,690
111	4	日 雇	主婦38,男14,男12,女11	8,911	2,700
125	5	内 職	主婦35,女15,男12,女9,男6	10,000	2,700
130	3	"	主婦44,男12,男10	6,480	2,700
132	4	工 員	主婦47,女13,男12,男10	9,000	2,720
123	3	"	主婦39,男10,男7	6,180	2,930
110	3	日 雇	主婦39,女12,女10	7,399	2,980
113	5	"	主婦35,女17,女15,女13,男8	12,449	2,954
128	3	内 職	主婦43,男8,女6	6,050	3,180
101	2	"	主婦32,男4	4,806	3,480
116	3	工 員	主婦48,男15,男8	9,500	3,800
115	2	日 雇	主婦59,男11	14,918	5,530
134	1	"	主婦49	7,068	8,075

〔注〕・印保護世帯・印世帯員中収入あるもの。

ある。調査世帯の概況を第Ⅳ-1表に示す。

第2節 調査方法

調査用紙は、毎日の食事を、その材料名、調理名を書きこみ、材料の分量は目分量または価格を記入するようにしたものである。なおその調理品を誰が食べたかを印してもらうようになっている。(巻末附録 食生活調査表参照)

調査は連続した7~10日間行った。またこの地域の物価をしらべるため、よく用いられた食品について試買調査を行った。

これらのものから、世帯別の摂取食品量、摂取栄養量、飲食物材料費等を算出することができる。また摂取した個人が判っているからその世帯の栄養消費単位を出して、1栄養消費単位当りの摂取食品量、摂取栄養量を算出し世帯間の比較を行うこととした。なお家族間での食物のとり方の相違、世帯の収入と食物費とのバランスなどについても検討を加えた。

なお栄養価算出には、国民栄養審議会で定めた標準食品成分表を用いた。

第3節 摂取栄養量

調査により得られた消費単位当り摂取栄養量を第Ⅳ-2表に示す。なお、消費単位当り収入を次の如き階層に分け、第Ⅳ-2表はこれにより分類した。

- A……消費単位当り収入2,000円以下
 B……" 2,000~3,000円
 C……" 3,000~4,000円
 D……" 4,000~5,000円
 E……" 5,000円以上

さらに収入階層別に平均をとれば第Ⅳ-3表の如くなる。なお便宜のため、都内の各階層につき28年4月に行つた調査の成績を同時に示す。

全般的に見て第1に目につくことは同じ収入階層の場合にも女世帯主の世帯は男世帯主の世帯に比し消費単位当り栄養量が少いことである。この場合相方とも消費単位当り量に換算してあるから世帯主の性の如何による差は本来ならばあらわれないはずである。

また、男世帯主でも主人が病気で稼働力のない場合には同一収入の場合にもその食生活は著しく悪いものとなっていることで、病気がこれら低額生活者の生活に及ぼす影響がいかに大きいかがはつきりとわかる。

蛋白質の不足も目立つている。摂取熱量も少くなっているが、消費熱量の測定を行っていないため、消費単位が正確に事実と一致しているやいなやが不明であるからこのことを取り上げることはできない。

a) 蛋白質比

摂取蛋白質と摂取熱量との比率を蛋白質比と称する。この比率は、食生活が貧困である程低いものである。普通は3%以上を示すものである。本調査の蛋白質比と28年度の東京都民のそれとを比較すれば第

第Ⅶ-2表(A) 消費単位当り摂取栄養量 (男世帯)

収入階層	世帯番号	消費単位	熱量 Cal	蛋白質 g	動蛋白 g	動蛋白 %	脂肪 g	糖質 g	カルシウム mg	ビタミン A I.U.	ビタミン B ₁ mg	ビタミン B ₂ mg	ビタミン C mg	主食熱量 %
A	16	4.80	2231	58.0	6.2	10.7	9.4	479.0	212	1447	1.27	0.53	98	94.4
B	34	4.05	2164	65.9	14.8	22.8	17.0	438.4	220	83	0.91	0.51	12	88.0
B	6	3.80	2338	73.4	16.5	22.8	27.2	450.1	229	1073	1.34	0.60	32	83.9
B	12	4.45	2080	59.7	12.4	17.4	16.5	419.5	235	648	1.06	0.60	69	89.2
B	45	5.90	2168	68.0	14.9	21.9	12.4	445.2	223	2165	1.43	0.64	59	88.8
B	29	3.15	2066	57.4	3.2	5.6	11.4	432.7	202	1126	1.38	0.57	66	87.3
B	32	2.55	2166	59.9	5.6	9.4	13.2	452.2	241	2521	1.10	0.61	90	75.2
B	46	3.45	2126	63.1	16.2	25.7	16.5	432.0	216	2331	0.91	0.55	70	81.5
B	65	3.70	2117	63.4	7.8	12.3	16.0	429.6	223	1818	1.20	0.55	57	86.0
* B	67	2.35	1302	33.1	1.6	4.8	11.7	255.5	153	1233	0.54	0.37	59	74.5
* B	69	3.50	1994	58.8	5.4	9.5	12.8	412.4	202	395	0.99	0.51	107	85.6
* B	70	1.60	2046	57.5	6.5	11.3	14.2	421.1	207	244	0.95	0.59	112	81.7
* B	35	2.60	2170	66.7	7.6	11.4	14.6	442.5	238	156	0.96	0.58	36	83.8
* B	73	2.75	1531	45.4	6.1	13.4	12.4	309.5	156	1001	0.78	0.38	33	85.2
C	8	3.35	2326	63.9	8.1	12.7	14.5	485.7	222	1618	1.22	0.53	66	80.7
C	1	6.20	2309	68.3	8.1	11.9	13.3	477.8	249	553	1.29	0.60	27	88.4
C	17	5.15	1711	53.9	14.0	25.0	11.5	348.2	149	423	0.84	0.40	7	86.8
C	7	1.55	2942	97.5	24.1	24.7	32.7	555.0	259	73	1.48	0.68	29	84.0
C	21	7.20	2212	62.2	10.8	17.4	32.8	416.0	289	2307	1.03	0.65	77	75.8
C	66	3.65	1980	55.4	5.9	10.7	25.8	381.7	189	24	0.88	0.46	0	81.0
D	22	3.75	2098	61.3	17.8	29.0	28.4	358.5	755	1605	0.92	0.54	45	77.2
D	28	6.55	1719	49.2	8.4	17.0	11.4	354.7	147	887	1.03	0.42	25	88.8
E	52	4.90	2471	77.7	18.6	23.9	36.8	472.7	332	1335	1.15	0.83	69	74.2
E	58	2.95	2137	61.6	13.5	21.7	21.7	427.4	167	926	1.03	0.42	64	83.4

(注) * 印主人病人世帯。

第Ⅶ-2表(B) 消費単位当り摂取栄養量 (女世帯)

収入階層	世帯番号	消費単位	熱量 Cal	蛋白質 g	動蛋白 g	動蛋白 %	脂肪 g	糖質 g	カルシウム mg	ビタミン A I.U.	ビタミン B ₁ mg	ビタミン B ₂ mg	ビタミン C mg	主食熱量 %
B	121	3.15	2144	81.6	25.4	31.1	16.6	416.2	279	2763	1.21	0.67	70	79.8
B	102	1.55	2346	66.6	10.3	15.5	32.4	447.0	265	1634	0.82	0.58	74	79.3
B	120	2.65	1780	53.2	10.4	19.6	9.4	370.5	174	2003	0.65	0.44	53	88.0
B	111	3.80	1767	54.0	11.6	21.5	19.2	346.4	182	1021	0.81	0.48	36	74.0
B	125	4.15	1617	48.2	6.1	12.7	16.3	319.9	193	613	0.66	0.41	76	73.2
B	130	2.70	1479	41.0	4.9	11.9	11.7	301.9	156	1463	0.84	0.45	61	87.3
B	132	3.50	1341	41.1	8.4	20.4	12.2	266.0	138	414	0.55	0.31	12	86.0
B	123	2.45	2334	66.9	16.6	15.9	22.4	466.2	220	757	1.12	0.54	145	84.6
B	110	2.35	2753	63.7	0.9	1.4	18.0	584.1	186	20	1.03	0.41	-	91.9
B	113	4.30	1676	55.1	11.1	20.1	14.7	330.7	113	2420	0.96	0.37	69	80.2
C	129	2.00	2160	63.2	12.3	19.5	17.7	436.8	286	1898	0.97	0.62	74	81.4
C	101	1.35	2725	72.3	-	-	16.3	572.8	239	680	1.51	0.60	63	82.7
C	116	2.75	2018	58.8	11.4	19.4	20.0	404.5	238	980	0.97	0.54	58	85.7
E	115	1.75	2763	87.8	25.5	29.1	27.8	540.7	297	3712	1.18	0.76	104	69.8
例外	134	0.80	2382	75.9	24.7	32.6	16.3	483.6	295	3679	1.26	0.77	138	76.5

第Ⅶ-3表 摂取栄養量の比較

	例数	世帯別	熱量 Cal	蛋白質 g	動蛋白 g	動蛋白 %	脂肪 g	糖質 g	カルシウム mg	ビタミンA I.U.	ビタミンB ₁ mg	ビタミンB ₂ mg	ビタミンC mg	主たる食糧 %	
本調査	A	1	男世帯 主人・病人・世帯	2231	58.0	6.2	10.7	9.4	479.0	212	1447	1.265	0.531	98	94.4
"	B	5	男世帯	1809	51.9	3.2	10.1	13.1	370.2	191	606	0.842	0.485	69	82.2
"	B	8	男世帯	2151	63.9	11.2	17.2	16.3	437.5	224	1467	1.161	0.576	57	84.9
"	B	10	女世帯	1924	57.3	10.0	17.0	17.3	384.9	191	1311	0.865	0.467	60	82.4
"	C	6	男世帯	2247	66.9	11.8	17.2	21.8	444.1	226	835	1.124	0.549	34	82.8
"	C	3	女世帯	2301	64.5	7.9	9.6	18.0	471.3	234	1189	1.147	0.588	68	83.9
"	D	2	男世帯	1909	55.3	13.1	23.0	19.9	376.6	451	1246	0.974	0.480	38	83.0
"	E	2	男世帯	2304	69.7	16.1	22.9	29.3	430.1	249	1130	1.056	0.524	67	79.8
"	E	1	女世帯	2763	87.8	25.5	29.1	27.8	540.7	297	3712	1.175	0.761	104	69.8
28年度被保護	7	女世帯	1939	66.2	19.9	29.8	28.4	350.6	258	1694	1.106	0.613	58	72.8	
"	低所得	11		2185	69.1	18.5	25.6	33.9	414.8	274	1831	1.216	0.650	44	69.2
"	労働者	9		2122	68.6	18.8	27.0	25.0	404.1	278	1558	1.116	0.629	46	70.7
"	公務員	8		2088	66.5	21.7	30.6	28.5	391.5	260	2356	1.136	0.696	59	74.9
"	会社員	8		2262	69.8	19.2	27.0	38.6	391.4	318	2386	1.168	0.631	60	70.2
"	自由業	5		2127	75.1	27.9	37.0	31.7	376.6	290	2363	1.246	0.743	58	68.8
"	商業	7		2140	69.9	26.1	36.5	28.6	366.3	259	1288	1.160	0.613	42	66.6

Ⅶ-4表の如くなる。

第Ⅶ-4表 蛋白質比

この表に明かなことは、今回の調査の各階層の蛋白質比がともに低いということである。このようなことが恐らくはこの人々の生活を生理的に規制してさらに悪い状態に追いやる原因の一つとなつていゝであらうと思われる。

b) 動蛋白比

全世帯について動蛋白比の区分を示せば第Ⅶ-5表の如くである。

動蛋白比は通常は 25~33% がよいといわれているのであるが、この調査では男世帯主の場合でも 20% 以上のものが総数の半分に満たず、男病人世帯主、女世帯主ではさらに少なかった。このことは栄養の摂取の面での蛋白質の役割が大きいだけにこれらの人々の栄養の状態が寒心すべきものであることを示すものである。なお病人を世帯主とするときにその栄養状態が極めて悪いということも問題がある。病人を世帯主とする場合に必ずしも病人が、その世帯に生活しているとは限らないが(対象中入院中は 2 世帯)しかしこれらの家族は伝染の危険を濃厚に有しているのであるから、本来ならば栄養状態は他よりもよくせねばならぬ筈のものである。

収入と動蛋白比の関係を図示すれば第Ⅶ-1図の如くなる。

本 回 調 査			28 年 度 調 査		
階層別	世 帯 別	蛋白質比	階層別	世 帯 別	蛋白質比
A	男 世 帯	2.60	被保護世帯		3.41
B	男主人病人世帯	2.87	低所得世帯		3.16
B	男 世 帯	2.96	労働者世帯		3.23
B	女 世 帯	2.96	公務員世帯		3.18
C	男 世 帯	2.97	会社員世帯		3.08
C	女 世 帯	2.81	自由業世帯		3.53
D	男 世 帯	2.90	商業世帯		3.27
E	男 世 帯	3.02			
E	女 世 帯	3.18			

第Ⅶ-5表 動蛋白比区分

世帯別	総数	10%以下	15%以下	20%以下	20%以上
男世帯	19	10.5	26.4	21.0	47.4
男病人世帯	5	40.0	60.0	-	-
女世帯	15	13.3	13.3	40.0	33.4

① 主食熱量比

また主食熱量比の区分を示せば第Ⅵ-6表の如くなる。

主食という概念は米飯のみ食していた旧来の日本人に特有のものであつたが、戦後小麦粉の消費が多くなつてから、都市における主食の概念はかなり変つて来た。また本調査の場合にはさつまいもを主食代りに食していたところもあるのでここで主食と称するものは、穀類と主食として用いられたいも類を含む合計である。

かかる概念の下に主食の熱量を算出すれば第Ⅵ-6表に示した如く、主食熱量比が80%以下のものは僅かにすぎない。一般に主食の熱量は総熱量の75~80%の間に入るべきもので、主食熱量比が高いということは食生活が単調なこと、経済的に食生活が圧迫されていること、栄養摂取の面で危険のおそれのあることを示すものである。

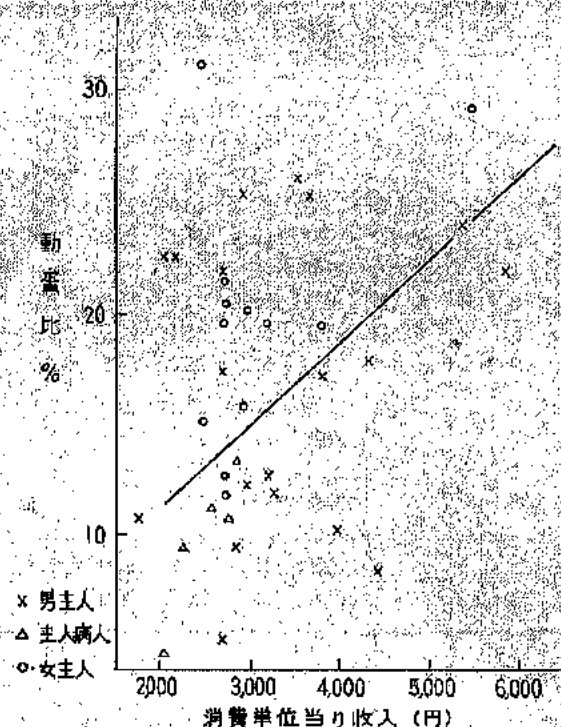
なお収入と主食熱量比の関係を示せば第Ⅵ-2図の如くである。

② その他

この調査結果を見て最も注目していることはビタミンAの不足である。ビタミンAは最低3000 I.U. 標準として5000 I.U. を必要とするといわれているのに調査結果の多くは最低所要量の半ばに満たない。ビタミンAは日本人の場合、主として緑葉類からとられているのであるから、緑葉類の少ない時季にはこの摂取が少く、多いときに多く摂取せられるのが一般の現象で、長い期間に亘つて見る場合にその摂取量は標準量を示すことが多いのである。このようなことから考えれば、調査結果の判断をずる場合に調査時季も充分に考慮せねばならぬが、本調査のときには調査地の八百屋には、ホーレン草、つまみ菜等安価な緑葉菜が多く出回つていたのであるが本来ならば不足のおそれの少ない時季であつたのである。

なお第Ⅵ-8表に示した労働科学研究所で昭和28年4月に行つた市内各階層の摂取栄養量を比較すると、主食熱量比、動蛋白は28年度調査の各階層のいずれよりも劣つてゐる。被保護世帯、低所得世帯よりもさらに著しく劣つてゐることは、本調査の対象の生活内容の低水準に生活費の小額なためによる

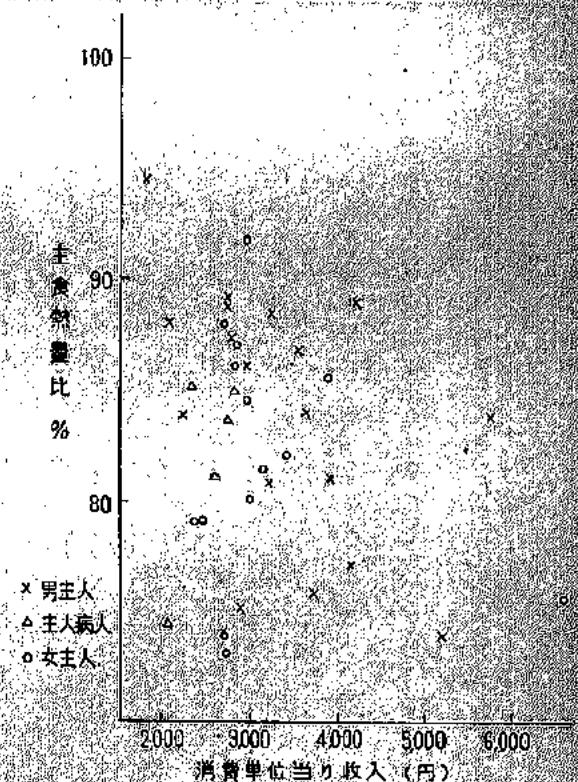
第Ⅵ-1図 収入と動蛋白



第Ⅵ-6表 主食熱量比区分

世帯別	総数	75%以下	80%以下	85%以下	90%以下	90%以上
男世帯	19	15.8	10.5	26.4	41.0	5.3
男非人世帯	5	20.0	-	80.0	-	-
女世帯	15	13.3	26.7	13.7	26.7	6.7

第Ⅵ-2図 収入と主食熱量比



ということではできないことを示している。このことは、地域差に原因するとも考えられる。というのは28年度の調査は主として山の手について行なわれたものであるからで、地域差による食生活の習慣の相異によるとも考えられる。もし地域差による食生活に差があるものならば、今回の対象においては食生活の習慣の地域差による摂取栄養状態の劣質と経済状態の低いことからくる摂取栄養状態の劣質とが相乗されて最も好ましくない状態を招来しているとも考えられる。しかし後述する如く、飲食物料費は28年度の調査の場合の最低のものと比較しても、今回の調査はさらに低いのであつて、この間物価指数は飲食物料費について10%の値上りを示していることを考慮すれば、両調査の飲食物料費の差はさらに多くなる。このことを考え合せば、単に前述する食生活の地域差のみを原因とすることは不可であつて、全体の生計費のうちに占める食物費がどのようにあるかを検討してのち結論を下し得るものと考えられる。この問題については後に飲食物料費の問題の項にさらに検討を加えることとする。

第4節 摂取食品量

消費単位当りの摂取栄養量は前述した如くであつて、これから見てもこの調査対象の食生活がいかに貧困であるかということがわかるのであるが、さらにこれらの栄養をとるためにどんな食品をとつたかを見れば、そこに現われるものは貧困とさらに貧困なるがゆえの無駄とが見られる。

各世帯の消費単位当り摂取食品量を第Ⅵ-7表に示す。

第Ⅵ-7表のうち、小麦粉製品の合計は、パン、うどん玉、干うどんなどを小麦粉に換算して表示したものである。いも類には、さつまいも、じゃがいも、里芋が入るが200gをとえる程に多く摂取しているものは主食の代用として用いられたものである。

油脂類としてあげられてゐるものの多くはバターである。しかしこれば一般に用いるバターの用い方とは異なり、バテを煮るときにパンに貼つて買つたものである。したがつてその量は推定である。バターの外には炒めもの、揚げものに用いた少量の油が含まれる。

砂糖の分類にはシロップが含まれ、これもバターと同様にパンにつけて買つたものである。砂糖のままパンにつけて食べていることも多い。煮物用はごく少い。

第Ⅶ-7表(A) 摂取食

世帯 番号	世帯 人員	消費 単位	米 g	大 麦 g	パン g	うどん 玉 g	干めん g	小麦粉 g	小麦粉 汁 換算 g	いも類 g	油 g	砂糖 g	味噌 g	豆及び 豆製品 g
16	7	4.80	338	62	105	143	-	-	122.7	279	-	-	33.0	5.2
34	6	4.05	346	99	67	-	56	-	101.4	-	-	4.0	5.4	40.0
6	4	3.80	290	105	180	126	-	-	170.5	-	10.5	0.5	31.6	16.8
12	8	4.45	241	90	20	61	101	-	130.7	214	4.5	0.5	26.2	25.4
48	7	5.90	254	284	38	-	18.6	-	44.3	58	-	-	28.7	5.1
29	3	3.13	154	189	83	266	-	61	209.0	99	1.6	1.6	16.8	2.9
52	3	2.25	309	67	90	90	-	-	94.3	128	-	17.2	39.2	28.6
46	5	3.45	355	-	93	117	-	41	146.5	93	2.9	8.7	19.4	18.2
65	4	3.70	243	108	178	135	-	-	172.0	27	-	8.1	40.6	19.2
67	3	2.35	263	-	-	50	-	-	166	98	2.1	3.0	21.3	25.6
69	5	3.5	283	29	192	62	24	-	181.0	24	1.4	7.3	19.7	7.6
70	3	1.6	307	-	194	-	131	50	138.5	109	-	6.9	14.4	27.5
35	3	2.6	181	53	246	-	-	-	351.0	82	-	10.4	22.4	50.0
73	3	2.75	206	-	118	98	-	-	116.3	30	1.1	2.5	20.7	20.7
8	3	2.38	297	98	155	111	-	-	148.0	133	1.7	17.4	34.0	3.0
1	7	6.20	239	129	110	129	-	-	121.7	54	1.3	-	60.5	18.6
17	6	5.15	234	78	122	88	-	-	116.5	-	-	6.6	14.2	9.3
7	2	1.55	298	-	552	70	-	-	417.3	-	6.5	9.0	64.0	-
21	8	7.20	316	70	45	93	35	-	96.6	57	18.0	-	38.2	26.7
66	4	3.65	274	82	88	137	-	-	108.7	-	7.4	-	30.0	33.0
22	4	3.75	313	61	69	96	11	-	91.8	30	1.3	16.0	6.0	8.0
28	3	6.65	180	120	32	229	-	42	141.1	27	-	6.0	18.0	-
52	5	4.90	346	67	87	160	-	-	115.6	88	6.5	22.0	13.0	86.4
58	4	2.95	260	15	187	-	18.6	-	131.2	85	3.1	-	4.8	-

第Ⅶ-7表(B) 摂取食

世帯 番号	世帯 人員	消費 単位	米 g	大 麦 g	パン g	うどん 玉 g	干めん g	小麦粉 g	小麦粉 汁 換算 g	いも類 g	油 g	砂糖 g	味噌 g	豆及び 豆製品 g
121	4	3.15	239	95	168	79	-	-	159.3	57	-	3.2	55.5	20.7
102	2	1.55	420	-	66	168	-	-	117.5	28	14.9	-	19.4	58.2
120	3	2.65	281	-	117	272	-	-	174.4	-	-	13.5	22.7	5.7
111	4	3.80	263	-	-	108	-	-	36.0	38	4.0	4.0	20.8	27.0
125	5	4.15	176	79	24	-	131	50	192.2	86	2.2	-	29.4	15.0
130	3	2.70	230	74	45	30	-	-	42.2	82	-	1.9	14.8	16.3
132	4	3.50	237	32	75	29	-	-	63.3	-	2.6	-	18.0	23.2
123	3	2.45	327	82	177	84	-	-	154.8	44	4.5	8.8	30.7	20.4
110	3	2.35	490	-	636	-	-	-	240.0	-	-	-	-	-
113	5	4.30	29	-	245	193	84.9	50	369.7	8.9	3.0	11.4	-	3.5
129	3	2.00	331	22	133	103	27	-	155.3	57.0	4.5	9.3	25.0	17.0
101	2	1.35	277	74	305	255	-	-	303.0	148.0	-	5.2	52.6	5.2
116	3	2.75	320	73	120	55	-	-	104.0	43.0	2.5	3.7	13.5	15.3
115	2	1.70	315	50	189	151	-	-	185.4	29.0	-	63.0	63.0	12.4
134	1	0.80	525	-	-	-	-	-	-	214.0	1.3	-	-	53.0

品量 (消費単位当り・男世帯)

生魚介 g	加工 g	肉 g	卵 g	魚 干 g	牛乳 g	ヨー グル ト g	緑野菜 g	その他 野菜 g	野菜 干 g	つりもの g	乾 菜 g	海藻 g	果 物 g	菓子 g
-	24.2	-	-	-	-	6.3	50	-	-	10.4	-	-	-	-
32.9	28.7	-	3.0	8.9	-	21.0	-	59	-	10	-	-	5	3
58.4	22.4	-	-	-	-	-	35.0	55.5	10.8	61.4	58	-	17.6	3.4
54.0	-	-	-	-	-	-	12.4	21.4	-	47.3	-	9	-	3.4
34.0	35.6	-	-	-	-	-	75.0	18.0	-	43.0	-	-	-	-
13.6	2.5	-	-	-	-	-	38.7	102.0	-	35	-	13	-	-
-	23.5	-	-	-	-	-	81.2	62.7	11.8	118	-	-	29.6	21.6
37.1	30.8	-	5.8	7.6	-	-	79.0	15.0	-	51	-	-	-	-
24.3	12.2	-	-	-	-	20.0	58.0	97.0	10.8	-	-	1.3	-	-
8.5	-	-	-	-	-	-	35.3	78.0	14.9	85	-	-	-	6.4
11.3	10.1	-	-	0.8	-	6.3	11.8	470.0	-	38.1	-	-	-	-
19.4	-	-	21.9	-	-	-	-	424.0	-	15.6	-	-	-	28.4
15.4	11.6	-	15.4	-	-	-	-	82.0	-	27.4	-	4.2	-	-
15.3	13.1	-	-	-	-	12.4	29.0	48.0	8.4	32.0	-	-	-	-
13.2	21.7	-	4.3	-	-	21.3	55.0	13.0	-	-	23.0	-	-	-
26.3	12.9	-	-	-	-	-	18.9	21.5	-	48.4	-	2.1	-	-
33.6	29.7	-	3.9	-	-	-	9.7	9.7	6.8	40.4	-	1.2	-	9.5
76.3	6.5	38.7	2.6	-	-	28.5	-	143.0	-	75.0	-	4.5	-	-
51.7	-	-	-	-	25.0	4.2	75.0	20.0	-	32.0	0.3	0.6	26.3	14.0
-	11.5	-	-	22.0	-	18.2	-	-	-	143.0	-	6.9	-	15.0
44.0	9.9	-	24.3	26.7	-	-	40.0	80.0	16.8	24.0	-	1.1	-	16.4
24.4	6.0	4.3	-	9.0	-	3.8	30.0	11.3	-	45.0	-	2.9	-	-
15.1	20.4	-	43.1	36.8	36.8	-	32.7	146.0	-	-	-	2.0	-	-
8.1	23.8	-	3.7	39.4	-	10.2	30.6	130.0	-	3.4	-	1.4	-	-

品量 (消費単位当り・女世帯)

生魚介 g	加工 g	肉 g	卵 g	魚 干 g	牛乳 g	ヨー グル ト g	緑野菜 g	その他 野菜 g	野菜 干 g	つりもの g	乾 菜 g	海藻 g	果 物 g	菓子 g
82.0	41.0	-	-	-	-	-	95.0	193.0	-	-	-	13	-	-
45.8	-	-	-	10.3	-	19.3	61.7	170.0	-	64.6	-	-	19.4	-
49.0	4.2	-	-	-	-	-	70.0	76.0	-	5.7	-	-	-	-
46.9	11.1	-	-	-	-	4.0	30.0	65.0	10.5	16.0	-	-	-	47.0
-	6.5	10.9	4.3	13.0	-	8.0	19.3	221.0	-	8.0	-	-	-	-
10.4	-	8.2	10.0	-	-	12.2	44.5	8.2	5.9	65.0	-	1.6	-	-
10.3	26.0	-	-	-	-	4.3	10.0	33.0	8.6	32.6	-	4.3	-	-
12.3	24.5	-	7.0	10.6	-	16.3	21.8	115.0	4.1	18.0	-	74.5	-	42.6
-	-	-	6.4	-	-	63.8	-	-	-	132.0	-	-	-	-
22.4	18.6	4.7	11.9	-	-	-	70.0	30.0	-	-	-	-	77.6	25.6
35.5	16.5	-	-	-	51.5	-	68.0	115.0	-	40.0	-	-	-	10.0
-	-	-	-	-	-	37.0	22.0	119.0	-	37.0	-	-	63.0	22.0
34.6	12.0	-	9.8	-	21.8	12.4	30.2	152.0	-	6.2	-	2.2	-	-
33.5	50.5	-	10.0	39.4	-	-	124.0	135.0	-	95.0	-	-	51.0	33.0
71.2	42.5	-	7.5	-	-	-	125.0	78.0	-	37.5	-	-	-	-

味噌は味噌汁用であるが、1人前の味噌汁は最低25gを必要とするものであるから味噌の如き大衆的な食品も十分に用いておられない世帯が多いことがわかる。

豆および豆製品は後に示す蛋白質食品の摂取回数を示した表に見られる如く、油揚げが圧倒的に多く、豆腐がこれにつぐ。

生魚介はニシンやさばが多く、加工品では竹輪、さつま揚げが多い。干物類も摂っているが、竹輪類には及ばない。

獣肉、卵、牛乳は少い。また野菜類もその安価な割に少い。漬物としては、菜漬、たくわん、梅干などが多い。

経済的には高価につくにかかわらず、魚、野菜の天ぷら、コロッケが多く用いられていること、野菜の使用量が少いこと、生うどんが干うどんに比べて高価なるにかかわらずよく用いられていることなどはすべて調理に費やす労力の節約から来ているものと考えられる。炊事に手をかけられないということから、経済的には高価につく食品が購入され、それが全体的に摂取栄養量を低下させていることは明かである。

収入階層別の摂取食品量の平均値と、28年度に行つた調査の結果とを比較して第Ⅷ-8表に示す。

この表に見られる如く、米の摂取量は収入が多くなるに従つて増加の傾向が見られるが、しかしなお28年度の調査の低所得世帯に及ばない。大麦の摂取量は収入の増すに従つて、幾分減少するように見られるが、28年度の調査よりも多い。これは一つには消費単位当りに換算してであるとはいえ、今回の調査の対象が筋肉労働が多く、消費熱量が大きいものが多く含まれていることからする食生活の相違も反映しているのであらう。また同じ理由によつて、パン、うどん等の小麦粉製品の摂取量も多いが、これには収入階層による差は見られない。うどん玉と平めんとは、干めんの方が安価につくが収入の低い階層では平めん

第Ⅷ-8表 摂取食品

	例数	世帯別	米	大麦	パン	うどん	干めん	小麦粉	小豆	大豆	油	鶏卵	砂糖	味噌
			g	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g
全調査	A	1	男	世帯	338	62.0	105	143.0	-	-	123	279	-	33.0
	B	5	主人	世帯	248	16.8	150	42.0	30.3	10	161	68	0.9	19.7
	B	8	男	世帯	274	110.0	98	117.3	21.9	13	134	77	2.4	25.2
	B	10	女	世帯	269	36.0	129	96.3	21.5	10	155	34	3.1	21.1
	C	6	男	世帯	299	78.0	179	104.7	6.0	-	168	42	5.8	40.1
	C	3	女	世帯	309	56.3	186	138.0	9.0	-	187	83	2.3	30.4
	D	2	男	世帯	247	90.5	51	162.5	5.5	21	116	29	0.6	12.0
	E	2	男	世帯	303	41.0	137	80.0	9.3	-	133	87	4.8	8.8
	E	1	女	世帯	318	50.0	189	151.0	-	-	185	29	-	63.0
28年度被保護		7	女	世帯	298	35.0	76	43.0	-	5	74	62	12.0	26.0
低所得		11			318	28.0	89	40.0	8.0	21	88	52	9.0	26.0
労働者		9			354	11.0	6	64.0	6.0	8	32	32	5.0	21.0
公務員		8			367	18.0	36	47.0	3.0	8	67	29	9.0	18.0
会社員		8			352	23.0	11	26.0	27.0	4	82	31	17.0	24.0
自由業		5			342	16.0	69	11.0	4.0	7	64	24	9.0	19.0
前		7			328	39.0	39	26.0	16.0	10	53	31	6.0	12.0

を多く食している。しかし、生活が苦しく、干めんの方がうどん玉を買うよりも数分の一の安価につくことはわかっているにもかかわらず、うどん玉の購買がかなりの量に上つていいることは人数の多い世帯は別として、うどん玉の方が1回の支出金額が少いこと、調理の手間が幾分でもはぶけることによるものである。

いも類の摂取はきれいな関係を示してはいないが、収入の多い階層が少いように見られる。28年度の山の手調査と比較すると、いも類の消費量も多いが、これはいも類を主食として摂っているところもあるからである。

総じて米、大麦、小麦粉、いも類の合計において、本調査の対象は28年度の調査の対象となつた世帯の低い対象よりもこれも主食の摂取量が多い。今回の調査対象には筋肉労働を主とする職業（土木関係）に従事する人々が多く含まれていたとはいえこれらはすべてその労働量に応じて標準量よりも大きな消費単位をあてはめてあるものであるから、この表に見られる1消費単位当りの摂取量は両調査において差があるはずはないのである。それゆえにここに現れたものは、食習慣がらくる主食偏重、副食の不完全、栄養の不合理であつて、このような食習慣は一応の生命の要求を満たすためには安価なやり方ではあるが、長目で見れば彼等の健康をむしろ損ない、病気の原因となつていいるであろうことは推察されるのである。

油脂はバターとしてパンに付けて買つて来たものが大部分で、調理用の油を買つておくといふことは少い。僅かに炒めものに用いられているが、一般にはこの油も買えないと察している。摂取量に階層間の差は見られない。砂糖は調理用のものもあるがパンにつけて食するものとパンにぬつて買つてくるものが含まれる。

このような主食偏重の食生活には味噌の摂取が多くなるものであるが、これも28年度の調査とくらべて多いとはいえない。

量の比較 (消費単位当り)

豆及び 豆製品	生魚介	加工	獣肉	卵	魚	牛乳	コロッケ	緑野菜	その他の野菜	実野菜	干野菜	漬物	砂糖	味噌
g	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g	g
5.2	-	34.2	-	-	-	-	6.3	50.0	-	-	-	10.4	-	-
26.3	14.0(21.0)	7.0	-	7.5	0.2	-	3.7	15.2	220.4	-	4.7	39.6	-	0.8
19.5	14.0(31.2)	19.4	-	1.1	2.0	-	5.1	48.5	52.7	6.0	4.2	45.7	0.2	1.4
19.0	27.9(41.1)	13.2	2.4	3.3	4.0	-	12.8	41.2	90.3	9.7	2.9	34.2	-	8.2
18.1	33.3(47.0)	13.7	6.8	4.8	3.7	4.2	11.7	28.2	34.5	4.4	1.1	56.5	3.9	2.5
12.5	23.4(32.9)	9.5	-	3.3	-	24.4	16.5	39.1	128.7	11.0	-	27.7	-	0.7
4.0	34.2(42.2)	8.0	2.8	12.2	17.9	-	1.9	35.0	45.7	-	8.4	34.8	-	2.0
43.2	11.8(33.7)	22.1	-	23.4	36.1	18.4	6.1	31.7	138.0	-	-	1.7	-	2.7
12.4	33.5(34.0)	80.8	-	10.0	39.4	-	-	124.0	135.0	51.0	-	99.0	-	36.0
35.0	-	72.0	11.0	9.0	-	18.0	2.0	42.0	56.0	44.0	-	19.0	-	2.0
39.0	-	71.0	14.0	10.0	4.0	16.0	12.0	51.0	63.0	28.0	10.0	23.0	1.0	16.0
32.0	-	73.0	12.0	14.0	13.0	7.0	11.0	38.0	51.0	76.0	-	29.0	-	9.0
30.0	-	68.0	19.0	34.0	1.0	9.0	3.0	53.0	66.0	56.0	-	21.0	-	12.0
45.0	-	70.0	18.0	11.0	4.0	25.0	14.0	65.0	66.0	30.0	1.0	28.0	8.0	3.0
59.0	-	71.0	47.0	30.0	-	21.0	2.0	57.0	51.0	53.0	-	12.0	4.0	6.0
36.0	-	96.0	31.0	11.0	1.0	9.0	6.0	29.0	73.0	33.0	2.0	16.0	3.0	6.0

この調査の地区には一見して豆腐屋の多いことに気がつくのであるが、摂取量として現れた数字は28年度山の手地区の調査と比較してもさして多くはない。なおこの類別に含まれるものは豆腐そのものよりも、油揚げ、がんもどきの様なものが多かった。後述するように使用回数は多いのであるが、うどんを食べる時の汁の味つけ用として用いることが多いのでその使用量は少いのである。これらは蛋白質給源のみでなく、油脂給源ともなっている。

生魚介もこの階層としてはかなり食べている。しかしこの量は28年の山手のものより少く、またこの時期が安価なニシンの出廻りに当たっていたために比較的多く食されていたのであろう。この地区の魚屋の店頭には一応は切身も一匹付の魚もある。しかしその新鮮度は低く、皿盛りにしてある一匹付の魚は、頭、内臓をとってあるものが多かった。魚肉加工品には竹輪、さつま揚げが圧倒的に多い。生魚介、加工品を合計しても山の手地区のものの合計量の半量に達するにすぎない。これに反して魚の天ぷらはその貧困な階層に多い。油を買う程まとまった金がなく、また調理に手をかける時間もないことが、かえって不経済な既製品を買わせることになる。このことはコロケの摂取が多いことからわかる。コロケの如き既製品は栄養学的には、じやがいものかたまりにすぎないものであるが、油で揚げてあるということから食欲を起すものであつて、価格の割には無駄なものと考えてよいのである。本調査の対象になつたような階層がまとまった金のないことと、調理に必要な時間すらないということからこのような経済的な無駄をしているということに問題があるのである。

獣肉類、卵の使用が少いことは予想された通りであるが、卵の多くは子供または病人用として用いられているものである。

第Ⅷ—9表 物 価 調 査

品 名	数 量	重 量 g	価 格 円	品 名	数 量	重 量 g	価 格 円
玉 ね ぎ	100 匁	375	8	鉄火味噌	100 匁	375	20
に ん じ ん	1 匁	188	15	うどん玉	1 玉	180	8
さつまいも	100 匁	375	7	干うどん	1 匁	375	20
じゃがいも	"	"	10	いわし	1 匁	375	20
さといも	"	"	8	たらこ	50 匁	188	40
たくわん	"	"	15	白ス干	10 匁	38	10
ちくさよう	"	"	40	切いか	50 匁	188	40
福神漬	"	"	25	でんぶ	100 匁	375	50
生が味噌漬	"	70	10	あじ干物	1 匁	225	30
とろろ漬	"	100	10	塩さば	"	240	30
あみ佃煮	"	80	10	つみいれ	20 匁	170	20
あさり佃煮	"	375	55	ちくわ	1 本	120	12
味噌	"	375	17	角さつま揚げ	1 枚	90	9
油	1 合	160	28	丸さつま揚げ	4 枚	100	10
醤油	1 本	210	100	めざし(1匁)	4 本	25	8
納豆	2 包	140	15	くじちべー	50 匁	188	35
ツト納豆	1 本	60	10	カリント	100 匁	375	50
油揚げ	1 枚	25	8	ドロップ	10 匁	30	10
がんもどき	1 枚	40	5	せんべい	6 枚	30	10
たまごめ	100 匁	375	50	キウワメル	10 匁	25	10
ブドー豆	"	"	60	野菜天ぷら	3 匁	70	10
				おにぎり	1 匁	30	8

第5節 飲食物費

摂取食品量が詳細に判つているのであるから、食品の価格がわかれば食費が計算される。この地域は生活程度の低い人々が多く住んでいるため

物価も安い。しかし一方それに応じて品質は悪い。また10円買いも行なわれることも多いから、その意味でも物価は他とちがつてくる。この地域の食料品店で試買または物価調査をした結果は第Ⅷ—9表の如くである。

これらの物価を基礎として計算した消費単位当り1日飲食物費、1ヵ月推定飲食物費、収入と飲食物費の比率、100cal当り飲食物費を示せば第Ⅷ—10表のようになる。ただしこの場合、しょう油、塩などの調味料は含まれない飲食物費であることを注記する。これらの調味料は記入調査の場合にはつけ落ちが多く、又、つけてあつても使用量が少いためにばつかりしたことがわからないからである。

第Ⅷ—10表を検討すれば、1日の飲食物費は、女主人世帯は男主人世帯よりも各階層とも幾分低く、また収入との関係では自然のとながら両世帯とも収入が増加するに従つて増加している。しかしその増加は熱量の増加ではなく、内容がよくなつていのであることが100cal当りの費用が増加していることから推察される。28年度の調査との比較を第Ⅷ—11表に示す。

本調査と28年度山手の調査とで100cal当りの飲食物費を比較すると、28年度調査においては一番低い階層で100cal当り3円75銭であつたから、物価の上昇を考慮すれば今回の調査の対象の飲食物費は著しく低いものであることがわかる。因みに物価指数の変動は第Ⅷ—12表の如くなつていいる。

1日の飲食物費から1ヵ月分を推定して、それと収入との比率を求めて見た。この場合かなりの誤差があることは心にためておかねばならぬ。その一つは7~10日間の平均を求

第Ⅷ—10表(A) 消費単位当り飲食物費 (調味料不含) 男世帯

世帯番号	消費単位	1日飲食物費 円 銭	1ヵ月推定飲食物費 円	1ヵ月収入 円	収入との比較 %	100cal当り飲食物費 円 銭
16	4.80	52.90	1,585	1,798	88.3	2.87
34	4.05	66.70	2,000	2,024	98.8	3.03
6	3.80	73.20	2,195	2,140	103.0	3.14
12	4.45	51.25	1,535	2,720	56.5	2.49
43	5.90	43.60	1,305	2,730	47.9	2.61
29	6.15	55.20	1,655	2,740	60.5	2.67
32	2.55	84.40	2,520	2,360	87.5	3.59
46	3.45	65.25	1,955	2,930	66.2	3.07
63	3.70	47.60	1,425	2,950	48.4	2.25
	平均	60.90	1,824	2,639	69.0	2.89
67	2.35	53.25	1,595	2,050	77.8	4.00
69	3.50	50.40	1,510	2,290	66.0	2.55
70	1.60	81.70	2,450	2,560	95.5	3.59
35	2.60	69.50	2,085	2,741	75.8	3.20
73	2.75	46.30	1,390	2,790	49.8	3.02
	平均	60.23	1,805	2,486	72.5	3.27
8	2.35	69.50	2,085	3,200	64.9	2.89
1	6.20	63.40	1,900	3,290	57.8	2.75
17	5.15	58.50	1,755	3,380	49.6	3.42
7	1.55	104.00	3,120	3,680	84.8	3.53
21	7.20	72.10	2,055	3,840	53.8	3.26
66	3.65	63.60	1,910	3,920	49.7	3.21
	平均	71.90	2,139	3,580	59.5	3.19
22	3.75	67.50	2,010	4,370	46.1	3.20
28	6.65	41.40	1,240	4,390	28.3	2.41
	平均	54.23	1,625	4,380	37.1	2.81
52	4.90	114.00	3,420	5,380	63.8	4.61
58	2.95	73.25	2,195	5,840	37.6	3.43
	平均	93.63	2,805	5,595	50.4	4.02

第Ⅷ—10表(B) 消費単位当り飲食物費 女世帯

世帯番号	消費単位	1日飲食物費 円 銭	1ヵ月推定飲食物費 円	1ヵ月収入 円	収入との比較 %	100cal当り飲食物費 円 銭
121	3.15	69.00	2,070	2,450	84.5	3.22
102	1.55	74.50	2,240	2,470	90.7	3.18
120	2.65	55.25	1,655	2,690	61.8	3.11
111	3.80	54.00	1,620	2,700	60.0	3.05
125	4.15	46.10	1,380	2,700	51.1	2.85
130	2.70	47.30	1,420	2,700	52.6	3.20
132	3.50	39.10	1,170	2,720	43.0	2.91
123	2.45	70.00	2,100	2,930	71.8	3.00
110	2.35	60.10	1,803	2,950	61.1	2.91
113	4.30	59.30	1,775	2,964	59.9	3.54
	平均	59.48	1,783	2,728	65.4	3.10
129	2.00	72.17	2,160	3,180	68.0	3.35
101	1.35	77.25	2,320	3,460	67.2	2.83
116	2.75	63.00	1,890	3,800	49.4	2.76
	平均	61.14	2,043	3,490	58.8	2.94
115	1.70	97.50	2,910	5,530	52.6	3.52
134	0.80	89.10	2,670	8,075	33.1	3.75

めて得た飲食物費と1カ月のそれとはかなりの差があるべきであると、すなわち調査した期間が恰度収入のあつた日に当つたか、または現金の欠乏した日に当つたかによつて食生活は非常に異つてくるはずであるからである。その2は収入は単なる聞き取りであるから、見栄から少し多めに言つた人もあるであろうし、また保護給付の関係などから少

なめに言つた人もあらうことである。しかしこのようにして計算した比率は、収入が消費単位当り 5,000 円に満たない間は 60% に近い値を示し、収入 3,000 円未満では 60% をこえ 70% に近い数字となつてゐる。なお主人が病人である世帯の係数が 70% をこえてゐることも注意せねばならない。

このような収入のうちに占める飲食物費の高い割合が、単に収入の少いということのみでなく、その収入が小さきまに入ることと、収入を得るために家事につきやす暇がないという2つの原因によつて、さらに内容をともなわない割高になつてゐることは充分に考慮を払わねばならぬ問題である。

第6節 家族間における食事の摂り方の差異

a) 主食の形態

家族内における主人と主婦との食生活に差があるかどうかを知ろうとしてこのような集計を行つた。しかしこの場合に、困難を感じること、この調査が個人別秤量調査でないことから、各自の摂取量はわからないことである。したがつて摂取回数を問題にする以外に方法がない。それゆゑ、調査期間中に食べた回数を、調査期間中の全食数(1日3回として)で除したものを%として比較することとした。この結果は第Ⅶ—13表(A)(B)の如くである。

第Ⅶ—13表に現れた結果は、収入の主体をなすものが米飯を多く食べているということである。このことは同じ収入階層に属しても主人が病人であるか否かによつて主人と主婦の米飯回数が反対になることによつてわかる。3回の食事のうちでは各階層ともに、朝は主人も主婦も米飯を食してゐることが多い。昼は朝さに出ているものが米飯を多く食してゐて、家にいるものがパンまたはうどんを食してゐる。病人の主人はパンを多く食してゐるのは食事の手数を省くためと思われる。夕食は主人も主婦も米飯が少くなり、うどん食が多くなる。このような主食形態の差異は階層間に差が見られない。

彼世帯では主婦の米飯回数は男世帯の主婦よりも多いが、主人よりは少ない。このようなことは、女子の

第Ⅶ—11表 飲食物費の比較

本 調 査			28 年 度 調 査		
世 帯 別	1 日 飲 食 物 費	100cal 当 り 価 格	世 帯 別	1 日 飲 食 物 費	100cal 当 り 価 格
A 男主人世帯	52.90	2.37	被 保 障 世 帯	72.79	3.78
B 主人病人	60.23	3.37	低 所 得	88.37	4.04
B 男主人	60.90	2.83	勞 働 者	86.91	4.09
B 女主人	59.48	3.10	公 務 員	103.68	4.98
C 男主人	71.90	3.19	会 社 員	86.53	3.82
C 女主人	68.14	2.87	自 由 業	146.40	6.88
D 男主人	54.23	2.81	商 業	98.11	4.58
E 男主人	93.63	4.02			
E 女主人	97.20	3.52			

第Ⅶ—12表 物価指数の変動

	28年4月	29年4月
総 合	104.0	114.0
飲食物費総合	327.0	367.0
“ 主食	328.0	360.0
“ 非主食	337.0	370.0

社会的な地位や考え方と何等かの関係があるのであらう。

b) 蛋白質性食品

労働科学研究所が過去に行つた数回の調査(個人別秤量)において、その地方に親縁性が多く残つてゐると思われる地方(多くは農山村)においては、主人と主婦の動物性蛋白質の摂取量が著しく差があり、都市や同じ農山村でも農業に従事しない世帯で主婦が自己の収入を得てゐる世帯では、主人と主婦の動物性蛋白質のとり方は同程度であつたことを経験してゐる。

今回の調査においてこのようなものがあらわれるかどうかを知るために、主人、主婦、子供の動物性蛋白質の摂取回数をしらべて見た。実は摂取回数ではこの差は余り出ないおそれがある。それは封建的と思われる地方においても、主人と主婦の動物性蛋白質の摂取回数はそれ程差はないのである。ただ主婦はその量を少く、魚なら小さいものを食べるという通いがあるのである。しかし今回の調査は個人別秤量調査を行つたわけでないから、各個人の摂取量を知ることとはできないのでやむを得ず摂取回数のみで見ただけである。それゆゑここに現れた結果において、主人と主婦の間の差が少くとも実際にはもつと大きいものと考へてよいのである。なお従来は動物性蛋白質についてのみ比較したが、今回の調査では植物性蛋白質の摂取量すらも、問題とせねばならぬ程に貧困な世帯を対象としたものであるから、主な植物性蛋白質食品の摂取回数をも問題としてとり上げることとした。第Ⅶ—14表の(A)(B)にこれを示す。

この表に示された如く、男世帯においてはすべての階層を通じて主人は主婦よりも摂取回数が多い。これは主として弁当の副食によるものであるが、種類を分ければ、生魚介に差が甚だしく佃煮などは全り差がない。魚の夫ふらは収入階層の低いところでは差がないが、収入階層の高いところでは差が甚しくなる。肉や卵のよいな価格の高いものはそれ程に差を見られない。このようなことは男世帯では、男主人は収入の源泉であるから健康に気をつけていることから生ずる現象であるが、価格の高いものでは男女に差がなく、価格の安いものに差があるということは一見不思議に思われることではあるが、生活が極端に切りつめられてゐる場合、価格の高いものは差をつけようにもそのゆとりがないのであらう。

摂取回数から見てもこの程度の差が見られるのであるから、もし摂取量がしらべられたならばその差はもつと明瞭になるであらう。

第7節 食生活の実際——事例をあげて

a) 世 帯 No. 16

この世帯は7家族で、主人53歳、主婦38歳、長女中学1年生で14歳、外に12歳、8歳の女子、4歳、1歳の男子がいる。12歳、8歳の女子は小学校で給食を受けてゐるがこれは、月、水、金の3日間である。主人は失対日雇で月収 7,200 円位になるが、5月前半の就労日は1日4日5日6日7日8日10日11日13日14日15日の11日間にすぎない。週2日の休みがあることとなる。主婦は、近所の家事手伝(洗濯)に行つてゐるが、月 500 円位になるにすぎない。

先づ1週間の書込調査のうへ、食品の配合の点で最も劣等と思われる日と最良の日の献立を次に示すと第Ⅶ—15表の通りである。

第13表(A) 主 食 の

階 層	世帯番号	消費単位	期					
			主 人			主 婦		
			米 飯	パ ン	うどん	そ の 他	米 飯	パ ン
A	16	4.80	33.3	-	-	-	33.3	-
B	34	4.05	33.3	-	-	-	33.3	-
B	6	3.80	33.3	-	-	-	33.3	-
B	12	4.45	33.3	-	-	-	33.3	-
B	45	5.90	33.3	-	-	-	33.3	-
B	29	3.15	29.6	-	3.7	-	29.6	-
B	32	2.55	33.3	-	-	-	33.3	-
B	46	3.45	33.3	-	-	-	33.3	-
B	65	3.70	33.3	-	-	-	-	-
	平 均		32.8	-	0.5	-	32.8	-
B(主人共人)	67	2.35	-	-	-	-	33.3	-
B(")	69	3.30	29.6	3.7	-	-	29.6	3.7
B(")	70	1.60	-	-	-	-	25.0	-
B(")	35	2.60	14.3	9.5	4.8	スイトン 4.8	14.3	9.5
B(")	73	2.75	22.2	11.1	-	-	16.7	16.7
	平 均		22.1	8.1	1.6	1.6	23.8	6.0
C	8	2.35	28.6	4.8	-	-	28.6	4.8
C	1	6.20	33.3	-	-	-	33.3	-
C	17	5.15	33.3	-	-	-	33.3	-
C	7	1.55	-	33.3	-	-	-	33.3
C	21	7.20	33.3	-	-	-	33.3	-
C	66	3.65	33.3	-	-	-	-	-
	平 均		27.0	6.4	-	-	25.7	7.6
D	22	3.75	33.3	-	-	-	33.3	-
D	28	6.65	33.3	-	-	-	33.3	-
	平 均		33.3	-	-	-	33.3	-
E	52	4.90	33.3	-	-	-	33.3	-
E	58	2.95	14.3	14.3	2.4	スイトン 2.4	23.8	4.8
	平 均		23.8	7.2	1.2	スイトン 1.2	28.6	2.4

項 取 形 態 (%) 男世帯

階 層	世帯番号	消費単位	期					
			主 人			主 婦		
			米 飯	パ ン	うどん	そ の 他	米 飯	パ ン
			23.8	9.8	-	-	19.0	9.8
			30.0	-	3.3	-	8.3	15.0
			30.0	29.6	-	-	33.3	-
			31.7	-	-	いも 1.7	26.7	-
			30.6	-	2.8	-	25.0	2.8
3.7			22.2	7.4	3.7	-	11.1	7.4
			33.3	-	-	-	4.8	14.3
			33.3	-	-	-	12.5	8.3
			19.0	14.3	-	-	-	-
0.5			26.5	6.4	1.2	いも 0.2	17.4	5.8
			-	-	-	-	33.3	-
			29.6	3.7	-	-	29.6	3.7
			カニ 8.3	-	-	-	16.7	12.5
4.8			スイトン 4.8	14.3	14.3	スイトン 4.8	14.3	14.3
			5.6	22.2	5.6	-	27.8	5.6
1.0			カニ 1.7	16.5	13.4	スイトン 1.6	24.3	7.2
			スイトン 1.0	-	-	-	-	-
			11.9	16.7	-	-	9.5	14.3
			33.3	-	-	-	33.3	-
			33.3	-	-	-	5.6	27.8
			33.3	-	-	-	30.0	-
			33.3	-	-	-	33.3	-
			33.3	-	-	-	-	-
7.6			29.7	2.8	-	-	22.3	8.4
			25.0	8.3	-	-	29.2	4.2
			33.3	-	-	-	22.2	11.1
			29.2	4.2	-	-	25.7	2.1
			33.3	-	-	-	33.3	-
2.4			スイトン 2.4	14.3	14.3	4.8	23.8	4.8
1.2			スイトン 1.2	23.8	7.2	2.4	28.6	2.4

第Ⅷ-18表(A) 主 食 の

階 層	世帯番号	消費単位	1 日							
			主 人					主 婦		
			米	飯	パ ン	うどん	そ の 他	米	飯	パ ン
A	16	4.80	9.8	4.8	9.5	いも	9.5	-	-	-
B	34	4.08	30.0	-	3.3	-	-	30.0	-	-
B	6	3.80	14.8	3.7	14.8	-	-	24.1	3.7	-
B	12	4.45	8.0	-	26.7	いも	1.7	3.3	-	-
B	45	5.90	33.3	-	-	-	-	33.3	-	-
B	29	3.15	-	1.9	14.8	オジャ	3.7	-	-	-
B	32	2.55	33.3	-	-	スイトン	13.0	-	-	-
B	46	3.45	12.5	2.1	12.5	スイトン	6.3	33.3	-	-
B	65	3.70	9.5	4.8	19.0	-	-	12.5	-	-
	平	均	17.3	1.6	11.4	いも	0.2	19.5	0.5	-
						スイトン	2.4			
						オジャ	0.9			
B(主人病人)	67	2.35	-	-	-	-	-	20.0	-	-
B(#)	69	3.50	3.7	18.5	11.1	-	-	3.7	18.5	-
B(#)	70	1.60	-	-	-	-	-	20.8	2.1	-
B(#)	35	2.60	-	4.8	9.5	スイトン	14.3	-	4.8	-
B(#)	73	2.75	27.8	-	5.6	-	-	27.8	-	-
	平	均	10.5	7.8	8.7	スイトン	4.6	14.6	5.1	-
C	8	2.35	21.4	-	7.1	-	-	26.2	-	-
C	1	6.20	7.4	9.2	14.8	いも	1.8	7.4	9.2	-
C	17	5.15	16.7	-	16.7	-	-	16.7	-	-
C	7	1.55	10.0	16.7	6.6	-	-	10.0	16.7	-
C	21	7.20	13.3	-	20.0	-	-	13.3	-	-
C	66	3.65	-	14.8	18.5	-	-	-	-	-
	平	均	11.5	6.8	14.0	いも	0.3	14.7	5.2	-
D	22	3.75	16.7	-	16.7	-	-	14.8	-	-
D	28	6.65	2.8	-	25.0	スイトン	5.6	2.8	-	-
	平	均	9.8	-	20.9	スイトン	2.6	8.7	-	-
E	52	4.90	4.8	-	23.8	マンジュウ	4.8	11.9	-	-
E	56	2.95	-	9.5	23.8	-	-	9.5	9.5	-
	平	均	2.4	4.8	23.8	マンジュウ	2.4	10.7	4.8	-

第Ⅷ-13表(B) 主 食 の

階 層	世帯番号	消費単位	朝				昼	
			主婦			主婦		
			米 飯	パ ン	うどん	そ の 他	米 飯	パ ン
B	121	3.15	33.3	-	-	-	33.3	-
B	102	1.55	33.3	-	-	-	9.5	9.5
B	120	2.65	28.6	4.8	-	-	28.6	-
B	111	3.80	33.3	-	-	-	33.3	-
B	125	4.15	33.3	-	-	-	18.5	3.7
B	130	2.70	33.3	-	-	-	18.5	11.1
B	132	3.50	33.3	-	-	-	33.3	-
B	123	2.45	33.3	-	-	-	28.6	4.8
B	110	2.35	33.3	-	-	-	-	29.2
B	113	4.20	3.3	6.6	16.7	スイトン6.6	-	23.4
	平 均		32.8	1.1	1.7	0.7	20.4	8.2
C	129	2.00	23.6	9.8	-	-	23.6	4.8
C	101	1.35	33.0	-	-	-	23.8	4.8
C	116	2.75	33.3	-	-	-	33.3	-
	平 均		30.1	3.2	-	-	27.0	3.2
E	115	1.70	33.3	-	-	-	28.6	4.8
平 均	137	0.80	33.3	-	-	-	33.3	-

摂 取 形 態 (%) 男 世 帯 (つづき)

		1 日									
婦		主 人					主 婦				
うどん	その他	米	飯	パン	うどん	その他	米	飯	パン	うどん	その他
23.8	いも 9.5	66.6	14.3	9.5	いも 9.5	33.3	19.0	33.3	いも 9.5		
3.3	-	93.3	-	6.6	-	71.6	15.0	13.3	-		
5.6	-	51.8	33.3	14.8	-	90.7	3.7	5.8	-		
28.4	いも 4.7	70.0	-	26.7	いも 3.4	63.3	-	28.4	いも 8.4		
-	-	97.2	-	2.8	-	91.6	2.8	5.6	-		
14.8	オジャ 3.7	51.8	9.3	22.2	オジャ 3.7	40.7	7.4	29.6	オジャ 3.7		
-	スイトン 14.8	-	-	-	スイトン 13.0	-	-	-	スイトン 14.8		
-	-	100.0	-	-	-	71.4	14.3	14.3	-		
12.5	スイトン 8.3	79.1	2.1	12.5	スイトン 6.3	58.3	8.3	25.0	スイトン 8.3		
-	-	61.8	19.1	19.0	-	-	-	-	-		
9.2	いも 0.2	-	-	-	いも 0.4	-	-	-	いも 1.2		
-	スイトン 3.3	75.6	8.0	13.1	カニ 0.5	69.7	7.4	14.6	カニ 0.8		
-	オジャ 0.5	-	-	-	スイトン 2.4	-	-	-	スイトン 3.3		
13.3	-	-	-	-	-	86.6	-	13.3	-		
11.1	-	62.9	25.9	11.1	-	62.9	25.9	11.1	-		
2.1	カニ 8.3	-	-	-	-	62.5	14.6	2.1	カニ 20.8		
9.5	スイトン 14.3	28.6	28.6	14.3	スイトン 23.0	28.6	28.6	14.3	スイトン 23.9		
5.6	-	55.6	33.3	11.2	-	72.8	22.3	11.2	-		
8.3	カニ 1.7	49.0	29.3	12.2	スイトン 8.0	62.7	18.3	10.4	カニ 4.2		
-	スイトン 2.9	-	-	-	-	-	-	-	スイトン 4.8		
2.4	-	61.9	21.8	7.1	-	64.3	19.1	2.4	-		
14.8	いも 1.8	74.0	9.2	14.8	いも 1.8	74.0	9.2	14.8	いも 1.8		
16.7	-	83.3	-	16.7	-	85.6	27.8	16.7	-		
6.6	-	43.3	50.0	6.6	-	40.0	50.0	6.6	損失 3.2		
20.0	-	80.0	-	20.0	-	80.0	-	20.0	-		
-	-	66.6	14.8	18.6	-	-	-	-	-		
12.1	いも 0.4	68.2	15.9	14.0	いも 0.3	82.8	21.2	12.1	いも 0.4		
-	-	75.0	8.3	16.7	-	77.1	4.2	18.8	損失 0.7		
18.8	-	69.4	-	25.0	スイトン 5.6	58.3	-	36.1	スイトン 5.6		
25.0	スイトン 5.6	-	-	-	-	-	-	-	-		
21.9	スイトン 2.8	72.2	4.2	20.9	スイトン 2.8	67.7	2.1	27.4	スイトン 2.8		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
16.7	マンジュウ 4.8	71.4	-	23.8	マンジュウ 4.8	78.5	-	16.7	マンジュウ 4.8		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
14.3	-	28.6	38.1	31.0	スイトン 2.4	47.6	19.1	21.3	スイトン 2.4		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
15.5	マンジュウ 2.4	50.0	19.1	27.4	マンジュウ 2.4	63.1	9.6	19.1	マンジュウ 2.4		
-	-	-	-	-	スイトン 1.2	-	-	-	スイトン 1.2		

摂 取 形 態 (%) 女 世 帯

		夕				日			
種		主 婦				主 婦			
うどん	そ の 他	米 飯	パ ン	うどん	そ の 他	米 飯	パ ン	うどん	そ の 他
—	—	8.3	12.5	12.5	—	74.9	12.5	12.5	—
14.3	—	19.0	4.8	4.8	雑炊 4.8	61.8	14.3	19.1	雑炊 4.8
4.8	—	4.8	—	28.6	—	62.0	4.8	33.4	—
—	—	14.3	4.8	14.3	—	80.9	4.8	14.3	—
3.7	スイトシ 3.7	3.7	—	18.5	スイトシ 11.7	55.6	3.7	22.2	スイトシ 13.7
—	粉焼 3.7	—	—	3.7	—	—	—	—	粉焼 3.7
—	いも 3.8	29.6	—	4.8	—	81.4	11.1	3.7	いも 3.7
—	—	28.6	—	9.3	—	95.2	—	4.8	—
—	—	23.8	—	8.3	—	85.7	4.8	9.6	—
—	マンジュウ 4.2	20.8	—	8.3	—	64.1	29.2	8.3	マンジュウ 4.2
6.6	—	6.6	10.0	16.7	—	8.9	40.0	40.0	スイトシ 5.6
2.9	スイトシ 0.4 いも 0.4 マンジュウ 0.4 粉焼 0.4	16.0	3.2	12.2	雑炊 0.5 スイトシ 1.2	66.1	12.5	16.8	いも 0.4 スイトシ 3.2 マンジュウ 0.4 粉焼 0.1 雑炊 0.1
4.8	—	19.0	—	9.5	雑炊 4.8	66.6	14.3	14.8	雑炊 4.8
4.8	—	—	14.3	19.0	—	57.1	19.1	28.8	—
—	—	22.2	—	11.2	—	88.8	—	11.2	—
3.2	—	13.7	4.8	13.2	1.6	70.8	11.1	16.4	雑炊 1.6
—	—	4.8	14.3	14.3	—	66.7	19.1	14.3	—
—	—	33.8	—	—	—	100.0	—	—	—

第Ⅳ—14表 (A) 蛋白質性

階 層	世帯番号	消費単位	生 魚 介			干 魚		
			主 人	主 婦	子 供	主 人	主 婦	子 供
A	16	4.80	-	-	-	-	1.4	1.4
B	34	4.05	8.0	4.0	3.5	-	1.0	-
B	6	3.80	3.3	6.7	6.7	2.2	-	2.2
B	12	4.45	7.0	6.0	5.0	1.0	-	-
B	45	5.90	5.0	3.3	3.8	-	-	-
B	29	3.15	3.3	1.1	3.3	-	-	-
B	32	2.55	アヲ 4.3	4.3	4.3	-	-	-
B	46	3.45	6.2	3.7	3.7	1.3	2.5	4.2
B	65	3.70	4.3	-	2.4	1.4	-	1.4
平 均			4.6	3.5	3.6	0.7	0.5	1.0
B (主人・主人)	67	2.35	-	2.0	2.0	-	-	-
B ()	69	3.50	1.1	1.1	1.1	3.3	2.2	4.4
B ()	70	1.60	-	3.8	3.8	-	-	-
B ()	35	2.60	2.9	2.9	2.9	1.7	1.7	1.7
B ()	73	2.75	1.7	1.7	1.7	3.3	3.3	3.3
平 均			1.9	2.3	2.3	2.8	1.4	1.9
C	8	2.35	1.4	1.4	-	-	1.4	-
C	1	6.20	3.3	3.3	3.3	-	-	-
C	17	5.15	3.3	3.3	3.3	1.7	1.7	1.7
C	7	1.55	11.0	5.0	-	-	-	-
C	21	7.20	6.0	5.0	4.0	3.0	3.0	3.8
C	66	3.65	-	-	-	-	-	-
平 均			4.2	3.6	2.7	0.8	1.2	1.3
D	22	3.75	5.0	3.8	3.8	5.0	6.3	4.4
D	28	6.65	6.7	-	2.5	-	-	-
平 均			5.9	1.9	3.2	2.5	3.2	2.2
E	52	4.90	-	-	-	4.3	1.4	2.4
E	58	2.95	4.3	5.7	2.9	-	-	-
平 均			2.1	2.8	1.4	2.2	0.7	1.2

(注) 子供は未成年者平均を示す。

食 品 摂 取 回 数 (10日間中・男世帯)

さつまあげ、ちくわ			魚 佃 煮			魚 天 ぷら		
主 人	主 婦	子 供	主 人	主 婦	子 供	主 人	主 婦	子 供
2.9	2.9	2.9	-	-	-	-	-	-
2.0	2.0	3.2	3.0	1.0	1.2	2.0	1.0	0.2
-	-	-	1.1	4.4	4.4	1.1	1.1	1.1
3.3	1.7	2.2	5.0	1.7	2.8	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
1.4	1.4	1.4	-	-	-	-	-	-
3.7	3.7	2.5	-	-	-	1.3	1.3	-
1.4	-	1.4	1.4	-	0.4	-	-	-
1.5	1.3	1.3	1.3	1.0	1.1	0.5	0.5	0.2
-	2.0	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	2.2	2.2	2.2
-	-	-	1.4	1.4	1.4	-	-	-
-	-	-	-	-	-	1.7	1.7	1.7
-	0.4	-	0.5	0.3	0.3	1.3	0.8	0.8
2.9	2.9	-	-	-	-	-	-	-
1.1	1.1	1.1	-	-	-	3.3	3.3	3.3
-	-	-	-	-	-	1.7	1.7	1.7
1.0	1.0	-	-	-	-	-	-	-
2.0	2.0	2.0	1.0	1.0	0.6	-	-	-
-	-	-	1.1	1.1	1.1	3.3	-	3.3
1.2	1.4	0.8	0.4	0.2	0.6	1.4	1.0	2.1
-	-	-	1.2	1.2	1.2	6.3	6.3	4.4
1.7	-	1.7	-	-	-	-	-	-
0.9	-	0.9	0.6	0.6	0.6	3.2	1.9	2.2
2.9	1.4	2.4	-	-	-	7.1	5.7	3.9
-	-	-	-	-	2.1	7.2	4.3	1.4
1.8	0.7	1.2	-	-	1.1	7.2	5.0	2.4

第Ⅳ-14表(A) 蛋白質 性

階 層	世帯 番 号	消費 単 位	魚 類 計			肉 類			牛 乳		
			主 人	主 婦	子 供	主 人	主 婦	子 供	主 人	主 婦	子 供
A	16	4.80	2.9	4.3	4.3	-	-	-	-	-	-
B	34	4.05	15.0	9.0	8.1	卵 2.0	-	卵 0.5	-	-	-
B	6	3.80	7.7	12.2	14.4	卵 1.1	卵 1.1	卵 2.2	-	-	-
B	12	4.45	8.0	6.0	5.0	-	-	-	-	-	-
B	45	5.90	18.3	6.7	8.8	-	-	-	-	-	-
B	29	3.15	3.3	1.1	3.3	-	-	-	-	-	-
B	32	2.55	(4.3)	(4.3)	(4.3)	-	-	-	-	-	-
B	48	3.45	12.5	11.2	10.3	卵 1.3	-	卵 1.3	-	-	-
B	65	3.70	6.3	-	5.6	-	-	-	-	-	-
平 均			8.7	6.8	7.1	卵 0.6	卵 0.6	卵 0.5	-	-	-
B(主人病人)	67	2.35	-	4.0	2.0	-	-	-	-	-	-
B(")	69	3.50	6.6	5.5	7.7	-	-	-	-	-	-
B(")	70	1.60	-	3.8	3.8	-	卵 2.8	卵 3.8	-	-	-
B(")	35	2.60	6.0	6.0	6.0	-	-	卵 7.1	-	-	-
B(")	73	2.75	6.7	6.7	6.7	-	-	卵 3.3	-	-	-
平 均			6.4	5.2	5.2	-	卵 0.5	卵 2.8	-	-	-
C	8	2.35	4.3	5.7	-	卵 1.4	卵 1.4	-	-	-	-
C	1	6.20	7.7	7.7	7.7	-	-	-	-	-	-
C	17	5.15	6.7	6.7	6.7	卵 1.7	1.7	1.7	-	-	-
C	7	1.55	12.0	6.0	-	卵 1.0	肉 3.0	-	-	-	-
C	21	7.20	12.0	11.0	10.0	-	-	-	1.0	9.0	-
C	66	3.65	4.4	-	4.4	-	-	-	-	-	-
平 均			7.9	7.4	7.2	卵 0.7 肉 0.5	卵 0.6 肉 0.6	卵 0.4	0.2	1.8	-
D	22	3.75	17.5	15.1	13.8	卵 2.5	卵 2.5	卵 2.5	-	-	-
D	28	6.65	8.4	-	4.2	肉 1.7	肉 1.7	肉 1.7	-	-	-
平 均			13.0	7.6	9.0	卵 1.3 肉 0.9	肉 1.3 卵 0.9	卵 1.3 肉 0.9	-	-	-
E	52	4.90	14.3	8.5	8.1	卵 5.7	卵 4.3	卵 7.6	-	-	3.9
E	58	2.95	11.5	10.0	6.4	-	-	卵 1.4	-	-	-
平 均			12.9	9.3	7.3	卵 2.9	卵 2.2	卵 4.5	-	-	2.0

食 品 摂 取 回 数 (10日間中・男世帯) (つづき)

コ ロ ッ ケ			豆 腐			油 揚、がんもどき			豆 類 品 計		
主 人	主 婦	子 供	主 人	主 婦	子 供	主 人	主 婦	子 供	主 人	主 婦	子 供
1.4	1.4	1.4	-	-	-	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9
3.0	1.0	2.7	1.0	1.0	1.0	3.0	2.0	2.0	4.0	3.0	3.2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	1.1	-	-	1.1	-	-
-	-	-	-	-	-	3.7	5.7	3.7	5.7	5.7	3.7
-	-	-	-	-	-	3.7	2.5	1.6	3.7	2.5	1.6
2.9	-	2.9	1.4	-	1.4	-	-	-	1.4	-	1.4
0.7	0.1	0.7	0.3	0.1	0.3	1.7	1.5	1.3	2.0	1.6	1.9
-	2.0	-	-	-	-	-	2.0	2.0	-	2.0	2.0
1.1	1.1	0.8	-	-	-	1.1	1.1	1.9	1.1	1.1	1.9
-	-	-	-	-	-	-	2.5	2.5	-	2.5	2.5
-	-	-	2.9	2.9	5.7	2.9	2.9	2.9	5.8	5.8	8.6
-	-	-	1.7	1.7	1.7	-	-	-	1.7	1.7	1.7
0.4	0.6	0.2	1.5	0.9	1.5	1.3	1.7	1.9	2.9	2.8	3.3
2.8	1.4	-	-	-	-	1.4	1.4	-	1.4	1.4	-
-	-	-	-	-	-	5.5	-	-	5.5	-	-
1.0	1.0	-	-	-	-	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7
-	1.0	0.5	1.0	1.0	0.5	1.0	1.0	1.0	2.0	2.0	1.5
3.3	-	3.3	3.3	-	3.3	5.5	-	5.5	8.8	-	8.8
1.2	0.7	1.0	0.7	0.2	1.0	2.5	0.8	2.1	3.2	1.8	3.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	0.8	-	-	-	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7
-	-	0.4	-	-	-	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
-	-	-	7.1	8.6	8.1	2.9	1.4	2.9	10.0	10.0	11.0
-	2.9	0.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	1.5	0.4	3.6	4.3	4.1	1.5	0.7	1.5	5.0	5.0	5.5

第四—14表(B) 蛋白質性

階 層	世帯 番号	消費 単位	生 魚 介		干 魚		さつまいも ちくわ		魚 佃 煮		魚 天 ぷ ら	
			主婦	子供	主婦	子供	主婦	子供	主婦	子供	主婦	子供
B	121	3.15	6.3	5.0	3.8	2.1	2.8	1.2	-	-	-	-
B	102	1.55	4.3	2.9	-	-	-	-	-	-	2.8	2.9
B	120	2.65	4.3	2.9	1.4	-	-	-	-	-	-	-
B	111	3.80	7.1	5.7	-	-	-	-	4.3	4.3	-	-
B	125	4.15	-	-	-	-	1.1	1.1	-	-	1.1	1.1
B	130	2.70	1.1	1.1	-	-	-	-	1.1	1.1	-	-
B	132	3.50	1.4	0.4	-	-	4.3	4.3	-	-	-	-
B	123	2.45	1.4	1.4	-	-	2.9	2.9	-	-	1.4	1.4
B	110	2.35	-	-	-	-	-	-	-	-	1.2	1.2
B	113	4.30	-	-	4.0	2.5	-	-	-	-	1.0	0.5
平 均			2.6	1.9	0.9	0.5	1.1	1.0	0.5	0.5	0.8	0.7
C	129	2.00	4.3	4.3	2.9	2.9	-	-	1.4	1.4	-	-
C	101	1.35	1.4	2.9	-	-	-	-	-	-	-	-
C	116	2.75	5.7	5.0	-	-	-	-	-	-	-	-
平 均			4.1	4.1	1.0	1.0	-	-	0.5	0.5	-	-
B	115	1.70	2.9	2.9	-	-	1.4	1.4	1.4	1.4	2.9	2.9
例 外	134	0.80	5.7	-	4.3	-	-	-	-	-	-	-

昼のはんは弁当用で家に残ったものは、うどん。

昼にめざしを食べたのは主婦と子供2人である。毎日の献立に差はな

く表Aの様な連続である。12日にはめざしく、めざしが用いられていたので掲げてみた。単純なしかも栄

養の上からは寒心に耐えない食事は、この一家7人が驚かれている。

6) 世帯 No. 52

最もよい世帯の例である。家族は5人。しかし働き手が多いので、この地区としては豊かな方である。主人は53歳。失対日雇に出て月収8,500円、主婦は46歳。民間事業日雇に出て、月収4,500円、長男18歳は電機工員で月収10,000円、外に14歳の長女、8歳の次男がいる。

主婦が働きに出ているから、朝は主婦が炊飯をするが夕食は主人が子供がする。調査世帯の中ではめざしく牛乳を毎日飲んでいる。毎日の献立を見ると先のNo.16世帯と違って、毎日が一応食事の形をとっている。長男は最高の稼ぎ手であるから、食事の点でも優遇されている。

第四—15表(A) No. 16家の献立 (6月15日)

朝	どはん	昼	どはん	夕	さつまいも
	味噌汁(菜)		うどん		ほうれん草ひたし
			のり佃煮		

第四—15表(B) No. 16家の献立 (6月12日)

朝	どはん	昼	うどん	夕	さつまいも
	味噌汁(菜)		めざし		パン
	うめぼし		パン		みそじる

食品摂取回数 (10日間中・女世帯)

魚 類 計		肉 ・ 卵		牛 乳		コ ロ ッ ケ		豆 腐		餅 干 類		豆 菜 類 計	
主婦	子供	主婦	子供	主婦	子供	主婦	子供	主婦	子供	主婦	子供	主婦	子供
12.6	8.3	-	-	-	-	-	-	-	-	1.2	1.2	1.2	1.2
7.2	5.8	-	-	-	-	2.9	1.4	1.4	1.4	-	-	1.4	1.4
5.7	2.9	-	-	-	-	-	-	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9
11.4	10.0	-	-	-	-	1.4	-	2.9	2.9	2.9	2.9	5.8	5.8
2.2	2.2	肉 3.3 卵 2.2	肉 3.3 卵 2.2	-	-	1.1	1.1	-	-	2.2	2.2	2.2	2.2
2.2	2.2	肉 1.1 卵 2.2	肉 1.1 卵 2.2	-	-	1.1	1.1	1.1	1.1	-	-	1.1	1.1
5.7	4.7	-	-	-	-	-	0.4	1.4	1.4	2.9	2.9	4.3	4.3
5.7	5.7	卵 1.4	卵 1.4	-	-	1.4	1.4	-	-	4.3	4.3	4.3	4.3
1.2	1.2	-	-	-	-	7.5	7.5	1.2	1.2	1.2	1.2	2.4	2.4
5.0	3.0	肉 2.0 卵 1.0	肉 2.5 卵 1.0	-	-	-	-	-	-	1.0	1.0	1.0	1.0
5.9	4.6	肉 0.8 卵 0.5	肉 0.8 卵 0.5	-	-	1.5	1.3	0.8	0.8	1.9	1.9	2.7	2.7
8.6	8.6	-	-	-	3.6	-	-	-	-	-	-	-	-
1.4	2.9	-	-	-	-	-	-	-	-	2.9	2.9	2.9	2.9
6.7	5.0	卵 5.0	卵 4.2	-	1.7	1.7	1.7	-	-	1.7	1.7	1.7	1.7
5.6	5.6	卵 1.7	卵 1.4	-	1.8	0.6	0.6	-	-	1.5	1.5	1.5	1.5
8.6	8.6	卵 1.4	卵 2.9	-	-	-	-	-	-	2.9	2.9	2.9	2.9
10.0	-	卵 1.4	-	-	-	-	-	-	-	2.9	-	2.9	-

次にその一例を示す。

献立を食べた人との関係を見ても一応整っていることがわかる。副食の数が多

いときにお互いに食べわけていることがわかる。前の例ではすでにこのようなゆとりもなかった。

6) 世帯 No. 113

女主人の世帯である。この世帯を例に掲げたのは消費単位当り3,000円に満たない生計費で、5人の家族が暮しているのにその食生活は比較的よく整っているからである。

世帯主は35歳の主婦で失対日雇に出て道徳工事に従事し月収7,399円。長女は事務員で月収5,000円。その外に長男

第四—16表 No. 52家の献立 (6月20日)

食事別	献 立 名	食 べ た 人				
		主人	主婦	長男	長女	次男
朝	どはん 味噌汁(わかめ、とうふ) 玉子 なまあじ	○	○	○	○	○
昼	パン どはん フライ 玉子 お茶	○	○	○	○	○
夕	うどん パン きりり じゃがいも 牛乳 お茶	○	○	○	○	○

15歳。次女13歳。次男8歳がある。炊事は朝の準備は母親、後片付けは長女、昼は次男のみが家に居て、パンですませる。夕食は母親が世話している。

この世帯では3月20日から3月29日までの10日間に米飯を食したのは、3月29日夕食のただ1回しかなかった。

d) 世帯 No. 35

この世帯は保護世帯である。主人は54歳であるが病人である。主婦は53歳で染物工として2,400円の月収を得ている。長女は13歳でこの3人暮らしで、収入は生活保護給付と主婦の月収のみである。主婦が働きに出るので、炊事は長女がしている。この世帯ではよく卵を買うが長女だけが食べ、両親は一切食べない。長女1人を頼りに生活しているというような形が現れている。第Ⅶ-18表に1例を示す。

ごく簡単な食事の形で、たまご、豆腐などは長女の独占である。砂糖を買ってパンにつけ、これだけで1食の食事している日や、うめぼしだけの副食で夕食をすませている日がある。

e) 世帯 No. 130

この世帯は女世帯である。生活保護を受け、内職として袋張りをして500円位の収入を得ている。主婦は44歳。長男12歳、次男10歳の3人暮らしで、つつましい生活をしている。梅干が副食によく使われている。

右の例に示す様な単調な日がつづく。しかし毎日の食事に米飯をかかしたことがない。時には昼を欠食することもある。また子供に毎日10~20円の小遣を与えていることも特徴である。これをおそらく買食に使っていると思われる。また日によつては第Ⅶ-19表(B)のような献立の日もある。

日によつてのむらがはげしいとは何か、食生活に著しい不合理が感じられる。

以上の数例に示したように献立の実例を掲げると、そこには無数の驚くべき単調さがみられ、栄養価では回さない食事の不合理性と栄養すべき貧困と欠乏とが重なり合っている。経済的に打ちひしがれてい

第Ⅶ-17表 No. 113 家の献立 (3月28日)

食事別	献立名	食べた人				
		主婦	長女	長男	次女	次男
朝	うどん煮込	○	○	○	○	○
	もやし ビスケット			○	○	○
昼	コッパパン	○	○			
	うどん煮込 もやし りんご	○		○	○	○
夕	パン (バター附)	○		○	○	○
	いわし干物	○		○	○	○
	さつま揚げ	○		○	○	○
	夏みかん	○	○	○	○	○

(注) 長女夕食は外食。

第Ⅶ-18表 No. 35 家の献立 (5月6日)

食事別	献立名	食べた人		
		主人	主婦	長女
朝	パン	○	○	○
	ごぼう煮 玉子	○	○	○
昼	パン	○	○	○
	とうふ			○
夕	うどん	○	○	○
	梅干	○	○	○

第Ⅶ-19表(A) No. 130 家の献立 (3月28日)

朝	ごはん	昼	同様	夕	同様
	うめぼし				
	たくあん				

第Ⅶ-19表(B) No. 130 家の献立 (×月×日)

朝	ごはん	昼	同様	夕	ごはん
	つけもの				
	豚肉				コロッケ

るがゆえに、さらに食生活が不合理のものとなる色々な現象が見つけられる。

第8節 むすび

小松川3丁目の調査地区には肉屋が見かけられない。その代り豆腐屋が八百屋の数ほどある。また惣菜店が実に繁盛している。物価は山の手に比べて安い、しかし品質は落ちる。魚などは一見して鮮度の低いものであることがわかる。高いものは全然なく、バターはすべてマーガリンでしかもはかり売りの低級品が多い。チーズなどはどんな立派な表通りの一流店に行つても見当らず。売子がそのものを知らない。ベーコンはすべて鯨である。

このような店がこの住人の食生活をまかなっている。

労働科学研究所が1952年の秋に調査した東京都での最低生存費は4,000円と出た。最低飲食物費は2,000円であつた。その後物価は上昇しているにもかかわらず、この調査対象となつた人々のほとんどはこれ以下の食生活をしていて、調査した7~10日間の飲食物費(調味料不含)から推定した飲食物費と収入の比率は60%を超えているものが多かつた。

摂取栄養量は総じて著しく少い。摂取熱量も充分とは思われないが、蛋白質は総じて少く、動物性蛋白質に至つては20~30%の充足率のものが多かつた。このようなことは終戦後の食糧事情の悪かつたころは別として、一般には見られぬことである。

摂取食品の内容から見ると、経済的には不利なのにもかかわらず既製品が多く買われ、又主食には麦類が多くとられ、うどんとして食べられるものが多い。パンも食べられるがこの場合には全然副食なしでパンだけを食べて1食としているものが多い。又いも(さつまいも)類が主食の代用となつている例もある。

これら食生活の全般を通じて見られることは、丁度、終戦直後の一般日本人の食生活が今もそのまま残っているということである。

食物の家族間の配分からみると、まず働き手は主食の面でも蛋白質の面でも優先的に食していることがわかる。夫婦子供の世帯では主人が米食回数も蛋白質の摂取回数も多い。しかし他の一般世帯によく見られる如く、子供に対して優先的な給与は特殊な家庭を除いては見られない。

実例を詳細に見れば見る程、この人々の食生活の単調さと栄養的な不合理がしみじみとわかる。

このような摂取栄養の状況が、生理的にこの人々の健康状態をむしろ悪くしている筈はない。恐らく新陳代謝は最低の線に落ちているであろう。具体的には基礎代謝の低下が見られるに違いない。このような状態が、身体の抵抗力を減少させ、さらにこの人々を疾病の温床におとし込んでいるであろう。そしてそこに見られるものは貧乏の再生産だけであろう。

夕方、食料品店にむらがるこれらの人々のすがた、それは1日の稼ぎの高によつて毎日の食物を買ふことができず、その日暮しの食生活である。このような食生活を栄養学の上から、どうしたらよいかという方策は見当らない。栄養学はわずかにこの人々の当面している危険を表現して警告するにとどまる。

附 錄

氏名	性別	年齢	職業	収入	内職	収入	生活保護	社会保障
山田 太郎	男	45	会社員	250,000	0	250,000	0	健康保険、厚生年金
山田 花子	女	42	専業主婦	0	100,000	100,000	0	健康保険、国民年金
山田 次郎	男	15	学生	0	0	0	0	国民年金、児童手当
山田 一郎	男	65	定年退職	150,000	0	150,000	0	健康保険、厚生年金
山田 三郎	男	70	定年退職	100,000	0	100,000	0	健康保険、厚生年金
山田 四郎	男	75	定年退職	80,000	0	80,000	0	健康保険、厚生年金
山田 五郎	男	80	定年退職	60,000	0	60,000	0	健康保険、厚生年金
山田 六郎	男	85	定年退職	40,000	0	40,000	0	健康保険、厚生年金
山田 七郎	男	90	定年退職	20,000	0	20,000	0	健康保険、厚生年金
山田 八郎	男	95	定年退職	10,000	0	10,000	0	健康保険、厚生年金
山田 九郎	男	100	定年退職	0	0	0	0	健康保険、厚生年金

調査番号																																																				
主 婦 ・ そ の 他 の 役 割	あなたの収入で家計を賄ったことがありますか なし あり 何時頃(年 月 ~ 年 月) そのとき主人の状況	家計のやりくり (誰を指すか)																																																		
	主つ 人にも 家計を 手助け する か	なし (手伝わなくてもいいことなし 主人が好まぬ) 手伝ってほしいくない 主人が好まぬ																																																		
	あ り	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>食料</th> <th>食料 月給</th> <th>住宅 料</th> <th>雑 費</th> <th>買物</th> <th>まさ わり</th> <th>ふとん の上下</th> </tr> <tr> <td>よく 時に △</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>主人から たのんで△</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>										食料	食料 月給	住宅 料	雑 費	買物	まさ わり	ふとん の上下	よく 時に △							主人から たのんで△																										
	食料	食料 月給	住宅 料	雑 費	買物	まさ わり	ふとん の上下																																													
よく 時に △																																																				
主人から たのんで△																																																				
家計の管 理は誰が していま すか 主婦 主人 父母 その他	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>収入の ある人</th> <th>月 日</th> <th>収 入</th> <th>どの程度家計 に入れるか</th> <th>それは主にどん な支出に使うか</th> <th>その他は何 に使うか</th> </tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>										収入の ある人	月 日	収 入	どの程度家計 に入れるか	それは主にどん な支出に使うか	その他は何 に使うか																																				
収入の ある人	月 日	収 入	どの程度家計 に入れるか	それは主にどん な支出に使うか	その他は何 に使うか																																															
☐ 子供を親類、知合にあずけてられますか なし あり (その理由)		☐ 家事の都合で学校をやめますことがありますか 中学——なし あり 小学——なし あり																																																		
☐ 学校(中小)の費用でとまることがありますか なし あり (どんなとき どうして都合つけますか)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th></th> <th>離れ(男女)</th> <th>よくある</th> <th>ときどき</th> <th>ほとんど なし</th> <th>どんな とき</th> </tr> <tr> <td>中学</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小学</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>											離れ(男女)	よくある	ときどき	ほとんど なし	どんな とき	中学						小学																												
	離れ(男女)	よくある	ときどき	ほとんど なし	どんな とき																																															
中学																																																				
小学																																																				
☐ 3歳〜学齢前の子供のある人に 子供さんを保育園に行かせていますか あり なし (その理由)		保育園の費用(月どの位 _____ 円) 家計の負担の程度—かなり負担になる まあよい とまらぬ 保育園の保育時間(午前 _____ 時~午後 _____ 時 希望時間 _____) その他の要望																																																		
☐ 3歳未満の子供さんのある人に 施設その他にあづけていますか いない いる 保育園をのぞみますか いる いない		☐ 学齢前の子供さんと家事、勤務、内職などの関係について																																																		
どうしたら婦人の地位が 向上すると思いますか																																																				
備 省																																																				

食べた食物

用 法

食 品 名	分 量	価 値	使 っ た 食 事
内 堀 米	5 合	1 升 270—	朝と夕食
外 米	2 合	1 升 97—	
押 麦	2 合	1 升 60—	
ジャムツキパン	3 ヲ	36—	ビール
味噌	30 匁位	100匁 25—	
大 根	中 1 本	20—	
煮 干	3 ピヤ	100匁 80—	
玉 子 揚	8 枚	42—	
ゆ 精	大サジ 1 バイ	100匁 40—	
醬 油	1 合	7—	
た り あ ん	1 本	25—	
か け そ ぼ	1 バイ	20—	主人とヒル
あ め	10 ヲ	10—	子 供

[illegible]

食へた食物

11

食 品 名	分	量	ね だ ん	使つた食料

下層労働者家族の生活

—實際調查結果報告書—

昭和31年12月15日 印刷

昭和31年12月20日 発行

發行所 東京都千代田区大手町一ノ七番地
労働省婦人少年局

印刷者 東京都中央区入船町二ノ三番地
永井印刷工業株式会社

